

平成28年壮警町議会第1回定例会を、次のとおり招集する。

平成28年2月18日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成28年3月3日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 専決処分の承認を求めることについて
- (4) 壮警町行政不服審査会条例の制定について
- (5) 壮警町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 壮警町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- (8) 地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- (9) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 壮警町野営場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 壮警町堆肥センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 壮警町過疎地域自立促進市町村計画について

- (15) 室蘭市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定締結について
- (16) 平成27年度壮瞥町一般会計補正予算（第20号）について
- (17) 平成27年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- (18) 平成27年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- (19) 平成27年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第9号）について
- (20) 平成27年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- (21) 平成28年度壮瞥町一般会計予算について
- (22) 平成28年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- (23) 平成28年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- (24) 平成28年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- (25) 平成28年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- (26) 平成28年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

○応招議員（9名）

1番 佐藤 恣君

3番 毛利 爾君

5番 真鍋 盛男君

7番 高井 一英君

9番 松本 勉君

2番 菊地 敏法君

4番 森 太郎君

6番 加藤 正志君

8番 長内 伸一君

○不応招議員（0名）

平成28年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年3月3日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会の所管事務調査結果報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 町政執行方針及び教育行政執行方針
- 日程第 7 議案第11号ないし議案第36号
（提案理由説明）

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一
9番	松本	勉	君					

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君		
副	町	長	杉	村	治	男	君
教	育	長	田	鍋	敏	也	君
会計管理者	小	松	正	明	君		
総務課長（兼）	工	藤	正	彦	君		
企画調整課長	庵	匡	君				
税務財政課長	上	名	正	樹	君		
住民福祉課長	阿	部	正	一	君		
経済環境課長（兼）	山	本	貴	浩	君		
商工観光課長	齊	藤	英	俊	君		
建設課長	作	田	宏	明	君		
生涯学習課長	小	林	一	也	君		
選管書記長（兼）	工	藤	正	彦	君		
農委事務局長（兼）	山	本	貴	浩	君		
監委事務局長（兼）	齋	藤	誠	士	君		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋	藤	誠	士	君
---------	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまより平成 28 年壮瞥町議会第 1 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
7 番 高井一英君 8 番 長内伸一君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 3 月 11 日までの 9 日間といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 3 月 11 日までの 9 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（松本 勉君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
議会一般、総務経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結
果報告、各団体からの陳情、要望等、一部事務組合議会報告につきましては、お手元に配
付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案 26 件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎委員会の所管事務調査結果報告

○議長（松本 勉君） 日程第4、委員会の所管事務調査結果報告を行います。

経済常任委員会委員長から調査結果の報告を求めます。

真鍋経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（真鍋盛男君） 所管事務調査結果報告を申し上げます。

経済常任委員会では、2月8日に町内若手農業者で組織されているYFC壮警との所管事務調査を実施しました。YFC壮警会長からYFCの概要や年間活動内容について説明を受けたところでありますので、調査の内容を報告いたします。

調査事項、YFC壮警について。

調査の方法、懇談会の開催、YFC壮警について、調査をするため懇談会を開催し、YFC壮警会員との意見交換を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席したYFC壮警会員は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、YFC壮警の概要及び年間活動内容について、会長から説明を受けました。YFC壮警は、2010年ごろから農業改良普及センターの職員が壮警町に若手農業者のグループをつくろうと声かけしたのが始まりで、2012年に設立されました。当時の会員数は10人程度でありましたが、現在は20代前半から30代前半までを中心に15人となっております。年間の活動は、大学生の農業体験学習の受け入れや直売活動、加工実習、先進地視察等となっております。会員世代が中心となって担っていくことを考えると、とても不安がある。親の世代が引退した後の農地の活用方法をどのようにしていくか、町と議会と一緒に考えていく必要があるとの話がありました。また、今後は経営者となることから、経営学について学ぶ機会を設けるための補助をお願いしたいとの発言がありました。このほか堆肥センターで製造された堆肥の活用方法や有害鳥獣対策に係る鹿の一斉捕獲等についての意見交換も行いました。

以上で経済常任委員会所管事務調査の結果を申し上げ、報告といたします。

経済常任委員会委員長、真鍋盛男。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 勉君） ただいま報告のありました経済常任委員会の所管事務調査結果について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて委員会の所管事務調査結果報告を終結いたします。

◎行政報告

○議長（松本 勉君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 本日、第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しい中、定刻までにご出席をいただき、まことにありがとうございました。

平成27年第4回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第4回定例会以降における工事発注一覧表を配付してありますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。1月12日から13日の2日間で北海道、北海道開発局、室蘭市等に所在する国、北海道の出先機関など、関係機関の代表、幹部を訪問し、また14日には伊達市内の報道機関等を訪問し、新年の挨拶とともに本町町政運営について必要な支援等の要請を行いました。なお、3日間とも松本議長のご同行をいただいております。

次に、故北の湖敏満氏の日本相撲協会葬への参列についてご報告申し上げます。昨年11月20日に逝去された壮警町の名誉町民であり日本相撲協会理事長の故北の湖敏満氏の公益財団法人日本相撲協会による協会葬が12月22日に両国国技館でとり行われ、地元後援会、高階会長、船田事務局長とともに参列をいたしました。協会葬の前日に北の湖部屋を訪問し、奥様に名誉町民条例に基づく弔慰金をお渡しするとともに、弔意をお伝えいたしました。壮警町からは、同級生や後援会の方々も上京し、同じく北の湖部屋を訪問しており、松本議長も同行をしております。協会葬当日は、会場内に参列できたのは案内を受けた3名だけでしたが、壮警町から訪問した方々に加え、関東そうべつ会会長を初め役員の方々も一緒に一般参列しております。地元壮警町でのしのぶ会につきましては、4月17日曜日にとり行うことで地元後援会と協議をしながら準備を進めているところでありますが、詳細が決まりましたら町民の皆様に広報等でご案内してまいりたいと考えております。

次に、国並びに北海道が平成28年度に予定しております事業の概要についてご報告申し上げます。今年度も国は、経済再生なくして財政健全化なしと2020年度の財政健全化目標の達成に向けた基本方針として、経済再生と財政健全化をともに達成しつつ、中長期的に持続する成長メカニズムの構築を目指す考えであります。経済再生については、消費や投資の拡大に結びつく経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上や供給面の取り組みによる潜在的な供給力の強化、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯どめをかけるまち・ひと・しごとの創生を目指しております。また、北海道開発予算では、新たに北海道総合開発計画策定が平成28年春に予定されており、新計画を踏まえた施策の推進を図るとしてあります。新計画の主要施策は、人が輝く地域社会の形成、世界に目を向けた産業の振興及び強靱で持続可能な国土の形成を重点事項として、北海道の強みである食や観光関連分野等における成長、活性化の流れを伸ばすとともに、北海道全体に波及させるため、国際競争力の強化、国土強靱化等に資するストック効果の高い生産基盤、生活基盤等の社会基盤の整備等を図るため、前年とほぼ同額の総額約5,417億円が配

分されたところであります。

蟠溪道路整備事業についてであります。伊達市大滝区から蟠溪市街地までの第1工区は、皆様ご承知のとおり2月27日から供用を開始されております。平成28年度は、旧道処理の工事を進めていくものと思われ。蟠溪市街地の第2工区では、平成27年度に家屋等の補償物件調査が実施され、今年度も引き続き用地買収、用地補償が進められるものと思っております。また、蟠溪市街地から上久保内までの第3工区は、平成27年度に調査設計が実施され、今年度も引き続き調査設計が進められるものとお聞きをしております。今後第1工区が供用され、残りの区間約2.9キロメートルにおいて鋭意努力されていくものとお聞きをしております。少しでも早く供用開始されるよう要望していく考えであります。

また、平成22年度に発生した上久保内地区地すべりの対応状況についてであります。国道453号の安全通行と周辺農地の地盤安定化を目的として、北海道開発局室蘭開発建設部による集水井2基、室蘭建設管理部による集水井2基等により、現状としては動きがおさまっている状況であります。平成28年度においても引き続き観測を実施しながら状況把握を継続するとのことあります。

次に、北海道が実施する事業の概要についてご報告申し上げます。道路整備事業の道道洞爺湖登別線のうち、壮瞥温泉地区の(仮称)サンパレス工区約1.8キロメートル区間につきましては、平成27年度に物件等補償を実施し、平成28年度は引き続き大型物件等の用地及び物件等補償の交渉を行う予定と伺っております。なお、工事実施時期は、用地補償等のめどがついた段階で開始する予定と聞いております。

次に、(仮称)有珠山外環状線整備事業についてであります。平成22年度に事業採択になり、東湖畔から滝之町をトンネルで結ぶ道道洞爺公園洞爺線、延長約1.6キロメートルにおいては、平成27年度に一部工事を実施しております。平成28年度はいよいよトンネル工事に着手し、2カ年での開通を計画していると聞いております。また、立香から伊達市志門気町に抜ける道道滝之町伊達線、延長約4.2キロメートルは、平成27年度にボックスカルバート工1基及び暫定土工が行われ、平成28年度は立香地区にて橋梁の下部工を計画されているとお聞きしております。

次に、地すべり関連の事業であります。上久保内地区では室蘭建設管理部が平成27年度に地すべり防止区域の指定を行い、平成25年度に国道山側での排水対策工として2基の集水井の設置を実施し、平成27年度は国と同様に観測体制を維持しながら実施しており、引き続き平成28年度も観測するとのことあります。また、北海道、胆振総合振興局農村振興課が所管する幸内1地区地すべり対策事業についてであります。平成27年度にて長流川河床での帯工7基が完成し、比較的落ちついている状況であります。平成28年度においては、予定していた対策工の完了を受け、集水井流末処理、押さえ盛り土植生工等の仕上げを実施しながら、引き続き観測を継続し、その結果により変位が1年以上見られない結果が得られれば、対策工がおおむね完成したと判断し、完了するとのことあります。次に、幸内2地区であります。現在は一時期より変位が観測されておられません。

この地区においては、対策工を実施しておらず、平成 27 年にはボーリング調査及び設計等が実施され、平成 28 年度からは対策工として計画している集水井の設計や用地交渉等が行われるものとお聞きをしております。これから融雪期を迎えるため、観測結果等に注視し、室蘭開発建設部、胆振総合振興局等関係機関との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、農業関連についてであります。幸内弁景地区かんがい用水整備は平成 22 年度より実施してきた事業化のための各種調査、測量等が完了し、平成 26 年度より 3 カ年で工事が実施される見込みでありましたが、平成 26 年度に予定していた事業費が確保できず、事業計画期間を 1 年延長し、平成 29 年度を最終年度とすることとなりました。これまでにファームポンド 1 カ所、導水路工、幹線水路工に着手しており、順調に工事が進められておりますが、平成 28 年度につきましては取水施設、幹線水路工の本体工事とともに散水施設、暗渠排水等の工事が実施される予定であります。このことから、平成 29 年度については工事施工確認と供用開始に向けた確認、評価を実施する見込みとなっております。平成 28 年度から受益者に身近な施設周辺の工事が着手されることとなるため、受益者にも十分理解されるよう意思疎通を図りながら、北海道と連携して事業を進めてまいりたいと考えております。

以上が室蘭開発建設部並びに北海道が平成 28 年度において予定しております事業の概要であります。政府は、平成 28 年 1 月に 3 兆 3,213 億円の補正予算を成立させ、一億総活躍社会に向けた対策費、TPP 関連施策大綱実現に向けた施策、その他喫緊の課題への対応等、他 2 項目に配分して経済再生を推進しようとしております。また、平成 28 年度予算においては、経済再生なくして財政健全化なしを基本方針としており、生活基盤の充実、持続可能な社会保障制度の確立、暮らしの安全、安心といった事項に予算を重点化しております。壮瞥町内では、国、北海道にて多くの社会基盤整備が実施されております。その中で道路、河川、防災整備は、住民生活や経済、社会活動を支える最も重要な社会基盤であります。本町では地すべり現象、噴火災害や地域経済等を想定した整備が実施されておりますが、より一層地域の実情に応じた整備要望を行っていきたいと考えております。町といたしましても、近年の厳しい財政状況を十分認識した上で、地域の意向等を踏まえながら実施機関との意思疎通を図り、関係する事業の実施に努めてまいり所存であります。

以上、平成 27 年第 4 回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（松本 勉君） これにて行政報告を終結いたします。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針

○議長（松本 勉君） 日程第 6、町政執行方針及び教育行政執行方針を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成 28 年第 1 回壮瞥町議会定例会の開催に当たり、町政執行に臨

む私の所信の一端と平成 28 年度予算編成の基本的な考えを申し上げ、議員各位を初め町民の皆様のご理解とご支援を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

私は、昨年 4 月の統一地方選挙において、再び町政を担うこととなり、町民の皆様の町政に対する大きな期待と責任の重大さを改めて実感しております。平成 23 年に壮警町長に就任して以来、「住民協働のまちづくり」、「人に優しいまちづくり」、「産業力向上のまちづくり」、「安全で住みよいまちづくり」の 4 点を掲げ、町民の皆様が満足を感じることができるよう町政運営に取り組んでまいりました。この間、温かいご支援をいただきました議員各位を初め、町民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

しかしながら行政課題は多様であり、短期間のうちに全てが解決するものばかりではありません。公共施設の老朽化への対応や進行する人口減少への対応など、厳しい財政状況の中にあっても、取捨選択し町政運営を進めていかなければなりません。本年は、公共施設等有効活用計画などの諸計画に基づいた施設の維持修繕や改修を進めるほか、平成 28 年度末をもって久保内中学校を閉校するなど、将来に向けて壮警町を継続することができるよう、また、町民の皆様が安心して豊かさを感じながら暮らせるまちづくりに、継続して町政運営に取り組んでまいり所存であります。どうかご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

政府においては、政権与党の高い支持率を背景として各種政策が展開されていることは、既にご承知のことと存じます。人口減少が進み地方が消滅する可能性が指摘されたことを契機に、短期間のうちに地方創生地方版総合戦略の策定や、マイナンバー制度の施行に伴い強力な情報セキュリティ対策が求められるなど、これまでになく急速に変化する時代対応が求められているように感じております。

政府は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を最優先課題として、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」から成る「三本の矢」、いわゆるアベノミクスを一体として、これまで強力に推進してきたことにより、景気は緩やかに回復傾向にあると判断し、さらなる追加政策としてさきの国会で可決成立した 3 兆 3,000 億円余りの大型補正予算や、一億総活躍社会の実現による経済再生と財政健全化の両立を図るとし、前年度を上回る積極的な平成 28 年度予算を編成するなど、我が国の経済再生に取り組む姿勢に期待を寄せるものであります。

しかし一方では、国民の可処分所得がふえない中、消費税率の引き上げなどによる物価上昇を要因として、消費活動は依然停滞しており、経済政策の恩恵が一部にとどまっていることは否めません。

国・地方合わせて 1,000 兆円を超えと言われる債務残高への財政健全化対応や急速に進む人口減少と少子高齢化社会の中で増加する社会保障費へ対応、昨年 12 月に大筋合意し早くも本年 2 月に調印した TPP 問題への対応等々、国内問題に限らず多くの解決すべき課題を抱えています。

北海道においては、この 3 月 26 日に北海道新幹線の開業を迎える明るい話題もありま

すが、道内の経済は依然として厳しい状況にあると思われま

さ。さきに示された平成 28 年度地方財政対策の概要においては、地方交付税特例加算の廃止や臨時財政対策債の対前年度比 16% 余りの削減など、地方にとって大変厳しい財政運営が予想されます。平成 28 年度、地方自治体に交付される地方交付税は、総額 16 兆 7,003 億円と対前年度比 0.3% の減少となっており、本町のように人口規模が小さく、地方交付税に依存する割合が高い町にとっては、国の財政計画の動向に注視しながら、適正な財政運営に努めなければなりません。

地域経済が好循環に結びつくには時間がかかるものと思っているところであり、本町を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。引き続き経常経費の節減に努め健全な財政運営を念頭に置きながら、第 4 次壮警町まちづくり総合計画の進行管理に努め、「町民の皆様が安心して豊かさを感じることができる町づくり」を重要課題と位置づけ、これまでの取り組みを継続して進めてまいります。また、壮警高等学校の老朽化の問題や中学校統合後の学校のあり方、老朽化している公営住宅の建てかえ計画など、将来を見据えた方向性を新年度中に決定しなければならないと考えており、改めて一定の考え方を示し、議員の皆様とも協議を進めていきたいと思っております。

次に、予算編成についての基本的な考え方について申し上げます。

平成 28 年度の予算規模は、一般会計歳入歳出予算総額では、37 億 6,600 万円で、対前年度当初に比較し 4 億 500 万円、9.7% の減少。5 つの特別会計の合計は 12 億 3,700 万円と対前年度と比較して 860 万円、0.7% の増加。一般会計、特別会計の総額では、50 億 300 万円で、対前年度と比較して 3 億 9,640 万円、7.3% の減少としております。

一般会計歳出では、経費別でその概要をご説明いたします。人件費では、昨年 12 月 29 日に特別職職員報酬等審議会の答申を受け、平成 17 年度から実施してきました特別職の給与等の削減措置は平成 27 年度限りとし、平成 28 年度からは条例本則に規定する給料月額から約 3% を削減した額に改正するとともに、期末手当の特別加算措置を廃止することにいたしました。また、7 月に予定されている参議院議員通常選挙に係る事務関連手当、平成 27 年度人事院勧告に基づく給与改定や平成 17 年度から継続してきました役職加算減額措置の中止などの要因により、対前年度比 1.7% の増加を見込んでおります。

物件費では、公共施設指定管理料及び堆肥センター管理委託料の増加などにより、対前年度比 3.2% の増加を見込んでおります。

維持補修費では、壮警町維持補修計画に基づきながら総合政策推進プロジェクトにより策定した壮警町定住促進・公共施設有効活用計画により、将来展望を勘案しながら対前年度比 5.4% の減少を見込んでおります。

扶助費では、近年増加計画にあります医療扶助費や障害者の訓練等給付扶助費等を勘案し、対前年度比 2.4% の増加を見込んでおります。

補助費等では、西胆振消防組合が整備する消防救急デジタル無線や高機能指令台の整備が終了したことにより 4,900 万円ほどの減少となった一方で、じんかい処理の広域連合負

担金の増加や橋梁点検業務などの計上により、対前年度比 5.4%の減少を見込んでおりません。

建設事業費では、昨年国費 100%補助で実施した蟠溪地域地熱資源開発調査事業において約 3 億 1,500 万円の減少となった一方で、農村環境改善センター改修や保健センターの改修、仲洞爺団地の実施設計などを計上しておりますが、対前年度比 32%の減少を見込んでおります。

一般会計歳入では、自主財源である町税収入において、インバウンドの増加傾向による景気の持ち直しにより町民税で対前年度比 7.1%の増加を見込み、町税全体では対前年度比 6.6%の増加を見込んでおります。地方交付税では、平成 27 年度本町に交付された普通交付税交付額は、17 億 2,216 万 7,000 円で当初予算額 15 億 8,000 万円より 1 億 4,200 万円ほど増額となっていること、国の平成 28 年度地方財政計画では対前年度比 0.3%の減少となっていることなどを考慮し、16 億円を見込んでおります。なお、繰入金では、財政調整基金繰入金について対前年度比 26.5%減少の 1 億 3,300 万円を見込んでおります。このため、平成 28 年度末の基金残高は 17 億 8,000 万円余りになると予想しております。近年継続して財政調整基金繰り入れを行う予算編成となっておりますことは、大変厳しいことと認識をし、限られた財源の中で取捨選択した町政運営に取り組まなければならないものと、改めて認識しているところであります。

継続して取り組むべき施策の主な事業の概要について、費目別にご説明いたします。

総務費では、防災関係で 5 カ年継続事業として取り組んでおります防災備品の整備を進めております。また、本格運行しておりますコミュニティータクシー運行事業については、これまでの運行形態を継続してまいります。定住促進・まちづくり推進事業では、制度の定着化を図りながら持ち家住宅取得奨励や空き家改修助成に継続して取り組んでまいります。これまで先送りしてきました農村環境改善センターのアリーナや屋根等の改修を予定したところであります。

民生費では、乳幼児から中学生までの医療費の無料化を継続して進めてまいります。介護保険法の改正に伴い、市町村や社会福祉施設等への役割はより一層重要になることが予想されます。現在、社会福祉協議会へ委託業務として進めております包括支援センター事業は、平成 28 年度限りとし平成 29 年度からは町の自主事業として取り組むことといたしました。町が担うべきものと社会福祉法人等が担うべきものを一定程度整理していかなければ、これからの福祉制度の運用は難しいものと思われれます。今後も社会福祉法人等との連携を図りながら適正な制度運用に努めてまいります。

衛生費では、特定健診や各種がん検診、脳ドック検診など継続して取り組んでまいります。受診率の向上にも努めてまいります。また、保健センターの屋根・外壁等の工事を予定しておりますが、あわせて内部の改修を予定しております。廃止鉱山の中和処理事業や地熱エネルギー維持管理事業では、適切な運用管理を進めてまいります。一昨年度より取り組んでまいりました蟠溪地域地熱資源開発事業は、いよいよ調査事業最終年度を迎

え噴気試験を実施する予定としており、よい結果が得られることに期待をしているところであります。

農林水産業費では、農業生産性向上対策事業として作業性向上対策に要する経費の助成を継続するほか、新規就農者や就農後継者等への資金助成を継続して進めてまいります。堆肥センター運営事業では、昨年コンサルタント業者に業務委託し運営改善に努めてきましたが、その方向性が見えてきたことから、生産方式の変更に加えふるい機の更新を進めてまいりました。平成 28 年度も継続して業務委託を進め安定した堆肥の製造供給体制を構築しなければならないと考えておりますが、販売価格等において改正をしなければならないと判断し、定例議会へ条例改正を提案することといたしました。老朽化が進んでいる農業用排水路等については、修繕改修を計画的に取り組んでまいります。幸内地区道営畑地かんがい事業については、計画どおりに事業が進められるよう北海道との調整を継続して進めてまいります。多面的機能支払い事業では、地域農業者が組織する団体等が取り組んでいる、用排水路等の軽微な修繕や水路の土砂上げ、法面の草刈り等に対して支援を継続して進めてまいります。また、有害鳥獣駆除対策についても継続して進めてまいります。

商工費では、中小企業振興対策事業として住宅等リフォーム支援や商工業活性化事業を継続して進めてまいります。また、洞爺湖園地管理事業として侵食が進んでいる護岸の補修工事とあわせて車両どめ等の工事を進める予定としております。老朽化が指摘されている園地内のトイレ改修については、今後園地のあり方全体についての議論をすることが必要ではないかと考えているところであり、今年度に協議を進めてまいります。

土木費では、補助事業で継続実施を予定する町道菅原線の道路改良舗装工事を進めるほか、町道中島 1 号線の道路整備について調査に着手することを予定しております。公営住宅では、壮瞥温泉団地の屋根・外壁等の工事を進める予定のほか、仲洞爺団地の建てかえに向けた調査設計等に着手することを予定しています。上久保内地区、幸内地区の一部で発生している地すべり対応については、継続して北海道など関係機関と連携を図りながら、本町としても地すべり観測体制を引き続き進めてまいります。

教育費では、特別支援員の配置について継続して取り進めるほか、フィンランド国派遣海外研修事業や社会体育推進事業などについても進めてまいります。また、平成 28 年度末に久保内中学校を壮瞥中学校へ統合することを決定したことから、閉校に向けた事業等を含めて円滑に統合が進められるよう対応してまいります。

人口減少から地域が消滅する可能性があるとした話題は、地方に暮らす人々にショッキングなこととして知れ渡ったことと思います。ですが一方ではそんなに簡単に地域はなくならない。という声も聞こえています。そこには人口が減っている地方も、ただ何も対策を講じないで来たわけではないからであります。本町でもでき得る対応は進めており緩やかな減少に抑えているのが実態であります。

この機会に改めて、将来に向けて壮瞥町を継続することができるよう、また、町民の皆

様が安心して豊かさを感じながら暮らせるまちづくりに、全力で取り組んでまいる決意があります。

議会議員の皆様並びに町民の皆様に、今後とも一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、新年度に当たっての私の所信と予算編成に当たっての説明とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（松本 勉君） 教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 私からは、教育行政執行方針を述べさせていただきます。

我が国は、世界に類を見ない速さで少子・高齢化が進行し、生産年齢人口の減少が見込まれる状況で、また、グローバル化が急速に進展しています。

一人一人の豊かな人生を実現し、将来にわたり成長・発展していくためには、個人の可能性を最大限引き出すとともに、自分の可能性を信じ、夢に向かって一生懸命努力できるよう、子供たち、若者たちの挑戦を温かく応援する社会の実現が必要で、そのためには、教育が重要と言われております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を踏まえ、本町では、昨年9月に総合教育会議が設置され、10月には、「壮瞥町教育大綱」が定められたところです。

教育委員会といたしましては、大綱の基本目標、「人と地域が輝くまちづくり」を実現するため、効果的な事業を具体的に実践してまいる所存であります。

また、望ましい教育環境を最優先に考えた中学校の統合につきましては、平成29年4月から、新しい壮瞥中学校が円滑にスタートするよう、万全の準備を行う所存であります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

まず、学校教育についてですが、「生きる力」の確かな育成につきましては、社会の変化により、子供を取り巻く環境が複雑化、困難化している中で、学校に求められる役割が拡大しております。

学校教育の成否は教師にかかっており、一人の教師の確かな教育実践が、子供たちの成長に直結します。知・徳・体のバランスのとれた育成のため、教師力を高める不断の取り組みが必要です。

教師力の向上に加え、さまざまな業務を連携・分担し、チームとして職務を行う体制を整備し、教育力・組織力を向上させ、一人一人の子供の状況に応じた教育の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

「確かな学力の育成」については、授業研究、研修や本町教育研究会の活動の充実を図るとともに、教員の加配制度の活用など、胆振教育局等の理解を得て、指導体制の充実を図ってまいります。

「豊かな心の育成」については、「私たちの道徳」を活用した道徳教育の充実を図るとともに、「規範意識や倫理観」「生命の尊重や他人を思いやる心」を育成する取り組みを進めてまいります。

「健やかな体の育成」については、小規模校の特性を生かし、個に応じたきめ細かな指導により、運動とスポーツの楽しさ、大切さについて理解を促す取り組みを学校ぐるみで推進してまいります。

平成 27 年度の全国学力・学習状況調査では、本町は、小学校の算数 B を除き全国平均を上回っておりました。全国体力・運動能力調査では、小・中学校の男子は全国平均を上回っておりました。

調査結果を分析し、授業改善と生活習慣の確立を車の両輪と位置づけ、「家庭学習のてびき」や「生活リズムチェックシート」を活用した啓発を行うとともに、PTA 連合会の脱携帯宣言に基づく取り組みを支援・推進し、望ましい生活・学習習慣の定着を図るなど、学力・体力を向上させる取り組みを推進してまいります。

いじめの問題については、いじめ対策の基本方針に基づき、教育相談の充実や「スクールカウンセラー」の活用など、「未然防止」と「早期発見」を図り、いじめを根絶する取り組みを推進してまいります。

また、体罰については、教職員等の意識向上を継続してまいります。

特別支援教育については、一人一人のニーズに応じた適切で必要な教育支援を一貫して行うため、関係機関との連携を強化し、特別支援教育支援員の配置など必要な措置を継続してまいります。

本町は、すばらしい景観、自然と大地の恵みの中で、豊かな農産物を生産し、被災と復興といった「火山との共生」など、地域固有の資源と歴史・文化を有する町です。

こうした資源を生かした「洞爺湖有珠山ジオパーク」や「スポーツ雪合戦」の活動は、住民の英知が生み出した地域固有の資産です。

自然及び人的資源に恵まれた壮瞥のよさを実感し、誇りと郷土愛を育む「ふるさと教育」を各学校において継続して推進してまいります。

また、法改正により選挙権年齢が 18 歳になることから高等学校での政治的教養を育む「主権者教育」に取り組むとともに、議会制民主主義や自治制度を体験的に学ぶ「子ども議会」を継続してまいります。

近年、国内では、火山噴火を含め自然災害が頻発しておりますが、緊急時に教職員と子供たちが的確に行動できるよう、防災教育を充実させるとともに、地域安全協会や生徒指導連絡協議会と連携し、事件・事故の未然防止に努めてまいります。

また、経済的困難を抱える家庭に対して、就学援助を継続するとともに、学校施設の維持管理に必要な補修及び備品類の更新を行い、安心して学べる環境づくりを推進してまいります。

中学校の統合についてですが、平成 26 年 7 月に「適正配置方針」をまとめ、同年 9 月の町議会第 3 回定例会において、「平成 28 年度末までに久保内中学校を壮瞥中学校へ統合する」旨の行政報告がなされました。

中学校の統合は、子供たちの教育を最優先に考えた判断であり、保護者等からの意見を

十分尊重し、最終年となる久保内中学校の教育活動に支障のない体制を整えるとともに、生徒間、保護者間交流や教育課程の連携に加え、スクールバスの更新等を行うなど円滑な統合に向けた取り組みを進めてまいります。

また、統合後の空き校舎の活用については、久保内地区と町全体の活性化に向け、第4次まちづくり総合計画との整合性を図りながら、検討を進めるとともに、整備後38年を経過する校舎など、壮警中学校の望ましい教育環境も含め、町長部局と連携を密にして、検討を進めてまいります。

「学校給食」については、平成26年度から、本町が伊達市へ委託する形で運営しております。

伊達市では、平成30年1月から新たな学校給食センターによる運用に向け、手続が進められていると承知しておりますが、新年度についても連絡、調整を図りながら適正に執行してまいります。

壮警高校については、本年3月の卒業生13名の進路は、進学1名、就職は12名で、本年度も全ての生徒の進路が確定しました。これは教職員の教育活動の成果と高く評価しています。

出願者につきましては、胆振西学区の公立高校の募集人員が変わらない中で、学区内の中学校卒業生が前年に比べ、70名ほど少ないことから、一般受験18名、推薦3名の計21名となったところです。

新年度においても、生徒数の確保に継続して取り組むとともに、特色のある教育実践や農業研修の充実を図るなど、地域、町長部局と一体となった担い手の育成や、安定した進路の確保に努めてまいります。

また、壮警高校を拠点として、町内の保育所、小学校、中学校と連携し、食と農業の大切さを体験的に学ぶ活動の充実を図り、勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進するとともに、「地域とともにある学校づくり—コミュニティ・スクール」の導入に向けた準備を進めてまいります。

このような農業高校の特色を生かした教育を学校・地域・行政が一丸となって推進し、地域産業を担う人材の育成を図り、町立高校の役割、存在意義を、町民の皆様と一層共有できるよう努めてまいります。

また、平成24年3月にまとめた「新しい壮警高校づくり基本方針」に基づき、平成26年度から地域農業科へ学科転換を行いました。

新年度は、学科転換後、3年目となることから、取り組みを評価し、町長部局とともに、将来を見据えた方向性を見出してまいり所存であります。

以上、学校教育について述べました。

今、教育に求められているのは、「社会の宝」「地域の宝」である子供たちが、心身ともに健やかな成長を学校と地域が育んでいくことです。

壮警町は開拓当初から、住民が主体的に学校にかかわり、子供たちにとって望ましい教

育環境づくりを行ってきました。

この精神は、現在もPTAやボランティアの皆さんの活動に継承され、本町の素晴らしい文化だと認識しております。

こうした伝統と基盤を生かし、平成27年度に全ての小中学校に「コミュニティ・スクール」を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進しています。

本町では、土曜日、日曜日や長期休業（夏休み、冬休み）を活用した社会教育による体験活動やスポーツの活動を数多く実施しています。

こうした本町の特色を生かし、「全ては我が国や地域の未来を創り出す子どもたちの成長のために」という言葉を胸に、学校と地域、保護者等、一人一人が教育の当事者となり、地域総がかりで子供たちの「生きる力」を育む社会の実現に向け、より一層取り組み、「学校を核とした地方創生」を継続して推進してまいります。

次に、社会教育についてですが、平成27年度を初年度とする5カ年計画である「第7次社会教育中期計画」は、町民一人一人の学習ニーズに対応するため「いつでも、どこでも、誰でも」学ぶことができる生涯学習社会を実現することを目標としております。

新年度においては、この中期計画に沿って、教育機会の充実を求めている全ての町民に、生涯を通じて多様な学習機会を確保・提供するため、時代や町民ニーズに対応した、芸術・文化の振興、読書の推進、体力の向上を図る生涯教育事業を進めてまいります。

また、本町の抱える課題に対応するため、町長部局等の施策と連携した活動を推進してまいります。

家庭教育は、人間形成の基礎を培う場です。

保護者が子供たちとのかかわり方を学び、実践する力を育成する親子ふれあい事業や親力つむぎ事業、子供朝活事業を継続実施するとともに、子供たちにとって、望ましい生活習慣の定着を図るため、保育所や福祉・医療部局に加え関係機関との連携を強化してまいります。

次代を担う子供たちの成長には、良質な体験活動が重要です。青少年教育については、子ども郷土史講座や、芸術鑑賞会を初め、少年の主張大会や日本の伝統文化である新春書き初め大会などを学校、地域と連携して実施し、豊かな心と生きる力を育ててまいります。

成人・高齢者教育については、山美湖大学や自主的な学習活動である文化教室などを推進するとともに、女性団体連絡協議会や青年会などの主体的な活動やリーダー養成を継続して支援してまいります。

また、豊富な経験や本町の社会教育事業で学んだ知識、技能を持つ方を「人材バンク」に登録し、広く活躍していただく環境を整え、生涯学習活動の充実を図ってまいります。

芸術・文化の振興については、各種団体との連携のもとで地域交流センターを拠点とした芸術・文化活動や芸術鑑賞ツアーを継続実施してまいります。

文化財の保護と活用については、町の史跡である紫明苑の危険木の整理や、郷土史料館友の会の活動を支援するなど、本町の歴史を次世代へ継承する取り組みを推進してまいり

ます。

読書推進については、町民の皆様や子供たちが、読書に、より親しむ取り組みを推進するとともに、図書資料の充実を図ってまいります。

これら活動は、山美湖運営ボランティアや読み聞かせの会、図書運営ボランティアの皆様が主体的な企画、運営により実践されておりますが、これからも団体の皆様と協働して推進してまいります。

次に、国際理解教育については、本年度より、中学生フィンランド国派遣事業を、英語教育の成果を確認する「本町の英語教育の中核事業」と位置づけたところです。

新年度においては、実践的な会話力を身につけさせる取り組みを、学校と社会教育が連携して推進するとともに、小中5年間を見通した系統的・計画的な英語学習プログラムづくりに向けた検討を行うなど、「英語力を育む国際理解教育」の充実に取り組んでまいります。

こうした取り組みを通して、新たな価値を主導・創造し、国際的な視野を持ち活躍できる人材を育成してまいります。

スポーツは、健全な体の維持や人材の育成とともに、合宿の誘致など、地域や圏域の活性化といった視点でも重要です。

新年度においては、「スポーツ推進計画」に沿って各種スポーツスクールの開催を継続するとともに、総合型地域スポーツクラブ地遊クラブ「ジョイ」や体育協会、少年団の活動の支援を強化してまいります。

また、有識者やアスリートを招いた研修会を開催し、リーダーの育成を図るなど、「スポーツを核とした地域づくり」を推進してまいります。

以上、平成28年度の教育行政に関する主要な方針、施策を申し上げます。

我が町の先達は、原生林を切り開き、衣食住全てにおいて困難をきわめた日々の中、「人を育てる」ことが社会を築く根幹と考え、私財を出し合い、子供たちにとって望ましい教育環境づくりを行ってきました。

その不屈の精神により、幾多の自然災害を克服し、137年という年月を経て、現在の町がつくられてきました。

教育委員会といたしましては、こうした先人の思いを継承し、「地域づくりは人づくりから」という信念のもと、関係機関・関係団体との連携を図り、施策と事業を力強く進め、「人と地域が笑顔で輝き、希望を持って子育てしたくなる、教育のまち壮瞥」をつくってまいりたいと考えております。

町民の皆様、議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。教育行政執行方針の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（松本 勉君） これにて町政執行方針及び教育行政執行方針を終結いたします。

これより休憩といたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 11 号ないし議案第 36 号

○議長（松本 勉君） 日程第 7、議案第 11 号ないし第 36 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成 28 年第 1 回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第 11 号から議案第 36 号までの計 26 件であります。

議案第 11 号 固定資産評価委員会委員の選任についてであります。

現委員の飯尾良政氏の任期が平成 28 年 5 月 31 日となっております。その後任として郡松太郎氏を委員として選任いたしたく、提案するものであります。

長年にわたり当町職員として土地改良事業などにかかわり、農地など地域事情にも詳しく、固定資産に対する知識も豊富なことから、当町固定資産評価審査委員として適任であると存じますので、議会の皆様のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、同氏の履歴書につきましては別途配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松本 勉君） 副町長。

○副町長（杉村治男君） 引き続き、議案の説明をいたします。

議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 19 号）。

平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 19 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 44 億 1,314 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 26 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 1,341 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 28 年 2 月 16 日となります。

事項別明細書の歳出から説明をします。7ページ、一般の1ページです。土木費、水道費、水道費で26万7,000円の追加、計で9,007万2,000円となります。簡易水道事業特別会計への繰入金となります。こちらは、国道453号線沿いの久保内の森下興産付近で発生しました水道管の漏水に緊急対応するための予算計上となります。

歳入では、地方交付税で26万7,000円の追加、計で18億7,782万5,000円となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

議案第13号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成27年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第8号）。

平成27年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額1億5,660万2,000円に歳入歳出それぞれ26万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,686万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成28年2月16日であります。

こちら事項別明細書、歳出から説明をいたします。13ページ、簡水の1ページです。総務費、総務管理費の維持費で26万7,000円の追加、計で3,629万8,000円となります。こちらは、先ほど一般会計のほうで説明したとおり、水道管の漏水事故に緊急対応するための修繕料の計上であります。

歳入につきましては、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で26万7,000円の追加、計で8,846万9,000円となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

議案第14号 壮瞥町行政不服審査会条例の制定について。

壮瞥町行政不服審査会条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成26年6月13日公布された行政不服審査法が平成28年4月1日施行されることから、法第81条第1項の規定に基づき、各地方公共団体に設置しなければならないこととなり、壮瞥町行政不服審査会を設置するため、条例制定を提案するものであります。

この条例につきましては、第1条の設置から第15条の罰則までの15条立ての条例とな

ります。

附則で、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するという内容のものであります。

以下の提出議案につきましても関連しますので、概略でご説明をいたします。行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律並びに行政手続法の一部を改正する法律の行政不服審査法関連 3 法が改正をされております。これまで処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度が規定されておりますが、関係法制度の整備、拡充等を踏まえ、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の 3 つの観点から、昭和 37 年の法律制定後約 50 年ぶりに抜本的な見直しがされたものであります。

改正内容の主なものは、審査において処分に関与しない審理員を置き、審査請求人と行政庁の主張を公正に審査すること、裁決においては有識者から成る第三者機関を置くこと、これまでの不服申し立ては審査請求に一元化し、60 日以内の請求期間を 3 カ月以内に延長されることなどとなっております。

議案第 15 号 壮警町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、新旧対照表を別にお配りしておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。内容につきましては平成 26 年 6 月 13 日に公布された行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、平成 26 年 5 月 14 日公布された地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律がいずれも平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに基づき関係する条項を整理するため、条例の一部改正を提案するものであります。

新旧対照表にありますとおり、改正後の案の部分で第 3 条の 2 号、5 号、8 号と条文が追加となっております。

また、12 号にこれまで不服申し立てという表現を審査請求という表現に変えているという内容で、それぞれ条項の追加という内容のものであります。

次に、議案第 16 号 壮警町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町行政手続条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらも平成 26 年 6 月 13 日に公布された行政手続法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律がいずれも平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに基づき、関係する条項の整理をするため、条例の一部改正を提案するものであります。

こちらも新旧対照表を配付しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。条文の追加による改正法律の一部改正による処分等の求めが新設されたことによる章の追加となります。

また、あわせて字句の改正等も必要なことから、字句の改正、それと文言の改正などを

行っております。

こちらは、附則にありますとおり、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するという内容のものとなっております。

次に、議案第 17 号 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてであります。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を、別紙のとおり制定する。

こちら平成 26 年 6 月 13 日に公布された行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに基づき、関連する壮警町の保有する個人情報の保護に関する条例、壮警町情報公開条例、壮警町情報公開・個人情報保護審査会設置条例、壮警町税条例、壮警町固定資産評価審査委員会条例、壮警町手数料徴収条例について、それぞれ関係する条項の整理をするため、条例の一部改正を提案するものであります。

いずれも附則にありますとおり、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行する内容と固定資産の評価審査委員会条例については附則にありますとおり経過措置を設けている内容となっております。

こちら新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、文言の改正等がそれぞれ各条項にございますので、下線部で表記しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、議案第 18 号 地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を、別紙のとおり制定する。

こちら平成 26 年 5 月 14 日に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることから、一般職の職員の給与に関する条例、壮警町職員の寒冷地手当に関する条例、壮警高等学校教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例について、それぞれ関係する条項の整理をするため、条例の一部改正を提案するものであります。

附則としまして、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしております。

こちら新旧対照表を別にお配りしておりますので、そちらを見ていただきたいと思いますが、別表の第 2 に記載をする内容のものであります。

それと、法律改正に伴って引用条文の改正を記載している内容となっております。

次に、議案第 19 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちら平成 26 年 5 月 14 日に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律と平成 27 年 6 月 24 日に公布された学校教育法等の一部を改正する法律がい

ずれも平成 28 年 4 月 1 日に施行されることから、それぞれ関係する条項の整理をするため、条例の一部改正を提案するものであります。

こちらも附則として、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。

こちらも新旧対照表をおつけしております。法律の改正に伴う引用条文の改正を記載するものであります。

次に、議案第 20 号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、特別職の町長、副町長、教育長の給与月額の変更に伴う減額措置及び期末手当特別加算 15%の凍結につきましては、平成 17 年度から平成 27 年度まで継続して実施してまいりました。昨年 12 月 29 日に答申を受けた特別職職員報酬等審議会からの答申を踏まえ、厳しい地方行財政など社会情勢等を勘案しながらこの減額措置を終了し、本則条例額を改正した上で期末手当特別加算の規定を廃止するため、条例の一部改正を提案するものであります。

こちらも新旧対照表をつけておりますが、附則でこの条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するとしております。

新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、給与月額の変更であります。現行の条例では、町長 74 万 6,000 円を 72 万円とするもの、副町長については 61 万 5,000 円を 60 万円とするもの、教育長にあつては 55 万 6,000 円を 54 万円とするものとなっております。また、特別加算の廃止ということの規定してございます。

次に、議案第 21 号 壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、これまで公営住宅法に基づく敷金の取り扱いについて、月額家賃の 3 カ月以内の規定を準用して敷金 3 カ月分と定め、徴収してまいりましたが、月額家賃 5 万円を超える世帯向け特公賃住宅では入居時負担が大きいことから、規定の見直しを図り、2 カ月分の敷金とするため、条例の一部改正を提案するものであります。

附則として、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしております。

また、経過措置としまして、なお従前の例によるという規定を設けております。

該当となるものは、ほくと団地、しらかば団地、ふれあい団地の 3LDK の部分になりまして、それぞれほくと団地で 5 万 8,000 円、しらかば団地で 5 万 6,000 円、ふれあい団地で 5 万 2,000 円の家賃となっているものがございますが、それを今までは 3 カ月分ということでそれぞれ 17 万 4,000 円、16 万 8,000 円、15 万 6,000 円という敷金をいただいていたものを今後は 11 万 6,000 円、11 万 2,000 円、10 万 4,000 円という額に抑えて徴収していきたいという内容のものであります。

次に、議案第 22 号 壮瞥町野営場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町野営場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

これまで平成 25 年 12 月に条例改正し、来夢人の家の入館料等を改めて運用してまいりましたが、キャンプ場で利用されるテントサイトの利用料金について、最近の電気料金の負担上昇や消費税税率 5% 当時の設定料金では運営上支障があると指定管理者である仲洞爺温泉センターハウス管理組合から料金改定の要望書が提出されており、料金改定はやむを得ないと判断し、条例の一部改正を提案するものであります。

附則として、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するという内容であります。

テントサイトの料金については、これまで 420 円であったものを 450 円、320 円とあるものを 340 円、220 円とあるものを 230 円、120 円とあるものを 130 円とそれぞれ改める内容のものであります。

次に、議案第 23 号 壮瞥町堆肥センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町堆肥センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

これまで堆肥センターの経費節減や運営改善についてさまざまな議論を経て、本年度ふるい機の更新にあわせ堆肥製造にかかわるコンサルタントの協力を仰ぎ、堆肥製造方法の改善に着手したところであります。新年度に向けた運営改善について、コンサルタントから指導を受けている販売価格について、従前の 1 トン堆肥を製造するのに 1 万 5,000 円から 1 万 6,000 円のコストをかけてトン 4,000 円で売っていたら赤字がふえる一方で、運営改善はできないとの指摘を受け、これまでの重量販売から容量販売へ変更し、町内と町外を区分した販売価格設定を行うこととするため、条例の一部改正を提案するものであります。

こちら新旧対照表をつけておりますが、附則としてこの条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。ただし書きがございまして、畜ふん堆肥のばらの販売については、平成 28 年 6 月 30 日までの間は改正前の料金設定で対応したいという内容でございます。

それぞれ項目ごとで単価が改正となり、値上がりとなっております。新旧対照表をおつけしておりますので、そちらで確認をいただきたいというふうに思いますが、これまで畜ふん堆肥のばらではトン 4,000 円でありましたが、今後はばらの部分では 1 立方メートル、1 立米あたりを町内にあっては 3,000 円、町外にあっては 6,000 円という単価に改正をします。また、畜ふんの部分では、袋詰め堆肥、これまで 20 リットル分しかございませんでしたが、新たに 40 リットルの袋を追加するという内容のものであります。また、生ごみ、汚泥堆肥については、これまでばらとフレコン、それから袋詰めという 3 種類で対応

しておりましたが、今後についてはばら堆肥の町内販売のみで対応するという内容に改めるものであります。

次に、議案第 24 号 壮警町過疎地域自立促進市町村計画について。

過疎地域自立促進特別措置法により壮警町過疎地域自立促進市町村計画を定めたので、同法第 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

こちらは、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成 22 年度から平成 27 年度の現計画が終了することから、次期計画として平成 28 年度から平成 32 年度の 5 力年の壮警町過疎地域自立促進市町村計画を定めるため、提案するものであります。

過疎地域自立促進市町村計画は、地方版総合戦略との整合性を図ることとされており、農商工連携推進、起業家支援、公共施設の統廃合による機能集約化、再生可能エネルギー活用による地域振興策などの新たな施策を取り入れているところが特徴となっております。

別冊でこの市町村計画をお配りしてございますが、項目に当たってはこの特別措置法に規定されている項目で編成をしてございます。目次の部分では、本町の概要等の記載をまず最初にしておりまして、それ以降産業の振興からその他地域の自立促進に関し必要な事項までの 9 項目についてそれぞれ現状と課題、その対策、計画を記載してございます。また、それ以降に 5 力年の事業計画ではソフト事業の特別事業の事業分を項目毎に記載しているものであります。

次に、議案第 25 号 室蘭市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定締結について。

室蘭市との間において別紙のとおり定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結したいので、壮警町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、議決を求める。

こちらは、平成 22 年 9 月に室蘭市を中心とする 3 市 3 町が定住自立圏を設定し、それぞれが連携の協定を締結し、各種事業の推進に当たってまいりました。平成 23 年から平成 27 年度の事業計画期間終了に伴い、これまでの取り組みや課題など社会情勢の変化等により協定項目にそれぞれそぐわない面が生じてきたことなどから見直しを図り、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 力年を計画期間とする共生ビジョンの改定を行うため、協定の一部変更を提案する内容のものであります。

協定分野の改定では、福祉、住民交流・移住促進を新たに追加するもの、医療を医療・保健に、観光を産業振興にそれぞれ改正すること、具体的な取り組みの追加、削除では、地域福祉の推進、移住定住の促進、地域産業の振興などの追加、それと ICT 遠隔利用の妊婦健診、災害派遣医療チーム編成を削除すること、また文言の整理を行うことなどの内容となっております。

次に、議案第 26 号 平成 27 年度壮警町一般会計補正予算（第 20 号）について。

平成 27 年度壮警町一般会計補正予算（第 20 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 44 億 1,341 万 4,000 円から歳入歳出それぞれ 7,062 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 4,278 万 7,000 円と

する。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をいたします。61ページになります。一般4ページです。総務費、総務管理費、一般管理費で33万3,000円の減額、計で5,208万2,000円となります。役場庁舎等維持管理経費では、入札減による整理となります。役場庁舎内機器管理経費では、コピー機の1枚単価の低い機器の故障による増加となります。

諸費では91万円の追加、計で410万1,000円となります。こちらは、北の湖前相撲協会理事長のしのぶ会実施に要する今年度に必要となる経費の追加となります。実際には、平成28年度の4月の17日にしのぶ会の開催となっておりますので、経費の区分については平成27年度と28年度と2カ年にまたがるということから、それぞれ区分をすることでございます。全体経費としては330万円ほどを予定しております、このたび91万円を追加をする内容のものであります。

財産管理費で247万円の減額、計で6,096万3,000円となります。公共施設管理事業の指定管理者施設について、北の湖記念館の改修を当初予算で計上しておりましたが、地方創生交付金を活用することとなったことによる減額となります。森と木の里センターの簡易宿泊施設整備改修をまた当初予算で計上しておりましたが、建築基準法に基づく整備の必要性について振興局と協議中のため、今年度の整備を見送ることとした予算の整理となります。

戸籍住民台帳費では59万7,000円の追加、計で436万1,000円となります。マイナンバーカード関連事務経費の追加となります。

一般5ページです。企画費では2,452万1,000円の追加、計で1億2,293万5,000円となります。行政情報システム運用管理事業となりますが、国から新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化として現在の基幹系と情報系2分割のシステム体系をマイナンバー制度運用に当たって3分割とし、新たに強固な情報漏えい対策が求められたことから、関係する経費を追加するものであります。なお、こちらは繰越明許により対応をする予定としております。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で1,436万8,000円の減額、計で1億3,571万3,000円となります。国民健康保険特別会計と介護保険特別会計への繰出金の整理であります。

心身障害者福祉費、障害者自立支援費で880万円の追加、計で1億4,634万2,000円となります。障害者の補装具や介護給付・訓練等費の不足分の計上となります。

臨時福祉給付金給付費、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付費で1,455万4,000円の追加となります。国の平成27年度補正予算成立に伴う予算の計上となります。こちらの給付金等につきましては、繰越明許により対応することとなりますが、交付については6月ごろを予定しているものであります。

次に、一般の6ページ、農林水産業費、農業費、畜産業費では財源区分の変更となります。町営牧場維持管理事業では、執行残の整理となります。畜産一般では、草地畜産基盤整備事業の事業量増に伴う追加整理となります。

農地費で47万1,000円の減額、計で3,548万9,000円となります。農地一般事業のうち道営土地改良事業では、受益者負担分の確定に伴う予算整理となります。上久保内地区営農用水確保対策事業と農業基盤整備促進事業では、それぞれ執行残の整理となります。

土木費、土木管理費、土木総務費で2,221万2,000円の減額、計で245万7,000円となります。土木一般事務費では、国費要望額の減額に伴う執行残の整理と民間大規模建築物耐震改修事業では国の時限立法が3年間延長されたことに伴い、事業者の事業延期による予算の整理となります。

道路橋梁費、道路橋梁維持費では財源区分の変更となります。除雪経費等の国費要望額減少に伴う予算の整理であります。

道路新設改良費では3,364万7,000円の減額で、計で5,005万3,000円となります。こちらも国費要望額減少に伴う予算の整理となります。

一般7ページで、水道費では71万8,000円の追加、計で9,079万円となります。簡易水道事業特別会計への繰出金であります。

消防費では4,427万1,000円の減額、計で1億7,763万3,000円となります。消防救急デジタル無線、高機能消防指令センターに係る執行残の整理となります。

教育費、中学校費、学校管理費で394万4,000円の追加、計で2,909万7,000円となります。平成28年度から新たに採択された教科書を使用するため、教師用の教科書及び指導書の購入経費等の追加となります。

社会教育費、交流センター費では財源区分の変更となります。こちらは、当初予定のなかった補助採択決定による予算の整理となります。

給与費で689万9,000円の減額、計で6億8,152万円となります。増額になる部分から申し上げますが、住宅手当は借り上げ住宅入居による増加、期末、勤勉手当は人事院勧告実施対応による増加、産業教育手当と義務教育等教員特別手当は退職者の復帰に伴う増加、僻地手当は該当職員の異動に伴う増加となっております。その他の費目は、予算整理による減額となります。共済組合納付金と特別納付金は、負担率の変更による予算の整理であります。

次に、58ページ……

○議長（松本 勉君） ただいまより昼食休憩といたします。午後の開会は午後1時といたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 26 号の議案説明を継続願います。

副町長。

○副町長（杉村治男君） では、説明を継続いたします。

58 ページ、歳入、一般の 1 ページになります。地方交付税で 4,434 万 2,000 円の追加、計で 19 億 2,216 万 7,000 円となります。これは、普通交付税の財源留保の留保額の計上となります。

分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金で 43 万 4,000 円の追加、計で 212 万 4,000 円となります。

国庫支出金の国庫負担金、民生費負担金で 632 万 9,000 円の追加、計で 1 億 72 万円となります。国保分は、交付額の確定による予算の整理となります。障害者自立支援給付費等は、給付の増加による追加となります。

それから、国庫補助金の総務費補助金では 518 万 5,000 円の追加、計で 1,277 万 8,000 円となります。企画費補助金では、マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ強化対策補助金と選挙費、選挙システム改修補助金の計上となります。戸籍住民基本台帳費補助金では、マイナンバーカード交付にかかわる補助金の計上となります。

一般の 2 ページになります。民生費補助金で 1,454 万 4,000 円の追加、計で 2,551 万 6,000 円となります。社会福祉費補助金は、道補助金に変更となったことによる予算の整理となります。

土木費補助金で 2,882 万 5,000 円の減額、計で 3,108 万 1,000 円となります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 340 万 8,000 円の追加、計で 6,528 万 6,000 円となります。

道補助金、民生費補助金で 1 万の追加、計で 1,127 万 9,000 円となります。国庫補助金の市民後見人推薦事業からの移行分の整理となります。

農林水産業費補助金で 3 万 8,000 円の減額、計で 3,512 万 1,000 円となります。

土木費補助金で 1,035 万 5,000 円の減額となります。

教育費補助金で 4 万 8,000 円の追加となります。

次に、一般の 3 ページ、財産収入、財産売払収入、不動産売払収入で 702 万 1,000 円の追加、計で 961 万 2,000 円となります。これは、道道洞爺湖登別線の交付金工事に伴う町有地の売却代金となります。場所的にはサンパレスさんの前付近となりますが、山林で面積が 302.69 平方メートルとなります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 8,993 万円の減額、計で 8,638 万 4,000 円となります。

町債の総務債では1,870万円の追加、計で7,930万円となります。

土木債では610万円の減額、計で1億4,780万円となります。

消防債では3,540万円の減額で、計で3,350万円となります。

給与費明細表につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

52ページの第2表、繰越明許費では、総務費、企画費で情報セキュリティ強化対策事業、金額2,696万3,000円、民生費、臨時福祉給付金給付費で低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金事業で1,440万5,000円の繰越明許となります。

次のページ、53ページ、第3表、債務負担行為補正では、期間はいずれも平成27年度から28年度となります。庁舎清掃委託料、限度額183万2,000円、情報館施設清掃委託料137万4,000円、町道関内幡溪線地すべり観測委託料120万円、幸内地区地すべり調査委託料160万円、スクールバス運転業務委託料780万円、地域交流センター清掃委託料93万6,000円が債務負担行為となります。

次のページ、54ページ、第4表です。地方債補正では、追加で情報セキュリティ強化対策事業、限度額1,870万円であります。

次に、変更に係る部分ですが、町道菅原線道路整備事業、限度額1,890万円を1,040万円に改めるもの、次のページ、橋梁長寿命化整備事業、限度額750万円を990万円に改めるもの、指令システム及び消防救急デジタル無線整備事業、限度額6,890万円を3,350万円に改めるものとなっております。

次に、66ページになります。議案第27号 平成27年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

平成27年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額5億3,009万2,000円から歳入歳出それぞれ4,951万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,057万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちら事項別明細書の歳出から説明をいたします。72ページになります。国保の3ページです。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で250万円の追加、計で3億2,883万4,000円となります。一般被保険者療養給付費が増加傾向により不足分を計上するものであります。財源区分では、調整交付金等の額の確定に伴い、財源内訳を変更するものであります。

高額療養費、一般被保険者高額療養費では140万円の追加、計で5,524万3,000円となります。一般被保険者療養給付費が増加傾向により不足分を計上するものであります。ま

た、財源区分においても交付金等の額確定に伴い、財源内訳を変更するものであります。

介護納付金では 51 万 8,000 円の減額、計で 2,212 万 9,000 円となります。納付金額の確定による予算の整理となります。

国保の 4 ページ、共同事業拠出金の高額医療費拠出金では 630 万円の減額で、計で 271 万 6,000 円となります。拠出金額確定による予算の整理となります。

保険財政共同安定化事業拠出金で 4,660 万円の減額、計で 5 万円となります。こちらも拠出金額の確定による予算の整理であります。

歳入では、70 ページ、国保の 1 ページになります。国庫支出金、国庫負担金の高額医療費共同事業負担金で 139 万 2,000 円の追加、計で 364 万 5,000 円となります。

国庫補助金、普通調整交付金で 600 万円の減額、計で 3,437 万 9,000 円となります。

道支出金、道負担金、高額医療費共同事業負担金で 139 万 2,000 円の追加、計で 364 万 5,000 円となります。

共同事業交付金では 85 万円の減額で、計で 1,067 万 2,000 円となります。

保険財政共同安定化事業交付金では 3,302 万 7,000 円の減額、計で 2,337 万円となります。それぞれ交付額の確定による予算の整理となります。

次のページ、国保の 2 ページです。繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金では 1,242 万 5,000 円の減額、計で 5,222 万 1,000 円となります。保険基盤安定繰入金軽減分で 32 万 4,000 円の追加、保険基盤安定繰入金支援分で 385 万 8,000 円の追加、財政安定化支援事業繰入金で 39 万 3,000 円の追加で、これはいずれも額の確定による整理となります。その他一般会計繰入金で 1,700 万円の減額となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

次に、議案第 28 号 平成 27 年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について。

平成 27 年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

こちらも事項別明細書、歳出から説明をします。81 ページ、介護 4 ページになります。保険給付費、介護サービス等諸費では 30 万円の減額、計で 2 億 6,979 万円となります。これは、介護報酬改正等による予算の整理となります。

特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費で 30 万円の追加となります。ショートステイ等を利用する低所得者の施設利用が増加傾向にあり、不足分の経費を計上するものであります。

地域支援事業費の介護予防事業費の介護予防特定高齢者施策事業費で 12 万 2,000 円の減額、計で 30 万 7,000 円となります。

次のページの介護予防一般高齢者施策事業費で 12 万円の減額、計で 20 万 1,000 円となります。これは、いずれも新制度の介護予防・日常生活支援総合事業に移行するため、科

目の振りかえとなります。

一般介護予防事業費で 24 万 2,000 円の追加となります。新制度移行に伴う科目の新設となります。

包括的支援事業・任意事業費の包括的支援事業費で 336 万 4,000 円の減額、計で 643 万 6,000 円となります。

それと、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で 336 万 4,000 円の追加となります。こちらも新制度事業移行に伴う予算の整理であります。

次に、78 ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金の介護予防事業で 18 万 7,000 円の減額、計で 1,000 円となります。

地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業で 252 万 7,000 円の減額、計で 1,000 円となります。

地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業で 18 万 7,000 円の追加。

地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業以外で 382 万 2,000 円の追加となります。

道支出金、道補助金、地域支援事業交付金の介護予防事業で 9 万 3,000 円の減額となります。

地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業で 126 万 3,000 円の減額、計で 1,000 円となります。

地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業で 9 万 3,000 円の追加となります。

地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業以外で 191 万 1,000 円の追加となります。

繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金の介護予防事業で 9 万 3,000 円の減額、計で 1,000 円となります。

地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業で 427 万 6,000 円の減額、計で 1,000 円となります。

地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業で 9 万 3,000 円の追加となります。

次のページになりますが、地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業以外で 233 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容ですので、再掲でありますので、説明は省略をいたします。

次に、議案第 29 号 平成 27 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 9 号）について。

平成 27 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額1億5,686万9,000円から歳入歳出それぞれ118万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,568万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明します。89 ページ、簡水の2ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費では財源区分の変更となります。

施設費の建設改良費で86万円の減額、計で2,644万3,000円となります。執行残の整理となります。

公債費の元金では23万8,000円の追加、計で7,088万9,000円となります。

利子で56万6,000円の減額、計で1,161万円となります。こちらは、長期債の金利見直しによる予算の整理となります。

簡水の1ページの歳入では、使用料及び手数料の使用料で155万2,000円の減額となります。計で4,579万8,000円となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で71万8,000円の追加、計で8,918万7,000円となります。

繰越金では46万7,000円の追加、計で46万8,000円となります。

諸収入の雑入では162万1,000円の減額、計で168万円となります。

町債の衛生債では80万円の追加、計で1,550万円となります。

85ページの第2表、地方債補正では、壮警町簡易水道施設整備事業、限度額1,470万円を限度額1,550万円に変更するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

次に、議案第30号 平成27年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成27年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額1億9,817万3,000円から歳入歳出それぞれ34万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,783万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。94 ページの集排1ページになります。集落排水事業費、集落排水総務管理費の集落排水施設管理費で24万3,000円の減額、計で4,960万4,000円となります。執行残の整理であります。

管理型浄化槽事業費の管理型浄化槽総務管理費、管理型浄化槽施設管理費で9万8,000円の減額、計で629万8,000円となります。こちら執行残の整理となります。

歳入では、使用料及び手数料、使用料、下水道使用料で 24 万 3,000 円の減額、計で 2,415 万 5,000 円となります。浄化槽使用料では 9 万 8,000 円の減額、計で 310 万 2,000 円となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

次に、議案第 31 号から議案第 36 号までの 6 件につきましては、平成 28 年度壮瞥町の各会計の予算であります。各会計の予算内容の概要についてご説明を申し上げます。

まず、議案第 31 号 平成 28 年度壮瞥町一般会計予算についてあります。平成 28 年度壮瞥町予算書に基づき説明をいたします。

平成 28 年度の壮瞥町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 37 億 6,600 万円と定める。

歳入出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 9 億円と定めるであります。

第 1 表の歳入歳出予算の款項の区分ごとに説明をいたします。歳入について、款 1 町税では 4 億 246 万 1,000 円で、前年との比較では 2,453 万 1,000 円の増となります。

項 1 町民税で 1 億 1,880 万 3,000 円、項の 2 固定資産税で 2 億 507 万 9,000 円、項 3 軽自動車税で 594 万 5,000 円、項の 4 町たばこ税 2,529 万 6,000 円、項 5 入湯税 4,733 万 8,000 円を計上しております。

地方譲与税では 4,020 万円で、前年との比較では 30 万円の減となります。項 1 地方揮発油譲与税 1,180 万円、項の 2 自動車重量譲与税 2,840 万円を計上しております。

款の 3 利子割交付金で 40 万円。

款の 4 配当割交付金で 70 万円。

款の 5 株式等譲渡所得割交付金で 50 万円。

款の 6 地方消費税交付金で 7,500 万円、前年との比較では 3,100 万円の増としております。

款の 7 ゴルフ場利用税交付金で 1,000 円。

款の 8 自動車取得税交付金で 540 万円。

款の 9 地方特例交付金で 50 万円。

款の 10 地方交付税で 18 億 650 万円で、前年との比較では 2,650 万円の増となります。内訳としまして、普通交付税で 16 億円、特別交付税で 2 億 650 万円を計上しております。

款 11 交通安全対策特別交付金で 1,000 円。

款の12分担金及び負担金で1,792万8,000円で、前年との比較では376万円の増となります。項1負担金で1,107万6,000円、項の2分担金で685万2,000円を計上しております。

款の13使用料及び手数料で1億2,005万9,000円で、前年との比較では572万4,000円の増となります。項1使用料で1億301万3,000円、項の2手数料で1,704万6,000円を計上しております。

款の14国庫支出金では2億3,901万6,000円で、前年との比較では3,650万5,000円の増となります。項1国庫負担金9,793万4,000円、項の2国庫補助金1億3,989万6,000円、項の3委託金118万6,000円を計上しております。

款の15道支出金では3億8,176万8,000円で、前年との比較では132万4,000円の減となります。項の1道負担金で6,434万7,000円、項の2道補助金で4,914万円、項の3委託金で2億6,828万1,000円を計上しております。

款の16財産収入で3,476万円で、前年との比較では439万4,000円の増となります。項の1財産運用収入で2,357万円、項の2財産売払収入で1,119万円を計上しております。

款17寄附金では1,250万1,000円で、前年との比較では800万円の増となります。

款の18繰入金では1億6,597万2,000円で、前年との比較では7,447万1,000円の減となります。項1基金繰入金で1億6,597万2,000円を計上しております。

款の19繰越金では1,500万円で、前年と同額を計上しております。

款の20諸収入では1億1,603万3,000円で、前年との比較では2億9,932万円の減となります。項の1延滞金加算金及び過料で20万5,000円、項の2町預金利子で1,000円、項の3貸付金元利収入で32万7,000円、項の4雑入で1億1,030万円、項の5受託事業収入で520万円を計上しております。

款の21町債では3億3,130万円で、前年との比較では1億6,630万円の減となります。

次に、歳出についてであります。款の1議会費で4,230万8,000円を計上しており、前年との比較では5万円の減となります。

款の2総務費で3億1,633万円を計上しており、前年との比較では2,426万4,000円の増となります。項の1総務管理費で1億8,393万1,000円、項の2財政費で2,313万3,000円、項の3徴税費で649万1,000円、項の4戸籍住民基本台帳費で328万2,000円、項の5選挙費で504万3,000円、項の6監査委員費で98万1,000円、項の7企画費で9,309万2,000円、項の8統計調査費で37万7,000円を計上しております。

款の3民生費では5億713万3,000円を計上しており、前年との比較では33万7,000円の増となります。項の1社会福祉費で1億9,691万3,000円、項の2老人福祉費で4,717万円、項の3心身障害者福祉費で1億6,100万3,000円、項の4児童福祉費で1億199万9,000円、項の5災害救助費で4万8,000円を計上しております。

款の4衛生費では5億5,314万3,000円を計上しており、前年との比較では2億7,213万8,000円の減となります。項の1保健衛生費で4億4,173万9,000円、項の2清掃費で

1億1,140万4,000円を計上しております。

款の5農林水産業費では1億3,945万7,000円を計上しており、前年との比較では1,987万4,000円の増となります。項の1農業費で1億806万1,000円、項の2林業費で3,089万6,000円、項の3水産業費で50万円を計上しております。

款の6商工費では9,903万3,000円を計上しており、前年との比較では273万3,000円の増となります。

款の7土木費では4億8,183万4,000円を計上しており、前年との比較では4,626万3,000円の減となります。項の1土木管理費で385万5,000円、項の2道路橋梁費で1億7,725万7,000円、項の3河川費で200万8,000円、項の4水道費で5,760万3,000円、項の5下水道費で9,849万9,000円、項の6住宅費で1億4,114万3,000円、項の7都市計画費で146万9,000円を計上しております。

款の8消防費では1億7,226万7,000円を計上しており、前年との比較では4,963万7,000円の減となります。

款の9教育費では2億898万2,000円を計上しており、前年との比較では7,858万6,000円の減となります。項の1教育総務費で3,310万4,000円、項の2小学校費で4,225万8,000円、項の3中学校費で2,975万4,000円、項の4高等学校費で3,738万1,000円、項の5社会教育費で2,938万1,000円、項の6国際交流費で2,364万7,000円、項の7保健体育費で1,345万7,000円を計上しております。

款の10災害復旧費で60万5,000円を計上しており、前年と同額としております。

款の11公債費では5億3,261万1,000円を計上しており、前年との比較では2,610万7,000円の減となります。

款の12諸支出金では130万4,000円を計上しており、前年との比較では1,000円の減となります。

款の13給与費で7億899万3,000円を計上しており、前年との比較では2,057万4,000円の増となります。

款の14予備費で200万円を計上しており、前年と同額を計上しております。

第2表の債務負担行為では、街路灯LED照明導入事業で期間、平成28年度から平成38年度で限度額4,800万円を、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業では期間、平成28年度から平成32年度で限度額815万円を予定しております。

第3表の地方債では、コミュニティーFM放送局事業、限度額250万円を予定しております。起債の方法としては全て以下同じになりますが、普通貸借または証券発行、利率については5%以内、括弧書きとしまして、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率となります。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえすることができるとしております。以下、農村環境改善

センター改修事業、限度額 1,970 万円、町有地活用事業 250 万円、街路灯運営事業、限度額 600 万円、ジオパーク推進事業、限度額 360 万円、地域公共交通対策事業、限度額 1,060 万円、緊急通報システム管理委託事業、限度額 160 万円、保健センター屋根ふきかえ・外壁塗装事業、限度額 1,590 万円、保健センター改修事業、限度額 510 万円、農業生産性向上対策事業、限度額 200 万円、道営土地改良事業、限度額 2,870 万円、昭和新山国際雪合戦事業、限度額 720 万円、冬季アジア札幌大会雪合戦関連事業、限度額 150 万円、洞爺湖ロングラン花火大会事業、限度額 1,100 万円、橋梁長寿命化整備事業、限度額 1,210 万円、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 730 万円、町道菅原線道路整備事業、限度額 1,390 万円、公営住宅建設事業、限度額 2,380 万円、公営住宅改修事業、限度額 3,310 万円、スクールバス購入事業、限度額 720 万円、生涯学習推進事業、限度額 300 万円、臨時財政対策債、限度額 1 億 1,300 万円の計 22 件、合計 3 億 3,130 万円を予定しております。

次に、議案第 32 号 平成 28 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算についてであります。

平成 28 年度の壮瞥町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5 億 1,540 万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 8,000 万円と定める。

第 1 表の歳入歳出予算のうち歳入から説明をいたします。国民健康保険税では 7,103 万 4,000 円を予定しております。

国庫支出金では 1 億 6,999 万 1,000 円。

款の 3 の療養給付費等交付金では 528 万 1,000 円。

款の 4 の前期高齢者交付金では 1 億 2,241 万 1,000 円。

款の 5 道支出金では 4,251 万 7,000 円。

款の 6 共同事業交付金で 6,893 万 8,000 円。

款の 7 の繰入金では 3,522 万 1,000 円。

款の 8 の繰越金では 1,000 円。

款の 9 の諸収入では 6,000 円を計上しております。

次に、歳出では、款の 1 総務費で 436 万 9,000 円。

款の 2 の保険給付費で 3 億 7,573 万 7,000 円。

款の 3 後期高齢者支援金等では 5,074 万 7,000 円。

款の 4 前期高齢者納付金等では 6 万 3,000 円。

款の 5 老人保健拠出金では 5,000 円。

款の 6 介護納付金では 2,053 万 7,000 円。

款の 7 共同事業拠出金で 5,860 万 5,000 円。

款の 8 保健事業費で 481 万円。

款の 9 諸支出金で 22 万 7,000 円。

款の10 予備費で30万円を計上しております。

次に、議案第33号 平成28年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

平成28年度の壮警町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,340万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

第1表の歳入歳出予算につきまして、歳入から説明をいたします。款1 保険料で2,548万5,000円。

款の2 使用料及び手数料で2,000円。

款3 繰入金で1,568万6,000円。

款4 繰越金で1,000円を計上しております。

次のページ、款の5 諸収入で222万6,000円の計上となります。

次に、歳出であります。款の1 総務費で63万3,000円。

款の2 納付金で4,044万2,000円。

款の3 保健事業費で222万3,000円。

款の4 諸支出金で2,000円。

款の5 予備費で10万円を計上しております。

次に、議案第34号 平成28年度壮警町介護保険特別予算についてであります。

平成28年度の壮警町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,660万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は6,000万円と定める。

第1表の歳入歳出予算のうち歳入から説明をいたします。款の1 保険料6,219万9,000円。

款の2 国庫支出金7,475万6,000円。

款の3 支払基金交付金で8,674万7,000円。

款の4 道支出金で5,352万3,000円。

款の5 繰入金で4,936万9,000円。

款の6 繰越金で1,000円。

款の7 諸収入で5,000円を計上しております。

歳出では、款の1 総務費で341万2,000円。

款の2 保険給付費で3億28万円。

款の3 地域支援事業費で2,260万3,000円。

款の4 基金積立金で1,000円。

款の5 諸支出金で4,000円。

款の6 予備費で30万円を計上してございます。

次に、議案第35号 平成28年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

平成28年度の壮瞥町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,800万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

第1表、歳入歳出予算のうち歳入から説明をいたします。款の1 使用料及び手数料で4,617万4,000円。

款の2 国庫支出金で262万4,000円。

款の3 繰入金で5,600万円。

款の4 繰越金で1,000円。

款の5 諸収入で120万1,000円。

款の6 町債で3,200万円を計上しております。

歳出では、款の1 総務費で3,921万円。

款の2 施設費で3,857万2,000円。

款の3 公債費で5,991万8,000円。

款の4 予備費で30万円を計上しております。

第2表の地方債につきましては、壮瞥町簡易水道施設整備事業、限度額3,200万円を予定しております。起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行、利率については5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還の方法については、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえすることができるとしております。

次に、議案第36号です。平成28年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてであります。

平成28年度の壮瞥町集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,360万円とする。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

第1表の歳入歳出予算のうち歳入から説明をいたします。款1 使用料及び手数料で2,729万8,000円。

款の2 国庫支出金で2,900万円。

款の3 繰入金で9,590万円。

款の4 繰越金で1,000円。

款の5 諸収入で1,000円。

款の6 町債で6,140万円を計上しております。

歳出では、款の1 集落排水事業費で1億2,992万5,000円。

款の2 管理型浄化槽事業費で579万6,000円。

款の3 公債費で7,757万9,000円。

款の4 予備費で30万円を計上しております。

第2表、債務負担行為では、水洗便所改造等資金貸付融資に係る損失補償で、期間は平成28年度から平成32年度であります。限度額につきましては、融資金融機関が貸し付けする資金について借り入れ者が損失を与えた金額となります。

第3表の地方債では、下水道資本費平準化債で限度額2,740万円を予定しております。起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率については5%以内とし、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえすることができるとしております。以下、同様となります。農業集落排水機能強化事業で限度額3,400万円を予定しております。

以上が今定例会に提出します議案の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終了いたします。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月4日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2時02分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成28年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成28年3月4日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第14号 壮瞥町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 6 議案第15号 壮瞥町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第16号 壮瞥町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第18号 地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第20号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第21号 壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第22号 壮瞥町野営場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第23号 壮瞥町堆肥センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第24号 壮瞥町過疎地域自立促進市町村計画について
- 日程第16 議案第25号 室蘭市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定締結について
- 日程第17 議案第26号 平成27年度壮瞥町一般会計補正予算（第20号）について
- 日程第18 議案第27号 平成27年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予

- 算（第2号）について
- 日程第19 議案第28号 平成27年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第29号 平成27年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第9号）について
- 日程第21 議案第30号 平成27年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第31号 平成28年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第23 議案第32号 平成28年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第33号 平成28年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第34号 平成28年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第35号 平成28年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第36号 平成28年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について
- 日程第28 発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 意見案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一
9番	松本	勉	君					

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君		
副	町	長	杉	村	治	男	君
教	育	長	田	鍋	敏	也	君
会計管理者	小	松	正	明	君		
総務課長（兼）	工	藤	正	彦	君		
企画調整課長	庵	匡	君				
税務財政課長	上	名	正	樹	君		
住民福祉課長	阿	部	正	一	君		
経済環境課長（兼）	山	本	貴	浩	君		
商工観光課長	齊	藤	英	俊	君		
建設課長	作	田	宏	明	君		
生涯学習課長	小	林	一	也	君		
選管書記長（兼）	工	藤	正	彦	君		
農委事務局長（兼）	山	本	貴	浩	君		
監委事務局長（兼）	齋	藤	誠	士	君		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋	藤	誠	士	君
---------	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
1番 佐藤 恣君 2番 菊地敏法君
を指名いたします。

◎議案第11号

○議長（松本 勉君） 日程第2、議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第12号

○議長（松本 勉君） 日程第3、議案第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 13 号

○議長（松本 勉君） 日程第 4、議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 簡易水道関係につきましては、最近修繕が頻繁に発生していると。ですから、ことしは雪も少なく、しばれがあったのかなという要因もあるかとは思いますが、考えられることは老朽化ということも考えられると思いますが、その辺で抜本的な対策が必要ないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

確かに議員おっしゃるとおり、今年度の修繕工事、漏水にかかわる修繕工事につきましては例年より倍増に近いぐらいしているというのが現状でございます。その中でも久保内地区の漏水が例年になく多かったという今の現状でございます。今回の部分に関しましても久保内地区ということで、まず老朽化の点につきましては耐用年数等にはまだ達していないという形で、今現在老朽化の部分で考えているところにおきますと耐用年数のことを踏まえていくと壮瞥温泉地区、旧虻田で整備した部分が一番古いかというふうに考えてございます。ですから、久保内の地区に関しましては滝之町、仲洞爺、その後東部地区という形になってございますので、まだ耐用年数には達していないというふうには思っておりますけれども、基本的に昨今老朽化して耐用年数を超えたものをどうするかということに関しましては、来年度以降の予算にも計上させていただいておりますけれども、機器の管理、機器の設備、その辺の基本計画とかを策定して、有利な国の補助制度を活用して考えていきたいなというふうに思っておりますし、久保内の地区に関しましては今年度補正させていただきましたけれども、管の改善の調査を 28 年度実施して、そういう少しでも慢性的な漏水とか、現状として対策は考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 14 号

○議長（松本 勉君） 日程第 5、議案第 14 号 壮警町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） この条例の制定については、私は異議ありませんけれども、今までのいろいろな審議会だとか、委員の委嘱方法が違うのではないのかなという感じを受けたものですから、以下述べて質問したいと思います。

幾つかの例を挙げてみたいと思います。先ほど議案第 11 号でしたか、そこで固定資産評価委員の選任について議決されましたけれども、これは地方税法の第 423 条の 3 項で次のように定めているのです。固定資産評価委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の税務義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任するということになっております。それで、先ほど議会の議決をしたのです。また、これからたしか第 20 号でないかと思いますが、きのうの提案説明の中に特別職報酬等審議会の委員の委嘱について説明がありましたけれども、これは条例の中で壮警町の区域内の公共団体等の代表者、その他の住民のうちから必要な都度町長が委嘱すると定めておりますけれども、今回の条例からいきますと第 3 条の第 1 項、審議会の委員は、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、その次が大切だと思うのだけれども、かつという言葉が入っているのです。かつ、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから、町長が委嘱するとあります。法律にもそう書いてあるのです。そこで、このかつという言葉の重要性を考えた場合、小さな町村において法律に関する識見を有する方は少ないと思うのです。ましていないかもしれません。それで、弁護士等はこの法律に識見を有する者となって弁護士等だと思いますけれども、人口の多い都市部には集中して、周辺の小さなところには弁護士等は業務活動をしていないのが実態だと思います。この委員を町長が委嘱することになっていきますけれども、法律に精通した町外の方を委員として委嘱することは法律上、また法務省の指導上どのようになっているか、最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今の壮警町行政不服審査会条例に基づきまして説明をさせていただきたいというふうに思っておりますが、委員につきましては今議員おっしゃったとおりの内容で、第3条で町長が委嘱するという内容になってございます。まだ具体的な委員の検討については行っておりませんが、審査会の設置の仕方につきましては国のQアンドA等を見ますと、この条例の内容でございますが、条例に基づく審査会の審査の内容については個人情報に関する事項も多く、情報公開審査会や個人情報審査会との統合や連携も考えられているところでございまして、壮警町においても壮警町情報公開条例、個人情報保護審査会の委員になっていただくことも一つの方法ではないかというふうには今考えているところでございます。専門的なものにつきましては、第5条で専門委員の選任をすることができるようになってございます。現在総務省を通しまして日本弁護士連合会、日本行政書士会連合会、日本税理士会連合会の各都道府県の窓口、担当者について連絡をいただいております。具体的な想定はできておりませんが、案件に応じまして弁護士、行政書士、税理士の専門家の委員の委嘱につきましても相談や手続が可能な状況となっております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） そういう考えの答弁は想定しておりましたけれども、私は町内からこのような条例の趣旨に沿って委員を選任することは、やはり大変難しいのではないかと考えております。そして、今答弁にもありましたように、地方自治体の設置する第三者機関、これはやはり申し立ての分野が専門的になってくるのではないかなと思うのです。そういう面でやはり人材の選任するということは大変至難のわざではないかなと。そういう面例えば総務省の指導を見ますと、他の地方公共団体と共同して当該機関を設置することもできると書いてありますし、他の地方公共団体に当該事務を委託して処理させることもできると書いてあります。また、審査要求があった場合に臨時に委員を任命する、この3つの例を挙げて総務省では指導していると思うのです。それで、壮警町は単独に設置することでこれを選んだと思うのですけれども、私は悪いとは言っておりません。設置しなければならないので、設置するのですけれども、委員を委嘱する場合本当に難しいのではないかということで、できれば先ほど情報公開とか、いろんな個人情報のこともお話ありましたけれども、その方がこちらの条例で、または国で指導している法律に本当に詳しいのかなと。そういう面を考えた場合、やはり近隣といいますか、町外の弁護士だとか税理士なども選考、委嘱の視野に入れて考えるべきではないかなと私は考えるのですけれども、このことはどうでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

設置の形態につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり単独で設置するほかにも共同設置ですとか事務委託、または一部事務組合等を設けたり、または臨時的に設置する方

法がありますが、胆振町村会を通してというか、その中でもそういう共同設置ですとか、そういうことについては検討した経緯がございますが、なかなかちょっと難しく、それぞれの町で単独で設置という方法をとることとなりました。委員の委嘱につきましても議員のおっしゃるとおりなのですが、その内容によって条例上、先ほどと同じ答弁になりますけれども、専門の者を委嘱する、選任することは可能になっておりますので、実際先ほど申し上げましたが、委員については具体的にまだ検討はしておりませんが、そういうことも踏まえて委員の選任につきましては考えていきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。ぜひ今最後に述べられたような形で委員の委嘱をお願いしたいなど。

そこで、参考までに管内の町、そこでは先ほど私が3番目に申し上げた審査要求があった場合にのみ設置する町村もありますし、またこれをパブリックコメントでやったそうですけれども、その結果見ますと一人もそれに対する意見は出てこなかったということが胆振管内でありました。また、道内でも既に私が言ったように委員の委嘱、これを町外といいますか、その地区の管内の弁護士会だとか税理士会だとか、そういうところから推薦をいただいて、お願いしているという事例もありますので、ぜひせっかくなので、この活動、もしもこういう事態になって審査会が動くときに実際に活動できる組織にしていかなければ、ただ法律で定めてあるから設置するのだということではなくて、やはり後々のことも考えてよろしくをお願いしたいと思います。私の意見ですので、その点については答弁要らないと思いますけれども。

これで終わります。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今議員のおっしゃったことも踏まえて、今後委員の選定については検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 壮警町行政不服審査会条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（松本 勉君） 日程第 6、議案第 15 号 壮警町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 壮警町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号

○議長（松本 勉君） 日程第 7、議案第 16 号 壮警町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 壮警町行政手続条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号

○議長（松本 勉君） 日程第 8、議案第 17 号 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 17 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号

○議長（松本 勉君） 日程第 9、議案第 18 号 地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 18 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号 地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号

○議長（松本 勉君） 日程第 10、議案第 19 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号

○議長（松本 勉君） 日程第 11、議案第 20 号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 20 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 21 号

○議長（松本 勉君） 日程第 12、議案第 21 号 壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号 壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号

○議長（松本 勉君） 日程第 13、議案第 22 号 壮瞥町野営場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 壮瞥町野営場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号

○議長（松本 勉君） 日程第 14、議案第 23 号 壮瞥町堆肥センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

7 番、高井一英君。

○7 番（高井一英君） 私は、堆肥センターの処理手数料を無料にするという形でうたわれているのですけれども、今回堆肥センターの改善の中で水分調整を促進して発酵をよくするという観点からいって、町内で堆肥が不足した場合、町外から堆肥を持ってくるという形になるのですけれども、そのときに今回の場合はある程度水分を調整した堆肥が購入されると思うのですけれども、町外からの場合、そういう容量、水分何%とかという、そういう部分についての明記する必要はないのかという点が 1 点です。

それと、もう一点は、ばら堆肥の販売価格がのっているわけですが、これというのはセンター渡しの価格なのか、それとも配送料を含めた価格なのかについてお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の町外からの堆肥を水分調整された中でのというところですが、特に何%ということでの明記はしておらず、既におが粉ですとかなどで敷きわらにしている人の部分については相当量町内のものに比べれば水分が低いということをもって入れておりますので、特に何%にしないとか、そこまでのことは求めていないというところでございます。

あと、価格につきましては、これは配送料が入っておりませんで、この間行われました説明会の中でも一部ご意見もありましたとおり、配送費については今現在町内一律となっておりますけれども、その部分につきましても地域別で、距離の違いもある中で一律になっておりますので、その辺の部分を検討するかどうかというのはこれから考えていきたいと

思っていますが、今の価格の中には配送費は入っていないというところがございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 幾つか質問したいと思います。

これまで堆肥センターのことについて、視察だとか運営状況、また一般質問、全員協議会、経済常任委員会、コンサルタントの説明など数多くの堆肥場についての運営や課題について話し合いが持たれてきたのは承知のとおりです。そこで、今回の条例の改正で町外の皆さんにも販路を拡大するとあります。初めての取り組みですけれども、どの程度の需要があると想定しているか、もしもそういうことを考えている数字があれば最初にお示しいただきたいなど。

それから、2点目で、販路を拡大した場合、そのエリアといいますか、範囲はとうや湖農業協同組合、すなわちJAとうや湖だと思います。JAとうや湖は、北海道でも最初に農協の広域化に取り組んだところでもありますし、また多彩な農産物を生産している地域でもあります。そして、土づくりだとか、クリーン農業の実践をしている農協だと私は認識しております。そして、その中でもイエスクリーンだとか、エコファーマーの認定だとか、プライベートブランドの確立だとか、また日本で最初のグローバルギャップ、この認定を受けるなど先進的な取り組みをしているところです。そして、この中に壮瞥町からイエスクリーンの取り組みの中に壮瞥町こだわり米を作ろう会だとか、壮瞥町果樹組合、オロフレ地熱利用野菜組合、JAとうや湖ピーマン部会、壮瞥町ゆきのめぐみ生産組合、JAトマト部会だとか、いろいろな部会がこの農協傘下の団体に壮瞥町の皆さんが入って一生懸命努力されている。そこで、このような団体に加盟してとといいますか、入っている方々が町の生産している堆肥をどの程度利用しているか、もしも承知していれば伺いたいと思います。

以上、2点最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

まず、町外の部分での需要をどの程度把握しているかというところなのですが、現状においては町外に全てオープンで売ったという部分がないものですから、どの程度需要があるのかと聞かれば、まだ今その辺についてはさすがに答えは出ないというのがあります。ただ、今までの反応を見ますと、特に2番目の質問にもなると思いますが、ではどの程度の町外への範囲ということになりますと、1つ考えられるのはJA管内が想定できるのかなというふうに考えておりますし、これまでも説明会の中でも町外の方が出席されているのはやはり壮瞥町を除くJA管内の方でございましたので、それが2点目の質問にもあると思いますが、JA管内が1つ想定できるのかなというところがあると思います。議員おっしゃられるとおり、各団体ギャップに認証を受けている農業者さんですとか、クリーン農業の認証を受けている組合さん、また個人の農家さんいらっしゃいます。基本どこがこ

こを使ってどこが使っていないかということについては、どこの農業さんがクリーン農業の認証を受けているかということもわからない中でございますけれども、その中で町として、全体としてですけれども、把握しているのは、現在 49 戸の方が町内の方で農業の方が購入しているという事実はありますから、クリーン農業についても相当数認証されている方がおりますので、その中でもある程度のギャップとクリーン農業をやっている方の部分については 49 軒の中でも相当数あるのかなというふうに考えてはおります。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） それで、今説明でわかりましたけれども、ここに冊子があります。これは、「28 年産湖（みずうみ）こだわり作物栽培基準集」というのです。これは、どこで発行しているかというとうや湖農協クリーン農業協議会、とうや湖農業協同組合でこれに参加している壮瞥町こだわり米を作ろう会から始まって、とうや湖スイートコーン部会まで、たしか 18 種目の 17 団体がこの中に入っているのです。壮瞥からは、いろんな作物、複数でつくっている方もいらっしゃいますので、この中には 76 名の方が参加しております。そこで、この作物栽培基準表を見ますと、壮瞥町で生産している壮瞥の堆肥が何力所か出てきております。そして、その中で例えばトマトの場合であれば 10 アール当たり 1.43 トンの堆肥を入れることが望ましいとか、肥料についても全てこの中に書いてあって、これを生産者は守っているのではないかと思います。そこで、今回こういう指導書の中で全てキログラムだとかトンで表示されているのです。そういう中で今回の条例改正でいきますと、ばらの場合は立米で販売しようということが出ておりますけれども、これはやはり私は従来のトンとして、トン単位でしていくことが望ましいのではないかなと。まして今回の条例改正でとうや湖農協の傘下の皆さんにも利用していただきたいということで、販路を拡大していく上で、やはりその点も考えて立米でなくて従来のトンのほうが私は望ましいのではないかなと、そんなことを考えております。

そして、2 番目にお聞きしたいのは、1 立米 3,000 円となっておりますけれども、この立米をトン換算にした場合幾らになるのかです。この点についても伺いたいなと。

それから、もう一点、別表第 5 条関係で、畜ふん堆肥の袋詰め 40 リッター、町内は 500 円で町外が 600 円、袋詰め 20 リッターが 400 円の 500 円と表示されておりますけれども、私は何か 20 リッターで 400 円で、40 リッター 500 円とちょっと考えておかしいのではないかなと。ということは、皆さんそうすると全部 40 リッター買うと思うのです、100 円違いですから。けれども、そんなに多くなくてもいいという人のために 400 円を 300 円、そして袋詰め 40 リッターを 500 円、町外も今度は町外の 500 円を 400 円にしてやることによって、やはり販路の拡大があるのでないかなと。そのことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

3点ほどあったかと思えます。まず、1点目のトン表記の部分でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、私もクリーン農業の冊子につきましては毎年会議に出席をしておりまして、その辺についてもクリーン農業の担当課長のほうからご説明を受けているところでございますが、議員おっしゃられるとおり、その中での施肥、今言われた反当たり1.43トンという形で、キログラムであったり、トンであったりというので表記はされているのはそのとおりでございます。ただ、施肥する量がトン単位であったことで、販売の単価までそれが直結していなければいけないということは、それは僕はないと思っております。この理由としましては基本的に堆肥製造の時期や堆積等で在庫している、保管している中でその水分の上下が発生をしています。水分差、これは年間で冬につくる堆肥と夏につくる堆肥ではやはり水分差が出るのは仕方ないところなのですけれども、水分量が変わると重量が変化するというので、水分量が増せば、質量が増せば、それは量として減ってしまうというところで、これがどうなのかというところの議論の最初だったというところでございます。ですので、この販売をトンにすると販売量に違いが出てくるために、販売する側としては農業者に対して量をなるべく均一にしたいというところからでございます。

それで、この件につきまして普及センターの担当者であるとか、JAの担当者ともお話をさせていただきましたが、これは受け入れる側、例えば普及センターでも施肥に基づいてその指導も行っているようでございますが、トンで考える方、また立米で考える方、これはその考え次第であって、トンの場合もあれば指導によっては体積、いわゆる立米で計算をしてお出しすることもあるというところがありました。また、JAの担当者とのお話でも販売するときには量を均一にするということにおいての立米表記というのは特に問題ないですし、むしろ農業者に対して平等に販売できることはよいのであって、確かに施肥はトン単位、キログラム単位になっているので、売るときに立米でお金をもらいますけれども、そのときにこれは何トン相当、何キロ相当ですよということできちっと告知をすることで問題はないのではないかとというところでお話をされていたというところでございまして、今回立米表記したというのは同じ量をできるだけ農家の方に平等に販売したいというところからの部分での考えであるというところでございます。

2点目の価格、これ今立米でいきますと、町内3,000円となっておりますが、これをトン換算にしますと単純に今の段階でケース想定しているのはトン当たり6,000円という単価にはなるというふうに考えております。

また、袋詰めの価格の部分についてでございますが、議員おっしゃられるとおり20リッターの袋で400円、町内です。これも町内ですが、40リッターの袋で500円という形で設定をしたところでございまして、量については約倍になるものの単価については100円の違いというところでございますけれども、これは単純に言えば20リッターが400円ですので、40リッターであれば800円ということが量からは言えるのですけれども、まず1つ考えているのが主に40リッターというのは使い勝手からいって農業者の方が使われるこ

とを想定をしておりますので、その中でばらの場合も結構高いものですから、袋については何とか価格を抑えた中で、いわゆるワンコインで買える堆肥という形を目指したということで、500 円にしているということが1点。もう一点が袋詰め堆肥につきましては利益率が非常に高いものですから、議員の皆様にも議員協議会等でお話をしているとおり、近年では1トン当たり大体1万5,000円から1万6,000円の経費がかかっている中で、袋詰め堆肥を40リッターで計算をしますと、例えば1トンから大体60から62袋できる計算になり、それに販売金額の500円を掛けるとトン当たり3万1,000円になることになると、経費から見ても利益率が非常に高いというところで、500円で売ったとしてもこちら側としては経費よりも多く販売できるということと農業者からすればワンコイン、買やすい500円という形で買うことができるということで、そういう値段構成に、100円の違いですけども、しているということが今回の価格改正に至った内容でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） 最後の質問にしたいと思います。

たしか2月3日の日だったと思いますけれども、全員協議会の中で堆肥センターの条例だとか、そういう説明がありました。そのときにたしか利用している農業者の方との懇談会といいますか、そういうのをもちたいということは話ありましたけれども、この懇談会はいつ開催されたのか、そしてその中で、集まった人の数は壮瞥の場合ですから余り多いとは思いませんけれども、その会議の席上、堆肥を利用している方からどんな要望だとか意見が出たのか、そしてその要望や意見に対してこの条例改正を提案する中でどう生かしてきたか、そのことについて最後の質問にしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

懇談会等につきましては、前の議員協議会の中で皆さんにご指摘いただいた中で説明を差し上げましたけれども、2月中に行いたいというところでのお話をさせていただいたところでございますが、現実につきましては懇談会が若干ずれ込み、3月の2日に行わせていただいたところであります。この中で農業者は各農事組合長と堆肥購入者50名程度へ案内を差し上げまして、出席者につきましては農業者が12名出席されたところでございます。意見としては、実質値上げというところは意見もございましたが、もっと早く説明があってもよかったなということ、それと立米売りだと今まで実践してきたトン表記と違って来るので、わかりづらいなどという言葉もございました。それも逆な意見ということ

で、トン売りはその季節によって同じトラックに載せても量が違っていたことも、見た目です、あったと、こういうこと。それと、見た目でも平等性からいっても立米表記がやはり合っていると思っっているということ、それと高くてもいい堆肥は必要で、土壌改良には不可欠であるということ、あと堆肥以外の中では支払い方法、これが柔軟にできるように、例えば組勤を使うなどの農協などと協議をしてほしいということ、それと配達手数料が町内今一律でトン当たり1,000円ということですがけれども、町内一律なので、近い人も遠い人も同じ配達手数料を払わなければいけない、こういう不公平感があるので、価格差を設けられないかななどの意見が出されたところでございます。

それで、この内容につきまして条例に関しては既に上程をさせていただいていたというところもあって、議員の皆様にも説明していた2月中にできなかったということは率直におわび申し上げたいというふうに考えておりますし、これが農業者に当たっても説明がくれたということも、これはおわびを申し上げたいというふうに考えております。

このような中で、説明会行ったところでございますけれども、後にでてきました支払い方法の柔軟に対応できる部分ですとか、配達手数料の不公平感、この2点につきましてはその意見を踏まえまして、今後条例施行規則が現在もございまして、その中に表記されている部分でもございますから、早急にその中で検討をいたしまして、なるべく平等感が得られるような形で、農業者の方に理解得られるような形で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私第4条の処理手数料を無料にするという部分についてお聞きしたいと思います。

無料にするということは、これまで手数料を徴収した実績はないということでございますけれども、例えば畑作栽培の俗に言う野菜残渣なんかの処理が行われることはあり得ないのかと。というのは、過去に野菜残渣がありまして、これはたしか町外だったと思うのですが、水分が多い野菜残渣を要は高いコストをかけてうちで処理したという実態があったわけで、本来はそのときにはやはりそれは手数料を徴収すべきだったろうと。だから、実態がないというのはいささか疑問があるというのがまず1つ。それとあと、5条の部分の販売できる堆肥、5条の2項です。町外に販売できる堆肥は畜ふんのみとすると。これは、生ごみ、汚泥堆肥は町内に限定しているわけですがけれども、これを町内に限定した理由といたしますか、経過についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

まず、今回から手数料無料にするというところでの部分でございますけれども、これまでもといいますか、過去に町外のほうから非常に水分の多い野菜残渣を受け入れたというところで、過去にあったというところは全くそのとおりでございます、実態がなかった

のかといえ実態がないのではなく、適用しなかったというのがそのとおりなのかなと思っております。今回の手数料無料の部分につきましては、有機資源がどういうもので、どういうものを受け入れるのかということになるかと思えます。この辺につきましては、現在もあります。条例施行規則の中で堆肥の原料についてうたわれておりますけれども、その中で基本的にといいますか、原則として生ごみ等については町内から排出されるものという形で、言われたようないわゆる野菜残渣ですとか、そういうものについては町外からは受け入れるということは想定は全然していないということ。

それと、2点目の生ごみは町内限定にした理由ということでございますけれども、無料にした原因は、1つは製造量がやはり少ないということが1つ上げられまして、町外から注文を受けたとしても応えられる状況ではないことが今現在でもありますので、この生ごみの堆肥につきましては町内の排出された生ごみを使用、約230トンほど年間搬入しておりますが、それと汚泥を入れた中でこれまでどおり製造して、町内向けの一般消費者をメインとして販売をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 条例改正に当たって、何点か確認も含めてお伺いしたいと思っております。

今前段に佐藤議員のほうからも質問がありましたけれども、いわゆる販売の表記が重量から容積という部分の中で、私も3月2日の懇談会に出席をいたしました。その中で表記がなかなかなじまないというような意見は多く出ていたのかなと思っております。これは、今説明もありましたとおり、ある意味どちらが公平かとか、そういう部分では一長一短あるのが実態なのかなと。ただ、今土壌分析をもとに堆肥の成分を計算した堆肥の散布量の指導がキロなりトンなりの表記が多いという部分に対して、なかなか使う側として理解しがたいところがある。利用しづらいところがあるというような意見だったのかなと思っております。同時に価格が上がることに對しては、これはやむを得ないだろうと。むしろ安定的に堆肥センターが運営されていくことが大事だというような意見として私も聞き及んでいるのですが、表記の部分の中でなかなかなじまないという部分がある。それに対して、これはあくまで立米で算出して価格は決められていいと思うのですが、その出荷する際に計測器も、はかりもありますから、なれるまでの間そこではかって、その分も表記して、例えば2立米、1トンとか、2.5でも1トンとか、そういう形で併記して農家の方になれていただくということも検討できないかどうかという点を1点質問したいと思います。

それから、町内と町外で差をつけるという部分の中で、ばらは約倍の町外の値段になると。袋詰めにおいてはそれぞれ100円の違いなのですが、これはいわゆる町外の方が買ったということではなくて、販売の場所が町内で販売、例えば農協の壮警支所だとか、道の駅だとかで販売する部分と伊達のホームセンターですとか、ほかの農協の支所だとか、そ

ういう販売の場所での違いというふうにちょっと聞き及んだのですが、その辺の確認も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の表記がなじまないことに関する対応というところかなというふうに思いますけれども、議員おっしゃられるとおり、やはり最初なじまないということもあるだろうということで、これは現場職員とも既に打ち合わせをしております、基本的にははかりもありますので、こちらの対応として立米売りはするのだけれども、当然必要であればトン表記で農業者さんにお示しをするということはこれまでどおり可能でございますので、それにつきましては対応したいというふうに考えておりますし、とりあえずこの条例にも出ておりますとおりばら売りににつきましては6月30日までの間はトン4,000円という形での旧単価を使用する、表記も使用するということですので、その中で何とか農業者さんにわかるような体制を構築する時間としてこの期間を使いたいなというふうにも考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

2点目の町外100円の違いということと町内、町外のすみ分けという形なのですが、町内で例えば道の駅等で堆肥よく売られて、非常によく売れているのですけれども、あの店頭でどの方が町内でどの方が町外というのは、これはもう全くわからない状況でございます。ですので、ばらと違って袋詰めにつきましてはこれから町外でも販売できるということになりますので、届け出があれば町内外の販売店等で販売することになりますが、この単価の適用につきましては事業者が町外なのか、町内なのかというところです。どこで売のかというところになると思います。そこでの判断をするということでの条例の解釈という形で考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 理由は理解できる場所でもあるのですが、ただスタートして混乱を招かないために確認も含めてお伺いしたいと思っているのですが、袋の場合、いわゆる買い求めに来た方が町内の方なのか町外の方なのかという区別がつかないので、要するに販売店で分けをしたという部分はある面で理解できるのですが、例えばの例で挙げるのですが、農協、先ほどどうや湖管内の農業者の利用という部分のお話もありましたけれども、農協で当然小袋が売られる。むしろ道の駅より農家の方は農協で買う方が多いのかなと思うのです。そうなれば組働の利用もできるのかなと思ったり、そうなって、特に大

口、いわゆる倍の40リッターの利用というのが多分農業者になるのでしょうか、そういう面では農協を使って買う方が多いのかなと。そのときの解釈なのですが、壮警支所と、それから例えば洞爺湖町ですとか豊浦町の支所の取り扱いでその辺の差はつくと考えていいのかどうかという点、それからばらの場合、町外も買えるようになったと。ばらで搬送を頼まれた場合、運賃は今町内のトン1,000円ですか、トン表記ですね。トン1,000円ということで払っていただくということになっているのですが、町外のもしそういう依頼があったときの運賃の単価設定はしているのかどうかという点もお伺いしておきたいと思えます。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

J A支所がそれぞれありますけれども、基本的にはJ Aとこの辺についてもご協議させていただきましたが、J A単体で支所単位の販売価格の違いを設定することはできませんということを既に言われておまして、基本はJ Aは1カ所、壮警に納入をさせていただいて、その中で町内料金という販売させていただきますが、そこで本来であれば100円の差をつけて売ればいいのでしょうかけれども、それがJ Aとしては対応できないということが当初からありましたので、そのように扱いをさせていただくしかないのかなというふうに考えております。

配達手数料につきましては、先ほどの答弁もありましたとおり規則の中で改めて制定をするということを考えておりますけれども、町外の設定につきましては今現状の職員の関係から町外への配達というのはさすがにどこがよくてどこがだめだということも言いづらい部分もありますし、時間的にも非常に無理だということで、町外については堆肥センター一渡しという形での対応をとらせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 最後に、販売の表記の部分も含めて確認でお願いしたいのですが、今後の生産計画、それから販売計画を立てられていると思いますが、その中で当然搬入の部分の堆肥等々はトン表記ですね。販売もトン表記なのです。例えば運賃の部分もトン表記という中で、ちょっと整合性がとりづらいところがあるのかなというような感じがするのですが、こういう要するに収支計画や生産計画も含めて、その部分を統一するようなお考えがあるのかどうか最後にお聞きしておきたいと思えます。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

内容につきましては、資材の受け入れにつきましては、これはほとんどもう水分が多いということもありますので、これまでどおりトンでの受け入れの表記をしたいと思っております。現在は、生産量も販売量もトンで行っておりますが、生産量、販売量ともこれを立米に換算をし、管理をしていきたいというふうに考えております。この辺の中身につきま

してもわかりづらい部分があるかもしれませんので、その辺の周知ですとかについては農業者の皆様の説明をしていきたいというふうに思っておりますが、生産量と販売量が単位が違うとこれまたおかしい話になりますので、区分けとしては今言いましたとおり生産することによって水分量が保たれてきますので、そこから立米表記という形での考えであります。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号 壮瞥町堆肥センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号

○議長（松本 勉君） 日程第 15、議案第 24 号 壮瞥町過疎地域自立促進市町村計画についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号 壮警町過疎地域自立促進市町村計画については原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号

○議長（松本 勉君） 日程第 16、議案第 25 号 室蘭市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定締結についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） 定住自立圏の協定が 5 年間という中で、22 年から 27 年、今後今度きょう議決される予定の 5 年間、32 年までという部分でお示しをいただいたわけですが、定住自立圏、広域的な取り組みという部分の中でスタートをしておりますけれども、1 期といいますか、5 年間経過したという部分でそれを見直して 2 期目に向けてということですが、1 期を終えてどのような評価をされていて、それが今回の第 2 期にどのように反映されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

1 期目がもう間もなく終わるということで、その評価ということですが、何分やっぱりちょっと 1 期目というところで、手探りの中で進めてきたところはあったのかなというふうには思います。事業としても各分野にわたってそれぞれの所管課、あるいは近隣の連携を保ちながら事業をやってきておりますので、一定の成果はもちろんあったというふうに思っておりますし、例えば自立圏を契機にして 6 市町の防災協定ですとか、あるいは自立圏の枠はちょっと離れましたが、コミュニティー FM の事業が立ち上がったとか、そういう新たな動きも出てきたところです。ただ、もともとこの西胆振というところがむしろ広域連携の盛んな地域だったのかなというふうに思っておりますし、救急医療ですとか、あるいは観光圏の取り組み、あるいは広域連合のごみ処理、そういう素地があつて今に至っておりますので、それに比べるとややインパクトが弱いというふうなイメージはあるのかなというふうに思います。ただ、少なくともこの 5 年間の中でいろんな素地も内容確認もできましたし、それらを踏まえて次期国の協定の中には生涯活躍のまちですとか、クラウドファンディングだとか、新しい取り組みもまた出てきておりますし、しっかりと総括をして、それをよいところを反映していくというような内容になっているものというふうに町としては評価しているところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） 私も今答弁のあるとおり一定の評価はしているところでもあります。いわゆる市町村合併が平成の大合併を終えて、その評価といいますか、という部分も最近の新聞等にも合併の、言い方が適切かどうか分かりませんが、明暗というか、一長

一短というか、そういう部分での報道もされておりますけれども、今の市町の枠組みを維持しながら単独で解決できないことをどうしていくかという部分の中では、広域連合、今課長の言われたさまざまな広域的な取り組みという部分の中で、そういう素地があるというのは私も同感でありますし、そういう意味ではそれをお互いに補完して地域全体として魅力ある地域につなげていっていただきたいという思いは感じておりますし、それが地方創生の中にもメニューの中で個別でやれるところと広域で取り組むべきことというのが整理されて、この地域として要するにインパクトのある地方創生に対するテーマを設けることができれば望ましいのかなと思っております。その上で若干見た中で私なりにこの点はどうかというのを何点か挙げたいと思うのですが、その点の見解を伺いたいと思います。

1つは、いわゆる行政間の連携の分野においては一定の成果があると思っております。ただ、それと比べて民間と民間、民間と行政の取り組みという部分がなかなか思うようにいかない部分もあるのかなと思って、その辺の考え方お伺いしたいと。

それから、1期目の中である意味加盟の定住自立圏の町村が一体となって、全体として取り組むという部分にどちらかという力が注がれたのかなというような気がいたします。ただ、協定はうちの場合ですと室蘭市と協定を結んでいるわけでありまして、うちの場合には1市1町、この定住自立圏としてどうその部分を生かしていくかということがもう少し検討されてもいいのか。逆に言いますと、壮瞥側からうちの町にとってプラスとなり得る施策といいますか、取り組みというのをもう少し積極的に検討して出す必要がなかろうかという点、それについての考えお伺いしたいと思います。

それから、もう一点は、新しい分野が始まったわけですが、例えば地域産業の振興等がありますが、ここの中で私も実は民間の委員の中で地場製品の消費拡大、地産地消の分野というのがありまして、この辺の中の議論もしているところなのですが、むしろこういうものは地域産業の振興の中で取り組んだほうが実が実になりやすいのではないかと実は思っております、地産地消が地域の産物を地域内で消費するという部分、取り組みは結構なのですが、なかなかやりづらいところがあると。なかなか結果が出づらいところがあると。むしろこれは、例えば主に考えているのは農業の農業としての農産物をそういう面では地域に消費拡大していくということが狙いなのでしょうけれども、もう少し一歩踏み込んでこれからは例えば6次産業化ですとか、農商工連携ですとか、広い意味での産業の一つとして考えたときに地域産業の振興の中に地産地消の分野が入ってもよかったのではないかと。ちょっと個別ですが、そんな感じを持っておりますが、その辺の議論はなかったのかどうかお伺いしておきたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の民間との連携に関するところでございますが、確かに特に経済交流を伴うような民間との連携というのは、もちろん事業としてはされたのですが、思ったほど目

立たなかったというか、そういうところがあったのかもしれませんが。ただ、これは自立圏だからいかなかったというよりは、町の単独の事業においても経済行為を行う団体と連携をしてやるというところは、行政単独でやるよりもやっぱりちょっとハードルが高いところがあって、ましてやそれを広域の中で他市町の民間団体等と連携をするというのがなかなか難しい部分はあったのかなというふうには思います。ただ、次期協定においても同様の事業は位置づけられておりますので、前回よりもステップアップしていけるような、そういうふうには展開ができていければなというふうには考えております。

それから、2点目の1対1の優位性というか、その取り組みをもっと加速というか、やっってはどうかというご意見でございますが、当然ルール上1対1というふうになっていて、この協定を結ぼうとしているわけなのですが、実際は同じような協定を室蘭市とその他のまちがやっていると。先ほども答弁したとおり、もともとの背景としてはやはり6市町みんな連携をして、横のつながりを保ってスケールメリットを出してやっていこうという、そういう取り組みが盛んな地域でありましたから、そこに壮瞥町と室蘭市だけがこういう取り組みをやっていきましょうというのはなかなか持ち込みづらい部分は多分あるのだろうというふうには思います。ただ、そうはいいながらも明らかに当町にはない都市機能であったり、人口ももちろん大きいし、大学を初めとする研究機関があったり、当町の単独ではできないようなことを連携してやることでできる、そういう部分というのは多々あるだろうと思いますから、2期目に関しては協定は協定として、そういった当町にとってのメリットを出せるような取り組みもできるだけ進めていきたいなというふうには考えております。

それから、分野分けの話でございますが、確かに類似の内容ではございます。従来地産地消というふうになっていたところが、地産地消と観光振興という区分けをしていたところが観光が今度は産業振興全体に若干広がったと。それで、地域内消費だけではなくて地域外へ販売する行為だとか、あるいは途中からスタートしていったのですが、雇用だとか採用だとか、そういうふうな分野が途中、途中で加わっていったってタイトルが変わったというところで、広い意味での産業振興にはなるので、ご指摘を受ければ確かに何が何でも区分するという点でもなかったのかもしれませんが、少なくとも大きな議論として、それはいかがかと、そんなような話し合いではなかったもので、従来のもは従来のもので、残すところは残す、あるいは変えるところは変えるという個別の系統の中でこのような内容になったということでございます。いずれにしても、事業としては新しいものも過去に行ってきたものもそのまま並行して同時にやっていくという考え方には変わりはありません。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） わかりました。

住民といいますか、これは民間の委員、それから住民の目線で見るときに何をやってい

るかよくわかりづらいと。広域連合ですとか、いわゆるジオパークの取り組みですとか、そういうのはわかりやすいのですが、定住自立圏実際何をやっているのだろうというのが住民目線から見たときにわかりづらいという点があるのかなと1つ思うのです。それは、全体で取り組んでいることを否定するわけではないのですが、ただ協定の目指すところの中で全体で取り組むべきことと室蘭市とうちの町だからできる取り組みというのはやはり研究する必要があるのではないかと、それがある意味例えば壮瞥なら壮瞥、経済なら経済にとってのプラス効果を生み出す、観光も含めて。そういうふうにつながっていくことが重要ではないのかなという感じがいたします。特に当町も6次産業化に向けた農商工連携の取り組みを始めておりますけれども、その販路の問題においても技術的な問題においても、例えばレベルの高い1次加工がなかなか北海道で生まれてこない。当町のリングのシードルもある面で府県にお願いしているところもあるのですが、これに限らずなかなかレベルの高い農産物の1次加工が道内にできていないというのが実態でもあります。そうしたときに室蘭というのをどう考えるか、もしくは港で、たしか青山市長がタイに行ってミニコンテナですか、輸送コンテナのPRをされてきた。そういう部分も含めて、小口の輸出等も含めて視野に入れた農産物のそういう国内外の販路の拡大なり、地産地消のみならず、そういう部分の中で室蘭との部分ができないだろうかとか、いろいろなことがこれから求められてくる。それに対するクラウドファンディングでしたか、いわゆる小口の融資というか、出資というか、そういう部分の取り組みができないだろうかとかというふうに、CCRCにしてもそうだと思うのですが、そういう部分の中でもう少し研究が必要かなと思っております。その辺についての見解も含めて、町長の今後の定住自立圏についての取り組む姿勢ですか、その辺お考えお聞かせ願えればなと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 定住自立圏に関しましては、今までも答弁させていただいたように、お互いのまちないものを補完し合うという、そういったことが基本的にあるというふうに考えておりますので、医療ですとか食の分野においてもこれから室蘭市とも協議をしながら連携していきたいというふうに思っておりますけれども、食に関しても本町の米あるいは野菜等のもの、消費者に食べていただく件につきましても取り組みはしてまいりましたが、室蘭市の業者という、そういった方々もいらっしゃる中でなかなか思うようには進んでいかなかったということは、やはり我々としてもちょっと反省をしなければならぬのかなというふうに思っております。ただ、やはりこれからはいろんな面でそういったことを理解していただきながら、地域のある農産物を食していただくための努力はしていきたいというふうに思っております。また、観光の面におきましても室蘭港に入ります大型客船のお客様をこちらのほうに誘客をしたり、そういった取り組みもこれからも続けていきたいというふうに思っております。さまざまな分野において室蘭市と壮瞥町、あるいは近隣の市町とも連携をすることも大事なかなというふうに思っておりますので、この定住自立圏については今後とも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号 室蘭市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定締結については原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号

○議長（松本 勉君） 日程第 17、議案第 26 号 平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 20 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 4 ページから。質疑ございませんか。

4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 私は、項 4 の戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費、マイナンバーカードの関連事務に関してお伺いしたいと思います。

この事業については、昨年 27 年度中にマイナンバーの通知カードが交付されて、ことしの 1 月、28 年 1 月から個人番号カードの交付が開始されていることだと思っておりますが、現在までの実績、個人番号カードの配付実績、交付実績があればお知らせ願いたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

マイナンバーカードの実績ということなのですが、2 月末現在なのですが、マイナンバーの申請が 209 件ございます。209 件あるのですが、そのうち先ほど言いました地方公共団体情報システム機構というところからカードが送られてくるのですが、申請 209 件のうち実際に届いているのは 132 人分が今届いております。申請から交付がすぐ時間がかかるみたいでして、2 カ月か 3 カ月かかるみたいで、今現在は 132 人分は届いております。それで、うちの町では 2 月 10 日から交付を開始しております、交付するにもすごくいろいろ確認作業とか時間がかかりまして、一遍にはできないので、順番に案内して交付を進めております。それで、2 月末の状況なのですが、実際には 21 件交付

をしております。毎週毎週、大体週に20人ぐらいずつ順番に来るような形で今順次ご案内をしているというところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） このマイナンバーカードなのですが、行政の効率化を図っていくということで、具体的には29年の1月から国の行政機関の間で情報連携を開始するということになっておりますが、それまでマイナンバーカードを交付されてから、これ具体的な行政機関で連携して利用するまでの間に何かマイナンバーカードを利用した今予想される具体的な事例といいますか、マイナンバーカードによって住民が利益を受けるメリットといいますか、そういう部分が想定されればお教え願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） マイナンバー制度全般の制度管理に関しましては、企画調整課のほうで所管しておりますので、私のほうから答弁いたしますが、現状では本来のマイナンバーを使用する場面、当然税の申告ですとか、職場への報告ですとか、そういったところに使う場面というのはあると。それは通知カードだけでも対応は可能なのですが、ある程度は事足りる部分もありますが、本来はそこにいろんなオプションサービスみたいのがのっかって、それでどんどん利用促進を図っていくというのが国の考え方もあるのですが、現状では当町としては当面はそこに新たな付加を当町独自でかけるという考えは今のところはございません。やはり利用促進のためという反面、どの程度利用とか、持たれているかということにもよりますので、もうちょっと周りの動向ですとか、あるいは交付の状況ですとか、普及度合いを見ながら有効活用といいたいでしょうか、オプションの活用については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかに4ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般5ページ。

8、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 行政情報システム運用管理事業のいわゆる先ほど議論もありましたマイナンバーのセキュリティーの強化の部分の中で、予算化されておりますけれども、さきの議員協議会の中でも説明がありましたけれども、2分割の部分を3層分離して、さらにセキュリティーを強化すると。27年12月でやった部分をまたさらに強化するということで、それに伴って補助等はあるのでしょうかけれども、一般財源も1,700万円ぐらい必要になるというようなことでございますけれども、確認も含めて伺いたいのですが、先立って行われている、いわゆる住基ネットありますね。住基ネットは、それは要するにいただいたイメージ図からすると、住基ネットというのは今後も続いて、それにマイナンバーものつかるような形で運用されるのか、その辺技術的なこともあるのかもしませんが、

答えられる範囲でお答えいただきたいのと、それからこれはきょうの新聞でしたか、マイナンバーのカードの発行も含めたトラブルが続出していて、対応に市町の方が大変追われているというような、たしか新聞記事に載っていましたよね。私も感じるころなのですが、これはちょっとある意味その辺のきちとした精査をされて、本来はマイナンバーの施行に及んでもらいたかったのが何か準備不足というか、その辺のしわ寄せが窓口に来ているのかなというような、そんなような感じがいたしますけれども、まずはハード面のセキュリティーの強化はもちろん、それはそれで重要なのでしょうけれども、人材の部分で、その部分をきちと理解されて、いわゆる行っていく部分においてなかなか追いついていないのが現状なのかなと思うのですが、その辺に対しての国なりの支援なり、これは補助金ばかりではなくて人材的な支援等も含めたいろんな対策はとられているのかも含めて、その辺の人材のセキュリティーの部分の格好の部分の中での考え方をお伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の住基ネットの関係ですが、これは細かく言うと切りがないのですが、一言で言うと従前のものを活用しているということなので、何らかの手戻りがあるとか、そういった話ではございません。従来のもも活用してマイナンバー制度を運用していくことに、マイナンバー制度の中の一歩の原資というか、基本のところとして活用していくということになると思います。

あと、2点目でございますが、新聞、交付をしているのは住民福祉のほうでございますが、新聞報道にあるような類いのトラブルというのは住民福祉のほうではないというふうにけさほど確認をしておりますので、当町においては大丈夫かと思っております。

それから、3点目の人材の件でございますが、これは本当に重要な問題でして、国からの人材育成に対する支援というのは正直目立ったものはないかなというふうに思います。逆に人材が追いつかない部分をシステムとしてカバーするというか、ある程度人材が伴わなくても漏えいであったり、そういうものは防げるということを構築するというのが今回のセキュリティー対策の目的の一つにもあるのだらうと思います。あとは、セキュリティー対策の一部の中で、インターネットを都道府県で統合するという、そういうシステムも今後入っていくのですが、こういったセキュリティー対策にかかわる部署を一元化していく、そういうことでそれぞれの各市町村ごとの責任といたしまして、管理の及ぶ範疇を削っていくというような流れはございますので、強いて挙げればそれが人材面でのフォローアップになっているのかなと思います。当町においては、もちろん専門職員として1人配置はしておりますが、現実にはそういった実務として経験をやってきた人間というわけでもございませんし、いわゆる若干の不安はないわけではないですが、そこは幸い当町は広域連合の中に入っております、広域連合の中の非常にスキルの高い人材の方からの指導あるいはサポートも受けながら今やっておりますので、可能な範囲でそういう形でやっ

ていかざるを得ないというところがございます。あとは、一人の担当が責任を負う、あるいはその課だけが責任を負うというよりは、多くのことは職員全体のスキルであったり、意識を上げていくことでカバーできる部分というのは多々あろうかと思えます、特に意識面。なので、そういった普及啓発といいましょうか、そういったものは今までもやってきましたし、今後も余計このマイナンバー制度が本格化するに当たって、そういう事故のないように、職員への周知、教育徹底といったものの徹底はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 5ページの一番下、臨時福祉給付金の給付費についてお尋ねします。

これは、政府が27年度の補正予算で計上して全国の市町村が取り組んでいるさなかでないかと思えますけれども、この給付金制度の内容、それと支給額だとか対象者、これをやはり共通認識しておくことが必要でないかと思えます。また、同じように27年度の当初予算に臨時福祉給付金が計上されております。もう支給されたのでないかと思えますけれども、厚生労働省のホームページを見ましたら、全国の支給状況、これが市町村ごとに載っているのです。壮瞥町のところ開いてみますと、受け付けが平成27年9月1日で、申請受け付け終了日は11月30日となっていたのです。このような形で当初予算で組まれた臨時福祉給付金が支給がこのような進行といたしますか、スケジュールでされたのかどうか、それも確認したいと思います。1点目、そこをよろしく願います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、臨時福祉給付金の趣旨とか、制度内容なのですけれども、議員おっしゃられるとおり、今回補正に上げさせてもらっているのは国の補正予算で行われる事業でして、趣旨としましては、国のほうでは一億総活躍社会の実現に向けてということによっておまして、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得が少ない高齢者の支援ということが趣旨となっております。支給額につきましては1人当たり3万円ということで、支給対象となっているのは平成27年度に臨時福祉給付金を受けた対象者のうち28年度中に65歳以上になる方、27年度受給対象者のうち28年度中に65歳以上になる方が対象となっております。ただ、臨時福祉給付と同じように課税者に扶養されている方ですとか、生活保護の方は除かれるということをやっている。制度趣旨でございます。

それと、もう一点、27年度の臨時福祉給付金の支給状況なのですけれども、議員おっしゃるとおり27年度につきましては9月1日から受け付けをしておまして、10月の2日にまず支給をしております。10月2日から支給をしまして、大体2週間に1回程度支給をしておまして、一番最後支給は12月24日までということで、27年度分につきましては全部で676名の方に支給をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 趣旨も当初予算の支給の期日もわかりました。

そこで、政府はこの補正を組んだとき、やはり安倍内閣はこういうもの組みましたよということで一生懸命PRというか、やっていたものですから、国民の皆さん、町民の皆さんはこのことについては承知していると思うのです。内容の詳しいことはわからぬけれども、支給されるということは承知している。そこで、今お聞きしますと、27年度の当初予算で計上したものが9月1日から受け付けているということですね。年度の途中というか、4、5、6、7、8、9といったら、もう6カ月過ぎた時点でこの事業に取り組むということは少し遅いのではないかなという気がするのです。遅かったのではないかなと。それで、きのうの予算説明の中では6月に支給したいということでお話しされていましたが、私もいろいろな方とお話しする機会あるものですから、給付金がいつ支給になるのだろうかということと言われる方もいるのです。そういう面でできるだけ早く支給するような方法を考えていただきたいなど。そういうことで今回のこの次年度に明許繰り越しされますけれども、説明では6月と言っておりましたけれども、いつころ対象者の皆さんの手に渡るか確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松本 勉君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今回の給付金なのですけれども、議員おっしゃるとおり町民の皆さんはよくご存じだと思います。それで、今月3月の末から案内をしまして、予定としましては4月1日からの受け付けを予定をしております。それで、全国的に大体6月ぐらいまでということだったので、6月というふうに答えたのですけれども、準備ができ次第できるだけ早くに給付というか、支給するようにしたいなというふうに考えておりますが、ただ申請もらってすぐに出せるということでもなくて、金融機関との協定とか、事務手続もあるものですから、もうそんな手続が整い次第できるだけ早い時期に給付したいというふうに考えております。なので、4月から受け付けをしまして、できれば5月の早い段階を目標に進めたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかに5ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般6ページ。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 6ページの一番上の畜産業費について確認していきたいと思いません。

今回牧場の管理委託料40万8,000円減額して、畜産振興費のほうに40万8,000円、また同額を補正しているのですけれども、この牧場管理契約の正式の契約金額、まず最初に

伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

まず、町営牧場の維持管理事業の中の牧場管理委託料につきましては、予算額 298 万円に対して契約額が 1 月に精算が終わりまして 249 万 1,000 円となっております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 契約金額わかりました。

そこで、例年 9 月に決算審査があって、それぞれ報告あるのですけれども、25 年度、26 年度の 2 カ年の決算報告見ましても 25 年度は 238 万 4,780 円、26 年度は 244 万 8,940 円で、予算は 298 万、例年同じ予算計上しているのですけれども、27 年もやはり今答弁あったように 298 万でしたね。そのように予算計上額と契約金額に差が生じるのは、要因は何かということをちょっと疑問に思った面が 1 つ。

もう一つ、これを残ったお金を有効に使うということでは異議ありません。そして、畜産振興費のほうで 40 万 8,000 円を補正しておりますけれども、当初予算で 117 万 2,000 円、この事業は壮瞥町の事業対象者 1 戸で、たしか面積が 23.8 ヘクタールですか、そして牧柵が 800 メートルと私は記憶していたのですけれども、今回 40 万 8,000 円を補正して事業規模はどのように変わったのか、もしも承知していれば説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

まず、要因でございますけれども、基本的に維持管理事業につきましては開設期間ですとかというのが決められており、例年 5 月の 15 日から 10 月の末日までという形の 180 日間を基本として考えておりますが、時々季節によりまして 5 月下旬にずれ込んだりですとか、その部分の人員費の減もあったり、あとは当初やはり今の牧場規模でいて馬、牛合わせまして 130 頭を例年見込んでおりまして、その部分で 40 頭であったり、50 頭であったりという形での頭数が減少することによって差が生じているというのがこの要因になると思います。例年この頭数を当初の頭数で見えておりますのは、途中で例えば畜産農家さんが急遽入れることになったとしても対応できるようにするということがあった上で、毎年大体 40 万から 40 万後半ぐらいの執行残が生じているというのが現状でございます。

それと、この草地畜産基盤整備事業につきましては、議員おっしゃられるとおり当初 23.8 ヘクタールの草地改良事業と隔障物、これは牧柵です。その 800 メーター分を上げた中での全事業費で 1,663 万 5,000 円という事業費が 27 年度から 30 年度まで行われる予定でありますが、今年度 3.7 ヘクタールの予定の中で、次年度に行う予定だった 3.2 ヘクタール分の一部、1.21 ヘクタール、これを前倒しでやったということによる増ということのものでございます。

それで、前倒しになりますので、現状においては事業量、いわゆる 23.8 ヘクタールとい

うのは変わらない予定でありますけれども、この事業4年間の中で物価上昇分ですとか、あと希望によってまた若干面積が上下するなどというふうなことも想定はできますので、その年度、年度でその辺については対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかに6ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般7ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、歳入について、一般1ページから質問を受けます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般3ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第4表、地方債補正、第3表、債務負担行為補正、第2表、繰越明許費及び第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成27年度壮瞥町一般会計補正予算（第20号）については原案のとおり可決されました。

ただいまより昼食休憩といたします。午後の開会は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第27号

○議長（松本 勉君） 日程第18、議案第27号 平成27年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 平成27年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長（松本 勉君） 日程第19、議案第28号 平成27年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号 平成 27 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号

○議長（松本 勉君） 日程第 20、議案第 29 号 平成 27 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 9 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 平成 27 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 9 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号

○議長（松本 勉君） 日程第 21、議案第 30 号 平成 27 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号 平成 27 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号ないし議案第 36 号

○議長（松本 勉君） 日程第 22、議案第 31 号 平成 28 年度壮瞥町一般会計予算について、日程第 23、議案第 32 号 平成 28 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第 24、議案第 33 号 平成 28 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 25、議案第 34 号 平成 28 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第 26、議案第 35 号 平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について、日程第 27、議案第 36 号 平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

◎予算審査特別委員会の設置について

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議案第 31 号から議案第 36 号までの 6 件については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号から議案第 36 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任について

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果について報告いたします。

委員長に佐藤恣君、副委員長に毛利爾君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員長に佐藤恣君、副委員長に毛利爾君を選任することに

決しました。

◎発議案第 1 号

○議長（松本 勉君） 日程第 28、発議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） 発議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

議会議員の期末手当について、平成 17 年 4 月から現在までは毎年附則を改正し、条例本則で規定している特別加算 15%の支給を凍結しておりましたが、平成 28 年度からは条例本則で規定されている 15%加算の文言を削除し、廃止するものであります。このことについて、管内の状況を調査したところ、本町議会だけが現在まで特別加算の凍結を行っておりますが、今回条例本則文言を削除することにより、議員の特別加算は廃止すべきとの意見が議員より出されたことから、議会として条例の改正を提案するものであります。

なお、本提案につきましては、平成 27 年 12 月 17 日に開催された特別職報酬等審議会に諮り、期末手当特別加算の廃止について了承されましたことから、条例を改正するものであります。

また、同じく平成 17 年度から附則で減額を継続しておりました議員報酬につきましても平成 28 年度からは減額をやめ、条例本則どおりに支給することについて、特別職報酬等審議会です承されましたことを申し添えます。

なお、改正文につきましてはお手元に配付の議案のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより発議案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎意見案第1号

○議長（松本 勉君） 日程第29、意見案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 意見案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

所得税法第56条は家長制度の廃止により、個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨のもと制定された条項であります。しかし、法が制定された昭和25年当時と比べると、女性の社会進出や家族観など社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっております。事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合で86万円、家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が家族従事者の所得とみなされるため、子供が結婚しても家や車のローンにも事業主名でなければ組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっております。よって、国におかれては、所得税法第56条を廃止し、家族従事者の賃金を必要経費として認められるよう、時代に即した概念のもとに、国における抜本的な税制改正議論の中で見直しを図ることを求めるものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣でございます。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議事の都合により3月5日から3月6日までの2日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月6日までの2日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月7日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時12分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成28年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成28年3月7日（月曜日） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一
9番	松本	勉	君					

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君		
副	町	長	杉	村	治	男	君
教	育	長	田	鍋	敏	也	君
会計管理者	小	松	正	明	君		
総務課長（兼）	工	藤	正	彦	君		
企画調整課長	庵	匡	君				
税務財政課長	上	名	正	樹	君		
住民福祉課長	阿	部	正	一	君		
経済環境課長（兼）	山	本	貴	浩	君		
商工観光課長	齊	藤	英	俊	君		
建設課長	作	田	宏	明	君		
生涯学習課長	小	林	一	也	君		
選管書記長（兼）	工	藤	正	彦	君		
農委事務局長（兼）	山	本	貴	浩	君		
監委事務局長（兼）	齋	藤	誠	士	君		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋	藤	誠	士	君
---------	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
3番 毛利 爾君 4番 森 太郎君
を指名いたします。

◎一般質問

○議長（松本 勉君） 日程第2、一般質問を行います。
一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。
1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） 平成28年第1回定例会に当たり、質問いたします。

1点目として、壮警町総合戦略に掲げる基本目標実現のための具体的な取り組みについて伺います。壮警町はまち・ひと・しごと創生法が平成26年に制定されたことに基づき審議会を設置し、各種調査を初めとして慎重審議され、27年10月にまち・ひと・しごと創生壮警町総合戦略を作成しましたが、平成28年度でこの戦略に示された基本目標、1つ目、産業力強化による雇用の維持、創出、2番目、子育て支援と人材育成、誘致、3番目として情報発信強化による施策効果の拡大、4番目に安心、安全、元気に暮らせるまちづくり、5番目に健全、維持的な行政運営についてどのように取り組むか具体的に伺います。

次に、2点目として、壮警町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に示された基本理念の実現に向けた平成28年度の具体的な取り組みについて伺います。壮警町は、平成27年3月に平成27年度から29年度までの3カ年計画、壮警町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を作成し、計画の基本理念として生き生きと健康で暮らせるまちづくり、サブタイトルで「元気よく地域で支え合おう」を掲げ、1番目に元気で生活できる、2番目に安心して生活できる、3番目に地域と支え合って生活できると3点の具体的な目標を定めていますが、平成27年度に取り組んできた取り組みの成果と28年度に先ほど申し上げた目標3の地域と支え合って生活できる、この目標の実現のためにどのような取り組みをするか具体的に伺います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 1番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

壮瞥町総合戦略は、国の地方創生施策の推進を背景に本町の人口減少に歯どめをかけ、地域の活力を維持していくことを目標として、2040年の人口目標と平成31年度までに取り組む施策について町民等で構成する壮瞥町総合戦略推進会議を中心に検討を続け、昨年10月末に策定したものであります。この総合戦略には5つの基本目標とそれぞれに関連する施策を位置づけており、既に本年度から国の地方創生交付金を受けながら事業を進めているところでありますが、今後も国の支援策等を有効に活用しながら、目標の達成に向けて鋭意取り組んでまいり所存であります。しかしながら、本町における人口減少問題は従前から本町の未来にのしかかる大きな課題であったことから、歴代の首長を初め、これまでも町を挙げてその対策に全力で取り組んできたところであり、短期間で解決できるような単純な問題ではないと認識をしております。したがって、総合戦略の策定に当たってはやりを追ったり、奇をてらうような施策を考案するのではなく、既存の諸計画やこれまでの取り組み経過等を考慮し、現在進行中の、あるいは推進予定だった施策を中心に組み立て、それらを継続、充実、具体化していくことに主眼を置いていることをご理解願います。

その上で、平成28年度の取り組みの一例を申し上げますと、基本目標の1点目の産業力強化による雇用の維持、創出においては、既存産業の強化対策として商工業活性化支援や農業経営基盤強化支援、農商工連携や特産品開発促進に係る支援施策などを進めていく考えです。

2点目の子育て支援と人材育成、誘致においては、本町の特徴である手厚い子育て支援施策を継続するほか、住宅取得、流通促進に係る支援施策、新たな産業の担い手を誘致する新規就農支援、起業支援施策などを推進する考えです。

3点目の情報発信強化による施策効果の拡大においては、本町の資源、魅力、施策等に係る情報を広く発信していくため、現在制作中のホームページを活用しながら本町のブランド確立に向けた議論、基礎的なツール整備などに取り組む考えです。

4点目の安心、安全、元気に暮らせるまちづくりにおいては、既存施策の推進のほか、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への取り組み、地域包括支援センターの運営方法改正による機能の充実などに取り組む予定です。また、次期有珠山噴火に備えた火山防災普及啓発や備蓄品の拡充なども継続してまいりたいと考えます。

最後の5点目につきましては、健全、持続的な行政財政運営を位置づけており、広域連携によるスケールメリットを生かした西いぶり定住自立圏事業や公共施設有効活用計画に基づく保健センターの機能集約、改修工事などを行う予定です。

地方には若者が求める都市のような利便性はありませんが、国民の価値観は今後も多様化が進んでいくものと考えます。また、たとえ人口が減少しても、町民が生き生きと暮ら

せる環境をつくることで地域が輝き続けることは不可能ではないと考えます。そのためには、雇用、産業振興、住環境の向上、福祉、教育の充実など、多角的な取り組みが求められますが、今後も行政と町民が力を合わせて地に足のついた息の長い地道な努力を今後も継続してまいり所存ですので、議員の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、答弁といたします。

次に、2点目のご質問にご答弁申し上げます。議員ご指摘のとおり、平成27年3月に第6期壮警町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定し、生き生きと健康で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、各種事業を進めているところでございます。平成27年度の取り組みとしては、従来から実施しております健康づくりや介護予防、在宅生活の支援、住環境の整備等を継続しているほか、認知症地域支援推進員の研修や認知症サポーターの養成を行っております。また、介護保険制度の改正への対応として、研修会や会議等への参加、資料抽出、内部での定期的な打ち合わせ会議を行うなど、情報収集や体制づくりに努めており、目に見えるような成果を提示できるものではありませんが、認知症の施策や生活支援サービスなどの新しい事業に取り組むための体制基盤は、少しずつではありますが、できつつあると認識しております。また、平成29年4月に予定しておりました新しい介護予防・日常生活支援事業への移行について、事務手続等の準備が整ったことで、本年度から実施できたことは大きな成果と認識しているところでございます。

次に、具体的目標を実現するための取り組みですが、平成28年度は認知症施策の推進と生活支援施策の推進を進めていきたいと考えております。まず、認知症施策の推進については、昨年認知症地域支援推進員の資格を取得した職員がおり、平成28年度中に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族の支援体制を構築するほか、認知症初期支援集中チームの設置について、町単独での設置は医師確保の関係から困難であるため、近隣市町と胆振西部医師会との連携を図り、また町内の医療系と介護系職員の協力をいただきながら設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。また、認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関等の適切なケアの流れを紹介している小冊子を作成し、町内配布を実施してまいります。また、生活支援施策の推進については、地域ボランティアの育成や現に壮警町で実施しているサービスの洗い出し、新しいメニューの開発、発掘、さらには主体となって事業を行うNPOや企業、ボランティアなどの創出が挙げられ、最終的にはこれらを調整して、それぞれの利用者にとってよりよいサービスを提供するコーディネーターを配置することになりますが、それには多くの時間を要するため、平成28年度においては地域ボランティアの育成や既存のサービスの洗い出しを中心に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） ただいまの答弁いただきまして、ありがとうございました。

この総合戦略の取り組みについては、昨年10月からその内容について議員協議会で作成経過、また内容について説明を受けておりますし、国に計画を提出する前に、またこの

事業を進めるための補正予算提出前にも説明を受けておりますので、理解をしている一人であります。答弁をいただきましたが、目標に沿って取り組む事項の羅列であるものの、今までの補正予算審議や 28 年度の予算内容などからも今いただいた答弁は理解できるものです。しかし、議会に参画している者だけが理解しているだけでよいのかという疑問を抱きます。佐藤町政がスタートして 6 年目になり、日ごろからの協働のまちづくりを掲げておりますけれども、町民の皆さんがこの戦略について、そしてこの戦略を進めることにより町はどのように変わっていくのか、戦略策定の狙いだとか目的が理解されているかということを見るとちょっと疑問を感じます。

そこで、町はこの策定ができた後、たしか 10 月 16 日には久保内方面で総合戦略策定懇談会ですか、またその後、21 日だったと思いますけれども、滝之町でも同じような会合を開いております。また、12 月 1 日の町の広報ですけれども、この中にも 6 ページにわたって総合戦略について解説をしておりますけれども、どうでしょう、この懇談会だとか、また広報でどの程度町民が理解したか、そのことについてどのように把握しているか、またこのような大切な計画を町職員の皆さんがどの程度認識し、また理解しているかについて、もしもそのようなことを考えたこと、まとめたことがあれば、最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

策定の経過に至るまで、あるいはその後の周知については議員のおっしゃるとおりでございます。また、それ以外にも先般行われた連合自治会の研修会でもご披露をさせていただき場をいただきまして、ご説明をさせていただきました。それから、昨年暮れから町政懇談会を各自治会ごとで行っているのですが、その冒頭で町長のほうから総合戦略については冊子を配ってご説明をさせていただいているところです。ご質問にあります 12 月の広報の反応というところがございますが、残念ながらどこまで読んでいただけたのか、あるいはどこまでご理解いただいたのかは、そこについては正直ちょっと掌握のしようがなく、やるとすればアンケートなりということになるのでしょうか、現状ではそこまでは作業はしておりません。それから、職員のほうについては、さまざまな会議の中でこの資料等、この計画策定については報告をしてきておりますので、一定程度の認識はしているものというふうに理解をしています。今後につきましては、つくって終わりの計画ではございません。大変重要な向こう 4 力年の政策でございますから、機会を見て、広報等を使って、あるいはそういう集会の場をおかりして、内容を説明していきたいと思っておりますし、現在ホームページを策定中でございます。そちらのホームページも活用しながらできる限り町民の皆さんにご理解をしていただけるように努力をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） ありがとうございます。

今答弁にあったように、いろいろと工夫されていると思うのです。例えば町政懇談会の冒頭というお話もありましたし、広報だとか、また今後ホームページという言葉もありましたので、その点は理解できますし、ぜひやっていただきたいという感じですがけれども、何かこの広報見ても、ここ 12 月号の見開きで基本目標と主な施策について解説しているのですが、これは本当に町民の皆さんが読んでわかるかなということなんです。といいますのは、この中に専門用語が入っていたり、片仮名文字といいますか、英語表記を片仮名で表記するなど、本当に読んでいても理解できないのではないかと。例えばその中から幾つか拾い上げてみますと、地域資源ブラッシュアップ事業なんて言葉出てきます。それから、コミュニティースクールの導入という言葉も出てきました。ICTを活用した教育環境の充実、コミュニティービジネス創出、町の特徴とコンセプトの明確化、SNSの活用、観光プロモーション事業、そのように何か、立案する、考える方々は専門的な知識持っているから、それで理解できると思うのですが、なかなかこれ理解できないのではないかと。本当に一生懸命やっているのはわかるのですが、このような計画は、国だとか道だとか上部機関に上げるときはこういう表現でいいと思うのですが、やはり一般町民の方々に広報というか、お知らせするときはもっと優しい言葉で、書いてあること全部を載せるのではなくて、重点的に知らせることも必要ではないかと改めて見て、またこの広報いただいたときから感じていたのですが、そんなことを考えますけれども、こういう広報のあり方についてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ただいまさまざまなお指摘をいただきました。確かにわかりづらい言葉もあつたり、ただ中には固有名詞であるものもございますので、あるいは現在近年の新聞報道の中ではある程度一般的な用語として使われているものの中にもございます。中身を、文章を変えるということではできないのですが、例えば解釈を、これはこういう意味ですよというような通釈、説明ですとか、そういったものをつけて、少しでもご理解をいただけるような、そういう努力はやはりすべきであろうというふうに思います。また、これは総合戦略に限った話ではなくて、町の広報を含めた町民の皆さんへ伝達するときの注意事項というか、留意事項だと思いますから、業務全般にわたりましてできるだけ町民の理解を得られるような、そういう広報の仕方というものを今後も注意しながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） ありがとうございます。

広報のあり方、これがやはり町民の皆さんの理解度を高める上で大切だということをお互いに認識する必要があるのでないかと思います。今回は具体的にいろいろな点、答弁いただきましたけれども、今回私は4つ目の目標、4つの目標、4番目の目標、安心、安全に

暮らせるまちづくりに絞って伺いたいと思います。

高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりでありますけれども、地域包括ケア体制の充実、すなわち地域包括センターの機能強化に取り組む、そして 29 年度からの移行について取り組まれるということがありました。ぜひやっていただきたいのですけれども、今日の壮瞥町の実態を見ると、本当に年々高齢化、そして同時に少子化が進んでいるのではないかと思います。2月に発表になりました 2015 年、昨年 10 月 1 日に行いました国勢調査の速報値では、壮瞥町の人口は 2,925 人、2010 年の国勢調査では 3,232 名ですが、この 5 年間で 307 名が減少しております。これは、5 で割り返しますと 1 年、約 60 名の方が少なくなっている、そういう現象が続いております。そして、この現象を見ますと男性の減少率は 8.7%、そして女性は 10.2%、これは道庁が発表している数字ですけれども、そのようにどんどん、どんどん人口の減少が進んでいる。それを具体的に昨年 1 年間の町の広報の中に戸籍のことについて、これはたしか戸籍の窓という欄がありまして、そこで毎月先月の 16 日から今月の 15 日までというような区切りで 1 カ月の出生と死亡の欄が、人数が出ております。それを統計しますと、昨年の 12 月 16 日からことしの 1 月 15 日までの 1 年間、生まれた方は 11 名ですか、亡くなった方が 56 名、そしてことしの 1 月、2 月に生まれた方が 1 名、亡くなった方がたしか 6 名いらっしゃったと思います。このように本当に生まれる方も少ないし、亡くなる方が多いということで人口減少がどんどん、どんどん進んでいくのがこれから続くのではないかなと思います。その中で、やはり今立てられているこの総合戦略は、大変重要な位置を占めると思っております。

そこで、このような少子高齢化の中で、ただ行政だけが取り組んでも安全、安心、元気に暮らせるまちづくりは難しいのではないかと。そこで、地域と行政が手を携えながら地域の現状を理解し、お互いに持てる力を出し合って、協働のまちづくりが私はこれから大切だと考えております。町長は、3 日の定例会で 28 年度の町政執行方針を述べられております。その中でも安心して、豊かさを感じながら暮らせるまちづくりを重要課題としたいということ述べております。そういう意味でもぜひこの戦略を実のあるものにしていただきたいと考えておりますので、このことについてどのようにお考えになるか、もしお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。何点かありますけれども、大丈夫ですか。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

先ほど国勢調査、直近の結果についてのご説明がありましたが、全くそのとおりでございまして、近年は出生と死亡の差、自然減というふうに申しますが、そこがかなり人口減の大きな要素になっていることは事実です。先ほど直近 1 年の数字のお話がありましたが、過去四、五年さかのぼっても大体同様の推移をしています。となると、当然これは生まれるお子さんがふえて、亡くなられる方が減るということはもちろん理想ではありますが、そう簡単な話ではない。それを穴埋めをするためには、もう一つの社会増減というものがああります。転入をふやして、転出を抑える。そうやっていかないと、この人口減というの

はなかなかとめれないのだろうという認識でおりますので、それらをやするためのものがこの総合戦略でございますから、議員のご指摘のとおり、実のあるものにしていくという努力を今後もしていきたいと思っております。

それから、行政だけでは難しい部分も多々あると。地域の住民と協働してまちづくりを進めていくことが重要だというご意見をいただきましたが、それについても全く同様の考えでございます。この総合戦略に限らず、この町を少しでもよりよい町に、住みよい町にしていくためには住民と行政の協働は絶対に必要だというふうに認識をしておりますので、議員のご意見も参考にしながら今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） ありがとうございます。

やはりお互いに協力しながら進めていくことが必要と思います。そのためには、やはり町民の皆さんが今町がどんな考えを持って行政を進めているかということ、これを理解してもらうことが地域の理解を得る上で大切になってくると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたい。そして、実のある計画が実行されることを期待いたします。

次に、2点目の高齢者保健福祉計画について質疑を交わしたいと思います。通告質問の中でも触れていますが、現在の壮瞥町高齢者保健福祉計画は26年8月から27年2月までの間計画策定委員会を組織して、作成され、27年度から29年度までの3カ年計画の実施計画であることは、議員の皆さん、または町職員の皆さん持っていると思いますけれども、このような計画書にまとめられて、配付されておりますので、承知していると思うのですが、この計画に沿って27年度、取り組んできたこととお話、答弁いただきました。けれども、もう少し理解を深める上で27年度に取り組んだ事業で健康づくりや予防介護、在宅生活の支援、住生活の整備、この中で取り組んで、特徴的でこんな成果がありましたよというのをできれば1つくらいずつ取り上げて、お話しいただき、成果などももしもあればお話しただけるとこの計画がいかに行われているかということが理解できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

議員がご指摘のとおり、平成27年度から29年度までの3カ年計画で介護保険事業計画を策定をしているところでございます。それで、ご質問にあります平成27年度の主な事業として取り組んできた内容ということなのですが、まず健康づくりと介護予防につきましては、これはずっと継続しているのですが、住民の健康を守る生活習慣病健診ですとか、あとは引きこもりですとか転倒防止のための教室である転ばん塾なんかを継続して実施しております。また、在宅生活の支援としましては、これもいろいろあるのですが、週に一、二度お弁当をお届けするといったような配食サービスですとか、あとは独居高齢者にヤクルトを届けるような触れ合い友愛訪問ですとか、あと車椅子利用者の病院

への移送サービス、これらは社会福祉協議会のほうにお願いして実施している事業なのですけれども、こういったようなもの実施しております。また、住環境の整備としましては、介護保険制度による住宅改修費では賄い切れないような改修工事についての助成を町独自で実施しております、バリアフリー化ですとか手すり、スロープなどを設置しまして、住環境の充実を図っているところでございます。

これらの成果ということなのですがすけれども、目に見える形で示すことができるものはないのかもわからないのですがすけれども、例えば健康づくりであれば健診を受診しまして、保健指導も受け、もし病気が見つければ、病気が見つかって早期受診されれば、それはそれなりの成果かなというふうに考えておりますし、また在宅支援のサービスですとか住環境の整備、介護予防教室では必ずしも利用者の方の感想、皆さんの感想を全部把握しているわけではないのですがすけれども、これらのサービスを受けることで利用者の方々には満足いただけているのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） ありがとうございます。

そのように計画立てて、一つ一つ実践していくことがやはり町民の福祉にもつながることですので、今後もこの計画に沿って、28 年、29 年とまだありますので、この計画が実現できるように、そして住民の皆さんが本当に壮瞥に住んでよかったな、そういう町にしていきたいなと考えます。

そこで、このごろ認知症という言葉がすごく、新聞でもそうですし、テレビでもそうです。けさのNHKの8時15分からのテレビ番組でも認知症裁判のこと、先日最高裁で認知症のことについての判決があった。そのことについてもやはり報道しておりましたけれども、やはり認知症というのがこれから医療だとか福祉の中で大切なもの占めてくるのではないかと考えております。そこで、認知症サポーターの養成については理解しているのですがすけれども、答弁の中に認知症地域支援推進員の研修ということがありました。この認知症支援推進員の制度や内容について理解を深めたいので、もし承知していればこの内容について説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

認知症については、議員ご指摘のとおり、本当にこれからは重要なことになってくるというふうに私も感じているところでございます。ご質問にありました認知症地域支援員なのですがすけれども、認知症地域支援員につきましては介護と医療の連携を強化しまして、認知症施策の推進役を担うということのために平成 24 年度から全国の市町村に設置されつつあるもので、内容は認知症の方ですとかその家族の方の相談支援を行ったりですとか、あとは状況に応じて必要な医療ですとか介護が受けられるように医療機関ですとかそういう福祉機関につないだり、連絡調整の支援を行うというようなことが役割となっております。

す。この業務を担うのが保健師ですとか看護師、作業療法士、社会福祉士といったような専門職ということになるのですけれども、壮警町では保健師がこの資格を取得してございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） ありがとうございます。

そこで、先を読んで、資格を取るだとか、また28年度中に配置するという積極的な姿勢を大変評価したいと思います。そこで、壮警町の認知症の数といいますか、認知症と見られる方の現状、これは町ではどのように把握しているか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

認知症の方の現状の把握なのですけれども、認知症の方の把握は多くは介護認定の申請により把握をしております。申請の際に提出されます医者からの意見書で認知症に関する項目がありまして、そこで把握をしているということになっているのと、あと地域からやっぱりいろんな情報が寄せられたりしますので、そんなような情報も活用させてもらっております。あとまた、65歳以上の方を対象に基本チェックリストというものがありまして、これは暮らしぶりですとか運動機能だとか食事などのついでに質問を、簡単に答えることができるようなアンケート調査なのですけれども、これを実施しておりまして、今まではこれが必ずしも十分活用できていなかったというのはあるのですけれども、今後はこんなようなのを活用して、情報収集しながら現状把握に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 取り組みは理解できましたけれども、実際にそのように認知症だと思われる方はどの程度壮警町にいらっしゃるのか。これは大変難しいと思いますけれども、どのように人数を把握しているか、もしもそういう資料があれば、お答え願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

認知症といいますか、認知症の疑いのある方はどのぐらいということなのですけれども、1年前に調べたことありまして、そのときには認知症といいますか、認知症の疑いのあるような方、完全に認知症ではなくても、という方が町内に64名おりました。その後現状ではふえつつあるというふうには認識しておりますが、具体的な数は1枚1枚それぞれ意見書拾ったりするものなのですけれども、その作業今行っていないので、具体的に何人とかということちょっと把握はしていないのですけれども、少しずつやっぱりふえつつありまして、状況としては90名前後ぐらいはそういう疑いがある方がいるのではないかなというふうには認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 課長、それは先ほどの介護認定のドクターの意見書の中にある認知症の評価というか、その数の把握、数字でいいのですか。

○住民福祉課長（阿部正一君） はい。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君

○1番（佐藤 恣君） わかりました。このように28年度から支援推進員を配置する、この取り組みをぜひ実現していただいて、やはり認知症に係る掌握ですか、数をきちっと掌握して、指導だとか、そういう面に力を入れていただきたいなと思います。

そこで、28年度に認知症サポーターの養成を行いますと先ほどお話ありました。これもぜひやっていただきたい。そこで、現在この壮警町で認知症サポーター講習などをやって、サポーターと認められる人数はどの程度あるのでしょうか。伺います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

認知症サポーターの関係なのですけれども、認知症サポーター自体が何か特別な役割があるということではなくて、認知症を正しく理解して、認知症の方やその家族のよき理解者となるというのが認知症サポーターということなのですけれども、壮警町では平成20年度からのこの認知症サポーターの養成に取り組んでおりまして、今年度、平成27年度も壮警小学校の5年生と、あとは久保内の自治会を対象にそういう講座を開催して、今年度は40名ほど受講していただきました。平成20年度から今までなのですけれども、全部で私が把握しているのは177名の方がサポート養成講座を受講していらっしゃるということで、小学校であったり、自治会であったり、あと赤十字奉仕団であったり、あと役場職員であったり、そういうところに出向いて行って、講座を開催しております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 今お話あったように、子供のころから認知症についての理解を深めるということは大切なことです。そこで、これも継続してやっていただきたいなと思うのですけれども、ここでやはり考えなければならないのは、私たちの身の回りにも認知症らしき人いらっしゃいます。その方の多くは女性なのです。女性の方には申しわけありません。女性だと私は考えております。そこで、高齢世帯で奥さんが認知症になった場合、やはり奥さんを手助けしていくのは男性だと思うのです。夫だと思うのです。そういう面で、男性に対する、特に高齢者の男性に対する認知症の理解を図るような学習会と申しますか、そういうものをやはりやっていたらいいのではないかなと思うのです。奥さんが認知症になって慌てる男性でなくて、やはり認知症を認め合いながら家庭生活を送るようなことが必要でないかと思っておりますので、男性に対する認知症に係る学習会などもぜひ計画してほしいなと、そんなこと考えます。

そこで、あと幾つか質問用意しているのですけれども、ここに室蘭市の「室蘭ケアパス

保存版認知症早わかり便利帳」というのがあります。これは総数で十六、七ページあるのですけれども、何かこの計画書見てもこのような認知症にかかわる資料を作成して配布するというのが書いてあります。そして、先ほどの答弁の中にも 29 年度、認知症の状況に応じて受けられるサービスや相談機関などを内容とした冊子をつくり、配布したいと答弁がありました。この配布は、いつごろ考えているか。といいますのは、ややもすると年度末になって配布するのが多いような気もするのですけれども、この配布はいつごろ考えているか、その計画があれば示していただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

小冊子の関係なのですけれども、現在作成しようとしている小冊子、認知症ケアパスというもののなのですけれども、これ議員おっしゃるとおり、認知症の方ですとかその家族にとってこの先どうすればいいのかとか、どのように進めていけばいいのかと言うのを記してくれるような手順書のようなもので、当事者ですとか家族にとっては意義のあるものというふうに考えております。作成の時期ということなのですけれども、これはできるだけ早くというふうに考えておきまして、夏ごろを目標に進めていきたいなというふうに考えております。また、先ほどの認知症、女性の方が多いということで、男性の研修会をということだったのですけれども、町で行っている健康づくりの講演会もそうですし、あとは地域包括支援センターの中でもそういう講座とか設けていまして、実際出席される方は女性が多いのですけれども、できるだけ男性の方にも来てもらえるようなアナウンスといたしますか、案内をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 最後の質問にしたいと思います。

今までやはり高齢者保健福祉計画の基本的理念である生き生きと健康で安心して暮らせるまちづくりの実現のために努力していただきたいし、また 28 年度の行政執行方針の中で示された町民が安心して、豊かさを感じることでできるまちづくりのためにも、私たち町民一人一人の健康が基本でないかと思うのです。そこで、壮瞥町は平均寿命は高いというか、長いというか、よくそういう言葉使われますけれども、私は平均寿命よりも健康寿命といたしますか、それが大切でないかと思うのです。そこで、国民健康保険の 1 人当たりの医療給付費を見ても壮瞥町はずっと上です。いつも 10 位以内に入っているのではないかと思います。全道百七十幾つかある町村の中で壮瞥町はトップクラスに位置しているのです。それは、平均寿命は伸びても、それで健康寿命かなという疑問持つのです。そういう面で、この健康寿命を高めるために町民一人一人が健康づくりについて理解をすることが大切ですし、そして日常における個々人の実践活動、例えばできるだけ歩くことにしましょうとか、食事には気をつけましょうとか、いろいろな健康づくりがあるのですけれども、そういう実践活動が大切だと思います。またさらに、地域と密着した保健師などの健

康指導も私は重要だと考えております。最後に、町長に考えを伺いたいのですけれども、町長は町民の健康づくり、健康寿命、健康指導について町政の推進の責任者としてどのように認識し、これから進めたらいいという考え、もしもあれば伺って、この質問の最後にしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） うちの町はやはり高齢化率が今だんだんと高くなっている状況にありますけれども、やはりこの町に住む全ての皆さんが本当に心豊かで、健康で、いつまでのこの町に住んでいくための町政としての視線、できる限りのことはしていきたいというふうに思っております。ただいまの健康寿命というお考えでございますけれども、特定健診なんかをずっと継続して今行っているところでありますけれども、そのデータによりますと壮瞥町の塩分の摂取量が非常に高いという数値が出ているようであります。そういったことでやはり高血圧ですとか、そういった病気を発症している方が多いのではないかなというふうに思っております。保健師の対応につきましても、住民と密着した保健施策を推進するためにはやはり保健師の皆さんも、今は努力していただいておりますけれども、さらに町民の皆さんと密接な関係を保ちながら健康のまちづくりに努めていっていただきたいというふうに思っております。また、冒頭の質問の中の地方創生の総合戦略策定の推進に当たりましても、やはりこの壮瞥町がいつまでも将来続けていくまちづくりにおいても人口の減少というのは非常に大きな課題でありますので、国の人口減少問題も大事でしょうが、壮瞥町といたしましてもこの総合戦略策定前の人口減少に対応するためのさまざまな施策を進めてまいりましたけれども、残念ながら今人口増にはつながってはいないわけではありますが、緩やかな人口減少に結びつけていきたいという考え方で今事業を進めているところでございますので、町民の皆さんの本当に深いご理解とご指導、ご協力をお願いをしたいというふうに思っております。町民の皆さんがいつまでも本当に住み続けていけるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（松本 勉君） 次に、7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 質問事項、北海道新幹線開業に伴う観光PRの活動の取り組みについて。

北海道新幹線は、北海道に新しいビジネスチャンスが生まれると非常に期待されている。平成28年3月26日の開業に向け、東北や北海道の知事が都心に出向き、積極的に地元の観光PR活動を行っている。道南の函館を中心に新幹線が停車する各市町村もお土産、食品生産、地元名所案内など、観光のPR活動に取り組んでいる。新函館北斗駅から2次交通機関を利用して観光客が道南の函館から昭和山、洞爺湖に来てもらえる観光PRと情報提供の取り組み状況についてお伺いしたい。

- 1、広域連携で取り組んだ観光PRと2次交通機関の取り組みについて。
- 2、広域連携で取り組んだ特産品や観光品のPRの取り組みについて。

3、来町してくれた観光客に対する観光PRと情報提供について。

○議長（松本 勉君） これより休憩いたします。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 7番、高井議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町では北海道新幹線開業に当たり、西胆振の行政、観光協会等で構成する北海道登別洞爺広域観光圏推進協議会や胆振、日高管内の行政、観光協会、商工会等で構成する北海道新幹線×n i t t a n戦略会議の構成団体として圏域自治体と連携しながら観光PR活動を展開しております。ご質問の1点目、広域連携で取り組んだ観光PRと2次交通機関の取り組みについては、昨年首都圏の旅行会社を対象とした西胆振圏域の首長全員によるトップセールス、横浜市内の学校を対象とした教育旅行誘致活動などを行ったほか、各種イベント等を通じて幅広くPR活動を展開しております。また、2次交通の整備については、JR北海道が函館、札幌間を結び特急を増便するほか、路線バス事業者による函館と洞爺湖を結ぶガイドつきツアーバスの運行、洞爺湖温泉と登別温泉を結ぶ路線バスの運行などがそれぞれ予定されるなど、民間事業者による充実化が図られる予定です。

2点目の広域連携で取り組んだ特産品や加工品のPRの取り組みについては、さきにも述べた首都圏のトップセールスなどでも本町のスイーツや果樹をPRし、くだもの里、壮瞥町を強くアピールしたところであり、平成28年度においても函館市で開催される北海道新幹線開業記念イベント等に出席し、引き続き本町の特産品や加工品のPRを行っていく考えです。

3点目の来町してくれた観光客に対する観光PRと情報提供についてですが、オープンからはや8年が経過したそうべつ情報館の情報発信機能強化を図るため、現在地方創生交付金を活用して展示機能等をリニューアルに向けた調査、検討を進めているところであり、今後も国の支援等を活用しながらよりアピール力の高い施設にしていきたいと考えております。

議員のご質問のとおり、北海道新幹線の開業は北海道全体にとって大きなビジネスチャンスですが、その中において本町がしっかりと経済効果を楽しむためには西胆振圏域全体としての認知度向上やアクセスの充実に向けた広域、官民連携の取り組みを行う一方で、本町の観光資源の磨き上げや情報発信機能強化など、総合的な観光基盤の底上げも同時並行で必要と認識しているところであり、その双方について今後も引き続き圏域自治体や民間との連携のもと積極的に取り組んでまいり所存ですので、議員の一層のご理解を賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（松本 勉君） 7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 1点目についてお伺いします。

北海道新幹線が開業し、西胆振と新函館北斗駅を結ぶJR在来線特急スーパー北斗が1日9から12便の往復にふえる予定であるが、洞爺駅から宿泊地までの2次交通の考えは、また北海道新幹線が開業することでJR東日本は2017年に洞爺駅に停車し、登別までの豪華寝台列車、トランスイート四季島の運行を考えている。この豪華寝台列車は10両編成で、定員は34名である。洞爺駅で下車したら乗客が周辺を観光する行程になっている。この列車が運行された場合の駅からの交通移動と観光PRはどのように取り組もうと考えているのかについてお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、北海道新幹線開業後JR洞爺駅からの洞爺湖温泉であり、壮瞥町内に向けての2次交通ということでございますが、今現状の道南バスのダイヤを確認いたしますと、各路線合わせておおむね30分置きぐらいに洞爺湖温泉に向かうアクセスのバスが運行されているということでもありますので、開業後の詳しいダイヤについてはまだ情報は得ておりませんが、これから正式に発表されていくものと思われまます。そういう意味においては、ある程度のアクセスは確保されているのではないかと考えております。さらに、トランスイート四季島についても情報は得ておりますが、今現在詳しい運行の形態ですとかダイヤについての情報は持っておりませんので、やはり洞爺駅等からの2次交通というのは主に道南バスさんの動き等に頼っていくことになるのかなと思っております。その動きが十分かどうかというのはこれから実際に動きが出てきて、その状況を見ながら検証いたしまして、さらに充実を図るということであれば本町だけの動きでは難しいと思っておりますので、近隣市町村と合わせて民間事業者等に要望していくという動きになろうかと思っております。また、2次交通であり、そのほかの観光情報PRという部分でございますが、特に今観光協会のホームページリニューアルというところに国のお金等を使いまして、チャレンジしているところでありますので、そういったツールを使いながらよりPR効果の高い、それからターゲットを明確にしたPRというものに力を入れてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 壮瞥町と洞爺湖町で冬場に運行した昭和新山を回るカルデラ号とジオパーク号の利用者の状況を踏まえ、次年度も運行を考えているのか。次年度も運行を考えているなら、カルデラ号を利用してきた観光客が昭和新山を観光した後、北の湖記念館、ゆーあいの家、情報館、道の駅を見て回る交通網を考えて、町内に個人観光客を呼び込む取り組みはできないかについてお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、洞爺湖町と本町で北海道観光機構の補助金を活用いたしまして行いましたカルデラ号とジオパーク号の運行でございますが、こちらにつきましては、カルデラ号につきましては、2月中旬ではございますが、3日間の運行で、乗車客が174人ということで、こちらのほうは洞爺湖温泉と昭和山、さらにはサイロ展望台ですとか、いわゆる洞爺湖周辺を乗せて歩く交通ということで非常に乗車率も高く、好評だったという結果になっております。それから、一方のジオパーク号につきましては、こちらは1週間の運行でございましたが、計25人ということで若干利用者が少なかった、苦戦したという状況になりますが、こちらのほうは洞爺湖温泉から昭和山、それから範囲を広げて、豊浦の道の駅ですとか伊達の道の駅、こういったところを周遊した観光ということになります。こちらのほうは若干PR不足等もありまして、伸び悩んだ経緯もありますが、おむね内容についてはご好評いただいたと。特にジオパークに関する説明員が乗車して、細かいPRをするなど、非常に喜ばれたという状況になっております。今こちらの集計につきましては現在進めておりますところございまして、実際の効果、それから今後の展開につきましては洞爺湖町と今後議論を進めていくということになります。実際次年度につきましてはこの運行について現段階でやるということは決定はされておりませんが、その効果が高かったということもございまして、洞爺湖町と協議を進めながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） そしたら、交通網についてはよろしくお願ひしたいと思います。

2点目についてお伺いします。新幹線開業に向けては、壮警特産のリンゴを活用したリングシャーベット、いぶりナンシェが新幹線開業に向けて町外業者が販売の準備を進めている。壮警町でも加工品としてリングジュース、ようかん、ジオあんまん、ごく最近ではスパークリングワインと炭酸入りアップルジュースのお披露目がありました。今後これらの商品をどのようにPRしていくのか、また道の駅テークアウトコーナーの事業で特産のオロフレトマト、リンゴを観光客に旬の時期に搾りたてのジュースを飲ます取り組みは考えられないかについてお伺いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

高井議員のおっしゃるとおり、近年町外業者の特産品開発等も非常に活発になってきておりまして、先ほどおっしゃられたリンゴのシャーベット等、他地域で販売しているという状況もございまして、当町といたしましてもこれまで行っております特産品開発の支援ですとか、さらに先ほどありましたシードルづくりに活用いただきました農商工連携補助金といったものを充実いたしまして、民間の皆さんの自主的な動き、こういったものを誘発していくような対策をとっていきたい。さらには、その動きを単発で終わらずに、繰り返し、繰り返し行いまして、商品の開発を進めていくということで、行政のほうの支援を継続、続けていきたいと考えております。また、テークアウトコーナーのほうにリンゴの

ジュースですとかトマトジュースというご意見もいただきました。次年度につきましては、こちらのテークアウトの動きにつきましては町の補助金等を活用しながら、特に春先、それから夏、こういった季節間の新しい商品構成というのを考えまして、その実証的なイベント、昨年秋にやりましたそうべつグルメマルシェになりますけれども、こういったものの季節を変えた取り組みをやっていきたいと思ひまして、その中で十分参考にさせていただきまして、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 3点目についてお伺いします。

情報館からの観光PRの発信はどのように取り組むのか、また観光客の情報発信に情報館と昭和新山地区にインターネットにつなげられる公衆無線LANサービス、ワイファイを設置して、情報を発信する取り組みは考えられないかについてお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の情報館の今後の情報発信でございますが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、現在国の地方創生のお金をいただきまして、リニューアルされてから8年ほど経過しておりますので、ほかの近隣の施設等に比べまして若干情報が煩雑になっていたりとか、整然となっていない部分がありますので、今その見直しを検討して、3月末には結果が出るところでございます。この結果を踏まえまして、さらには次年度、これも地方創生のお金を利用いたしまして、中身の展示等のリニューアルに向けた改装といいますか、展示物の入れかえ等、こういったものも行いまして、さらなるPR効果を高める取り組み、これを展開していきたいと考えております。

それから、2点目のワイファイ環境でございますが、まず1つ目、情報館のほうでございますが、こちらのほうは旧来から観光協会のほうでフリーワイファイのスポットを設けていたということと、さらに今回開発局さんのほうでさらに設置が進みまして、情報館内部、あるいは外であってもある程度ワイファイの環境が整備されたという状況になっております。もう一つ、残るは昭和新山地区ということになります。こちらについては非常にインバウンドのお客さんが多いということで、今後力を入れていかなければならないと思っておりますが、今現在は何店舗かの店舗のほうで個別に対応しているという状況でございますので、特に観光客が回遊する外の部分でワイファイ環境、整備というのは非常にこれから具体的に考えていかなければならないポイントであると認識しておりますので、この辺については今担当課内で調査を進めているということで、なるべく早い段階に対応できないものかということで、財源対策も含めまして検討いたしております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） それでは、最後の質問を町長にお尋ねします。

くだものの里、壮警を全面的にPRしていることから、壮警産の原料を使用して、今後は壮警町内の施設でリンゴジュース、ブドウワイン、スパークリングワインなどを製造、加工して、PRする取り組みができないかについてお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ご答弁申し上げます。

壮警町の特産品開発に向けて私も支援策を今進めているところでありますし、多くの方々に理解をしていただきながら、今申し上げたようなスパークリングワインですとかジュースですとかシードルですとか、またはゼリーですとか、いろんな試作品、皆さん民間の方が今取り組んでいただいているところでもあります。また、リンゴを搾汁するといいますか、ジュースにするための施設につきましては、果樹組合の皆さん方で構成する団体の皆さんがリンゴジュースをつくっている組織もありますし、また壮警高校にも搾汁器ですとか、それぞれのさまざまな加工できるような施設もあります。ただ、これからそういったことに真剣に取り組んでいく中で、今回のリンゴのシードルですとか、そういったものは青森ですとか京都ですとか、そちらのほうの施設を活用しての商品の開発でしたけれども、シードルにいたしましても技術的なものが非常に難しい点もあって、やはりそういった技術を持った方を育成していかなければならないだろうし、またそういった醸造場みたいなものをつくることだけでも、原料の確保でありますとか、いろいろなさまざまな課題があるのではないかなというふうに思っております。また、そういったものをつくった場合にどこが責任を持って取り組むのか。行政がつくっても、行政が主体となって進めていくことはなかなか難しい点もあるのだろうというふうに認識をしておりますので、例えば国のほうのそういった有利な資金を活用しながらできたとしても、それを担っていただく方を育てることが僕は大事なかなというふうに思っております。今後そういったことも検討しながら、皆さんといろいろ議論をしながら、中にはつくってほしい、必要だというご意見もございます。そういったこともありますので、これから多くの皆さん方と意見を交わしながら壮警町においてそういった施設が必要かどうかを今後検討させていただきたいというふうに思っております。どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 勉君） 次に、2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） 私は、がん対策について質問したいというふうに思います。

質問要旨としまして、日本ではがんでの死因が第1位であり、国民の2人に1人がかかり、年間36万人以上の国民ががんで死亡しており、これは3人に1人ががんで亡くなっていることとなります。日本人にとって国民病と言っても過言ではない状況となっております。壮警町も例外ではなく、平成19年から平成20年度調べでは死亡原因の第1位のがんであり、約4分の1を占めております。がんは高齢になれば発症する確率が高くなりますので、現在ももっと上がっているものと思われれます。

そこで、1点目として今の壮警町のがんの状況はどのようになっているか具体的にお聞きしたいというふうに思います。

2点目として、がんは早期に発見できれば9割以上が治ると言われております。がん検診や人間ドックで発見されるがんの7割以上が早期がんと言われておりますので、壮警町でも6つのがんの検診を毎年行っていますが、その実態と課題をお聞きします。

3点目に日本で最も患者数の多いのが胃がんで、年間約5万人の方が亡くなっています。胃がんの予防対策の一つとして胃に感染しているピロリ菌の除菌が一定の効果があると言われておりますが、その認識と胃がん検診の中にピロリ菌感染の検診導入、また除菌を含めての取り組みが必要でないかと思いますが、その見解をお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 2番、菊地議員のご質問にご答弁申し上げます。

厚生労働省の平成26年人口動態調査によりますと、議員ご指摘のとおり、日本での死因の第1位はがんであり、死亡総数に占める割合は28.9%で、死亡数は36万8,000人と報告されております。室蘭保健所で集約した平成24年の統計によりますと、壮警町においては死亡者総数が52人で、死因別に見るとがんが9名、脳疾患8名、肺炎8名、心疾患7名という状況であります。そこで、1点目のがんの現状ですが、今申し上げたがんによる死亡者9名の内訳として肝臓がんが2名、胆管がんが2名、膀胱がんが2名、卵巣がんが1名、大腸がんが1名、胃がんが1名となっており、一概には判断できませんが、検診での早期発見が難しい部位についてのがんが多い状況となっております。

2点目のがん検診についての実態と課題についてですが、壮警町においては胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がんの検診を実施しております。その受診者数を申し上げますと、平成26年度実績で胃がん152人、大腸がん219人、肺がん764人、乳がん106人、子宮がん124人、前立腺がん75人となっております。また、健康増進法による受診率では、胃がん13.2%、大腸がん19.3%、肺がん64.4%、乳がん26.9%、子宮がん24.9%となっております。課題は若年層への働きかけと受診率の向上と認識しております。若年層の受診の状況として、胃がん検診では60代の検診率が21.3%に対し、30代では5.9%でありますし、大腸がん検診では60代の検診率が28.9%に対し、30代では胃がんと同じ5.9%であります。受診率向上の取り組みとしては、5歳刻みの無料クーポン券による受診の勧奨や一度も受診していない方への呼びかけなどを行っております。

3点目、ピロリ菌感染の検診の導入と除菌を含めての取り組みということですが、まずピロリ菌は感染している人の胃の中にいるもので、感染しやすいのは5歳ころまでと言われております。ピロリ菌は吐いたものや下痢便の中で生きていて、それが何らかの関係で口に入ったり、また井戸水や湧き水でも感染することがあると考えられていますが、よくわかっていないことも多くあります。ご質問にあります胃がん検診の中でのピロリ菌感染の検診導入ということですが、現在胃がん検診は伊達赤十字病院の協力をいただいて実施しております。その伊達赤十字病院において、今の段階ではピロリ菌の集団検診の対応ができていない状況にあるため、壮警町の検診においてピロリ菌感染の検診を進めるのは難しい状況にあります。伊達赤十字病院との協議を含め、今後の検討課題としたいと考

えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） まず、順を追って再質問させていただきたいというふうに思いますけれども、まず第1点目に壮警町のがんの状況ということで具体的にお聞きしたいと思って、質問しましたけれども、がん対策を進めるために壮警町のがんの実態を正確に把握することが一番大事なというふうに考えましたので、実態を先に質問させていただきましたけれども、前回の19年から21年度のがんの死亡率を実態と変わらなく、第1位の死因の原因ががんであったということでは変わりないということでもありますけれども、もうちょっと具体的に罹患者数、患者さんの数が壮警町ではどのぐらいの患者数がいるのかお聞きしたいというふうに思いますけれども、平成26年度の国立がん研究センターの、これは統計予測ではありますけれども、胃がんが最も多く、続いて肺がん、大腸がん、乳房がん、前立腺がんというふうに順になっているようでもありますけれども、壮警町もこれと同じような実態なのかどうか具体的にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

壮警町のがんにかかっている方、罹患している方の状況ということなのですが、町の実態としまして、全てのデータがそろっているわけではありませんで、例えば社会保険に加入している方ですとか、あと後期高齢医療に加入している方につきましてはデータが入ってこないものですから、ちょっとわかりませんが、それで町内全体の把握をすることはできないのですけれども、国民健康保険、国保分につきましては請求書、レセプトデータがありますので、国保分ということでお答えしたいと思うのですが、国保分の平成27年12月分、12月のデータを見ますと胃がんが3件、大腸がんが1件、肺がんが3件、乳がんが2件、その他のがんとして15件ありまして、全体で24件というふうになっております。あくまでも件数表示ですので、24人いるということではないのかもわからないのですけれども、実態としては24件あります。その中で実際に入院されている方というのは3人おりまして、ほかの方は通院というふうな状況になっております。それで、今お話ありました国立がん研究センターの統計予測で胃がんが多くて、肺がんということなのですが、壮警町におきましても、1カ月分の本当に国保分だけのデータなので、一概には言えないかもわからないのですけれども、胃がん、肺がんが多いというふうな状況になってございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） 国保分のデータしか把握できないということでもありますので、なかなか町全体での把握というのは難しいということですよ。ぜひそういう実態調査というか、アンケート調査でもいいので、実態調査を詳しく行う形で実施していただければ壮警町の具体的な現状というのがわかるのかなというふうに思いますので、その取り組みが

必要でないかなというふうに感じます。その取り組みができるのかどうか、それもお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

全体での実態調査ということでアンケート調査とかということだったのですけれども、今私自体考えもまとまっていないものですから、今ここでこういうのが思い浮かばないのですけれども、どんな方法があるのか考えてみまして、町内全体で把握できるようないい方法があれば、そういうのを考えたり、取り組んでいったりしてみようかなと思います。今は余り考えもないものですから、ちょっと即答はできないのですけれども、いろいろ考えながら進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） 実態把握ということは大事な風に思いますので、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に、がん検診の受診率についてお聞きしたいというふうに思いますけれども、がん対策に欠かせないのが早期発見ということになるというふうに思いますけれども、国が平成24年度から2期目のがん対策推進基本計画策定されまして、受診率の目標として、国の定める目標として5年以内に50%、胃、肺、大腸がんの検診率は当面は40%というふうに掲げていますけれども、国民生活基礎調査という調査結果があるのですけれども、それによりますと、これはアンケート調査で30万世帯を対象にアンケート調査をして、集計対象として23万世帯の集計をとっているということなのですけれども、アンケート調査でありますので、実態とは少し違うかもしれませんけれども、これによりますと平成25年度の段階で男性の受診率、それが30から50%、女性では30から40%程度の受診率になっているという報告が上がっております。それに比べると、壮警町の実態見ますと肺がんは64.4%と高い受診率になっていますけれども、その他の検診の受診率は10から30%程度と低くなっています。特に胃がんの受診率が13.2%と低くなっていますけれども、この要因、なぜこういうふうに低くなっているかというこの要因を把握していれば、わかっているとお聞きしたいのと、受診率向上のために取り組んでいること、国でも推奨していますコール・リコールの取り組みは壮警町でも行っているというふうに思いますけれども、その他に普及、啓発活動の強化ですとか、休日検診という形での検診ですとか、新たな取り組みとして考えていきたい、取り組んでいきたいということがあればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まずは、胃がん検診のほうが検診率が低いというご指摘なのですけれども、確かに胃がん検診の受診率が13.2%ということで、ほかのがん検診に比べるとちょっと低いという状

況になっております。ほかのがん検診も国が掲げる目標 50%ですか、胃がん、肺がん、大腸がんは 40%ということなのですからけれども、それから比べると低い状況ではあるのですけれども、中でも胃がん検診の検診率が 13.2%ということで低くなっておりまして、その要因はということなのですからけれども、胃がん検診はどうしてもバリウムを飲まなければならないということで、体に負荷がかかるということでもちょっと受診をためらう方もいるのかなというふうに考えられるのと、あと乳がんや子宮がん検診のように、胃がん検診は無料クーポン事業というのもないので、余計足が遠のくのかなというふうに考えております。特に若い方の受診率が低いということで、少しでも受診率を上げたいというふうには考えているのですけれども、この胃がん検診に関しましては体に負荷もかかるということですし、また検診にも時間かかるということなので、勧奨してもなかなか応じていただけないのかなというような状況となっております。今コール・リコールという話が出たのですけれども、これは国のやっている事業で、コールというのは電話をしたりですとか手紙を出したりですとか、あとリコールというのは未受診者に対して再度受診勧奨をする、無料クーポン券を送るというものなのですからけれども、このコール・リコールは国が 5 歳刻みで行っている無料クーポン事業、乳がん検診と子宮がん検診において、5 年刻みなのですからけれども、該当する年に受診しなかった方を対象に翌年再度受診勧奨というか、無料クーポン券を送るというようなものでして、壮瞥町でも子宮がんと乳がん検診、それぞれ子宮がんで大体 10 名程度、乳がん検診で 20 名程度を見込んでいますか、実施しているということになっております。国の事業で行う事業以外につきましても、コール・リコールという名前ではないのですけれども、一度も受診していない方に個別に出したりとか、あるいは電話したりとか、電話をして勧奨したりとかというようなことを実施しているところでございます。

また、休日の検診という話もあったのですけれども、休日、日曜日に検診を行うということは正直考えたことはないのですけれども、協力いただいている、胃がん検診であれば、伊達赤十字病院だったりですとか、ほかのがん検診は札幌の対がん協会というところの協力を得て実施しているのですけれども、今後そういったところの関係機関ともそういう、例えば休日検診みたいのが対応できるかどうか協議を検討していきたいなというふうに思っております。

また、新たなる普及、啓発ということでもあったのですけれども、今新たにこんなものというのは実際は持ち合わせてはいないのですけれども、引き続き受診勧奨ですとか個別通知ですとか、そういった地道に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 2 番、菊地敏法君。

○2 番（菊地敏法君） ぜひとも積極的に取り組んでいただいて、受診率向上に向けて頑張っていただきたいなというふうに思いますけれども、それががん対策の早期発見の一番の政策、取り組みというふうになると思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思い

ます。

それで、次に行きますけれども、胃がんの予防にピロリ菌感染が深くかかわっているということでこのごろ注目をされていますけれども、本にでもこういうふうな形で胃がんはピロリ菌除菌でなくせるということで本も出ています。これは北大の大学院の特任教授である浅香正博さんが本を出していますけれども、こういう形でピロリ菌が胃がんの一つの原因であるということでは認証されています。世界的にも1994年にWHOが調査の結果、ピロリ菌が確実な発がん性物質であるというふうに認定しております。日本でも幾つかの調査が行われていまして、除菌により胃がんの発生率が3分の1に抑制されたというふうな発表もされているところでもあります。ピロリ菌になぜ感染しているのかということなのですけれども、社会インフラの整備が整っていない前の時代に殺菌処理されていない井戸水を飲料水として飲んでいた時代に多くのピロリ菌感染の人がふえたということがあります。現在の感染率は10代では10%以下に対して、ぐっと高くなるのですけれども、50代では約50%、60代以上では約80%の人が感染にかかっている、感染者だというふうに言われています。そこで、答弁でありましたけれども、壮瞥町では現在では胃がん対策の中でピロリ菌検査導入は、協力関係が結ばれていないので、難しいということでありましたけれども、町で行っている生活習慣病健診、その中であれば、札医大との協力もあって、検査は可能ではないかというふうに思いますけれども、その見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今のピロリ菌なのですけれども、最近よく聞きまして、議員おっしゃるとおり、胃がんの原因の一つでないかという話は私は聞くところでございます。そして、本来であれば、胃がん検診というのをやっているのです、その中で実施できればいいのかもわからないのですけれども、答弁にありましたとおり、近隣、伊達赤十字病院のほうの対応がまだちょっと整っていないということでそれは難しいだろうということで、ご質問では毎年夏にやっている生活習慣病健診のほうで実施したらどうかというご質問なのですけれども、生活習慣病健診は、議員おっしゃるとおり、札幌医科大学に協力を得て、夏と冬に実施しているということで、その健診の中で血液につきましては札幌の臨床検査センターというところに送りまして検査しております。実際札幌にある臨床検査センターというところでピロリ菌の検査についてはすることができます。費用としましては1件当たり大体500円から1,000円ということで、お金はかかるのですけれども、検査すること自体はできます。ただ、仮に検査を実施して、陽性反応が出て、2次検査ですとか除菌が、治療が必要ですよとなったときに、近くに協力病院というのが必要になりまして、やっぱりどうしても伊達赤十字病院ということになってしまうのですけれども、その伊達赤十字病院のほうで集団検診等の要するに受け入れは整っていないということなので、ちょっと難しいのかなというふうに考えているのと、もし実際生活習慣病健診の中でということになれば、札医大

の医師の方とも進めるべきかどうかというのを協議しながら進めていくことになると思いますが、協力病院のほうのまず問題もありまして、そこら辺はちょっと今後どうするか検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 2番、菊地敏法君

○2番（菊地敏法君） ぜひ積極的に検討していただいて、進めてほしいなというふうに思いますけれども、もし生活習慣病の中で健診するというふうになったときには血液とか、検査の方法というのは何か聞くとところによると7種類ぐらい検査方法があるみたいですが、血液検査、尿検査、呼気検査、7種類あるみたいですが、その中での血液検査となるとどういう検査ができるかどうか。ぜひとも血液検査の中での胃がんリスク検診、ABC健診というのがあるのです。それを実施していただきたいなというふうに感じております。このピロリ菌のABC検査、胃がんのリスク検診でありますけれども、それはピロリ菌感染の有無、あるかなしかとあわせて胃がんの粘膜の萎縮、この程度を測定して、その人が胃がんになりやすい胃なのかどうかということによって検査する検診なのですが、それをAからDの4群に分類して行います。感染も萎縮もないのがAタイプと。萎縮はないけれども、感染している人をBタイプ、萎縮もあり、感染している人をCタイプ、ピロリ菌が検査できないほど胃炎が進み、胃がんの発生リスクが高い人をDタイプとして分類するのです。この方法であれば、今現在行われているバリウム検査、これが食事制限とか体に、バリウムを飲むので、負担がかかるということで、なかなかげんざりしている部分もあると思いますけれども、この検査はわずかな血液をとって検査するという方法なので、それで安価な費用でできるということなので、近年ではこの方法で実施している自治体が増えてきているということがわかっています。ぜひ壮警町でもこの検診、検査ができれば、協力関係結ばれればしていただきたいなというふうに思いますけれども、その考えはどうでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今議員のおっしゃられた胃の検査、リスク検査というのですか、ピロリ菌検査もそうだし、リスク検査ということなのですが、先ほど申しました札幌の臨床センターというところではピロリ菌自体の検査もできますし、リスク検査、胃の状態を知るようなABC検査ということなのですが、それも両方できます。費用はちょっと違うのですが、両方できますということではあります。できるのですが、先ほど言いましたとおり、結果が出てからという体制ということも考えなければいけないですし、私もちょっと勉強不足で、わからないこともたくさんありまして、今後いろんな専門機関のご意見とかも伺いながら今後考えていきたいなと。今すぐどうということとはちょっと出すことはできないのですが、今後いろんな関係機関とも協議しながらどうしたらいいかを考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） わかりました。

同じ答弁になるかもしれませんが、再度検査について質問したいと思いますけれども、ピロリ菌除菌は早い段階で除菌することががん予防に大きな効果があるというふうに言われておりますので、中学生、学生を対象とした感染検査、除菌までの取り組みがここ近年ふえているというふうに聞いております。近隣の状況を見ますと、平成27年度から豊浦町で実施しております。28年度からは苫小牧市、室蘭市、登別市でも実施することになっておりますけれども、壮瞥町としても若い世代、中学生ないし高校生、中学生を対象として取り組みをすることが考えられるかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） ただいまより昼食休憩といたします。午後の再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

早い時期でのピロリ菌の検査ということで中学生を対象にしたピロリ菌検査を実施できないかということだったので、中学生を対象としたピロリ菌につきましては実施予定しているところが少しずつふえてきているようで、議員ご指摘のとおり、管内では苫小牧市、室蘭市、登別市が平成28年度の4月から実施予定ということと豊浦町につきましては今年度、平成27年度秋から実施しているということです。検査の方法につきましては、中学生の場合、尿検査でできるということなので、学校に協力をいただいて、学校で行っている尿検査にあわせて実施すれば、壮瞥町でも検査の実施は可能です。ただ、同じ答えになってしまって申しわけないのですが、検査の結果陽性反応が出て、2次検査ですとか除菌治療を行うといったときに協力してくれる医療機関が必要になってくるということで、他の町、例えば室蘭市であれば製鉄病院ですとか、苫小牧市であれば市立病院ですとか、豊浦町であれば国保病院ですとか、そういった協力してくれる協力医療機関というのがあるのですが、壮瞥町の場合は、同じ答えで申しわけないのですが、伊達赤十字病院、いつも胃がん検診でご協力いただいている赤十字病院がピロリ菌の集団検診についての受け入れの態勢が整っていないということなので、ピロリ菌検査を導入するのは少し考えなければいけないのかなというふうに考えております。今後赤十字病院ですとか、あと胆振西部医師会ですとかと今後情報を共有しながら協議を進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） ピロリ菌検査が本当に有効であるということは承認されていますので、ぜひ進めていただきたいと。壮警町の町民の命を守る。将来的には医療費の抑制にもつながっていくと。今伺っている検診よりも効果が高くなるということが目に見えているような状況でありますので、ぜひ積極的に行うことが胃がん対策の最大の効果を上げていくことだというふうに思いますので、積極的に行っていただきたいというふうに思います。国の政策の中でも、当初は胃がん予防のことについては触れていなかったのですが、24年度の計画の中では胃がん予防が国の方針として明確に位置づけられておりますので、それとまたピロリ菌除菌が胃がん予防に有効であることが盛り込まれていますので、それとまたピロリ菌を除菌する薬の保険適用範囲が25年2月から慢性胃炎まで拡大されているということでもあります。こういうことから、ピロリ菌除菌が胃がん予防の大きな流れになっていることは確かでありますので、壮警町でも、環境が整っていないということでもありますけれども、ほかの町ができていて、壮警町ができていないということではやはり格差があるということになりかねませんので、ぜひとも進めていただきたいなというふうに思います。そこで、積極的に進めることを強く要望しますが、それに対して最後に壮警町、町長の見解をお伺いして、私の質問とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ご答弁申し上げます。

ピロリ菌が原因でがんが発生するということは十分承知をしております、以前に私もピロリ菌が胃の中にありまして、胃潰瘍になった、そういった経験もありました。検査もいたしまして、除菌もした経緯、経験もございます。ただ、ご質問の中学生までのピロリ菌の感染をしているかどうかという検査につきましては、課長が答弁したように、今後大変重要な問題として受けとめて、検討させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（松本 勉君） 次に、4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私のほうは、公の施設、横綱北の湖記念館の機能強化についてお伺いいたします。

郷土が生んだ昭和の大横綱、北の湖親方が昨年11月に急逝して、はや4カ月が経過しようとしております。故北の湖親方が現役時代に打ち立てた数々の記録や活躍された雄姿は地元には大きな誇りと勇気を与えたものであり、改めてこれまでのご功績をしのび、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、公の施設、横綱北の湖記念館の機能強化に関しては、平成25年の一般質問の項目としても取り上げて、質疑を交わしてきたところですが、ようやく昨年11月の臨時会で調査費が予算計上され、現在展示内容や展示方法に関する基礎調査業務が進められており、今後の施設整備が期待される所です。そこで、観光集客ツールとしての考え方について

てお伺いいたします。

1 点目、現状の施設において課題となっている事項は。

2 点目、北の湖親方の死去に伴い、施設の展示品収集や施設整備の際に想定される影響は。

3 点目、どのような視点で施設整備を行い、観光振興、集客ツールとして活用していこうと考えているのか。

4 点目、北海道内には相撲文化を伝える同様の相撲ミュージアムが数カ所存在しておりますが、それら施設とも連携協議を行いながら新たな視点で観光振興策を検討していく考え方はないか。

以上です。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 4 番、森議員のご質問にご答弁申し上げます。

横綱北の湖記念館の機能強化につきまして、平成 25 年第 4 回定例会の一般質問以降の経過を説明させていただきます。翌年の平成 26 年 8 月に北の湖親方が来町した際に北の湖記念館を相撲博物館として広く PR することについて相談をしたところ、各地で出身力士の記念館はあるが、自分が理事長の立場にある中で、自分のふるさとの記念館を日本の相撲博物館として PR することについては控えてほしいこと、展示については英語表記等の展示方法の充実が地元任せの旨のご意見をいただいております。町では、既存の展示品の解説を写真等を加えながらよりわかりやすく日本語と英語表記で行うこととし、11 月に上京した際に国技館にあります相撲博物館と北の湖記念館を建設したときに写真を購入した写真館を訪問し、展示品の解説文書やその英語表記の作成の協力、また写真の提供について承諾をいただき、平成 27 年度の当初予算で歴代の横綱等のパネルの追加等に係る最小限の改修費と写真等の購入費を予算計上したところであります。しかし、平成 27 年に国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の動きの中で、北の湖記念館の機能強化に向けた調査事業が交付金の対象となる可能性が出てきたことから、現状の課題と改善方法など、機能強化に向けた基礎調査を専門業者に委託することとし、地方版総合戦略に登載し、地方創生先行型交付金の交付決定後調査費を補正し、現在委託事業として進めているところであります。

1 点目の現状の施設についての課題についてですが、本施設は 2 つの役割を有していると考えております。1 つ目は、壮瞥町の歴史を貴重な資料の展示を行いながら保存し、後世に伝える施設であり、その中で壮瞥町出身であり、郷土の誇りである元横綱で相撲協会の理事長を務めた北の湖の功績や偉大さと開拓の歴史や噴火の歴史を通して郷土の歴史を後世に伝えるため、それぞれ貴重な資料を将来へ受け継ぐ役割を担った施設であり、もう一つの役割として貴重な資料の展示、保存だけでなく、それらを活用し、壮瞥町の歴史を学ぶことができるとともに、国内外から誘客できる施設として活用することができる施設として考えております。現状の課題としましては、施設全体としての課題として、先ほ

ど申し上げた施設の役割と現在の展示の状況から、壮瞥町の歴史を後世に受け継ぎ、学ぶことのできる施設として開拓時代や北の湖のことを知らない世代にもわかりやすく、また国内外からの誘客に活用できるような展示方法にはなっていないことが課題と認識しております。現在進めている委託事業は、展示の仕方を検討するための基礎調査であり、より効果的な展示を行い、機能強化を図るためのプロの目で指摘をいただくこととなっております。

2点目の北の湖親方の死去に伴う展示品収集や施設整備への影響についてですが、北の湖に関する展示品は北の湖から借用しているもの、町が制作したもの、町が購入した写真等を展示しております。北の湖から借用しているものについては今後親族の方と協議が必要になる部分ではありますが、昨年12月に日本相撲協会葬に合わせて北の湖部屋を訪問した際、地元後援会の方とおかみさんの話の中ではしばらくの間は部屋を改造し、北の湖の遺品を展示する意向をおかみさんは持っているようです。その後は北の湖記念館に寄贈していただく意向もあるとのこと聞いており、すぐに展示品の変更はできないと判断しておりますが、既存のものを含めて、先ほど申し上げたとおり、後世に受け継ぐものとして引き受けることができれば大切に保管をしていきたいと考えております。施設整備については、今回の委託による指摘事項等を踏まえながら必要な施設整備については今後検討してまいります。

3点目の観光振興、集客ツールとしての活用についてですが、道内には北の湖記念館を含めて3カ所に出身力士の記念館があります。その中では当施設は札幌圏にも近く、またこの地域を訪れる観光客、特に外国人観光客も多いことから、日本の文化である相撲を紹介できる施設としてPRすることにより外国人観光客を誘客することができると考えております。また、この施設の位置においても洞爺湖の温泉街、昭和新山地区と町内の観光果樹園や道の駅をつなぐ場所にあり、登別温泉と洞爺湖温泉の間に位置していることから、他の観光施設からの誘導や他の観光施設への誘導が図れる可能性はあると思っており、他の観光施設との連携を図ることが大切であると認識しております。

4点目の道内の各記念館との連携と新たな視点での観光振興策の検討についてですが、道内の他の記念館との連携はこれまで行ってきておりません。お互いに相乗効果が図られるようなPRの仕方など連携した取り組みができるのであればぜひ進めていきたいと考えておりますし、北の湖記念館を日本の相撲文化を紹介できる施設として整備するに当たっては、国内で相撲の博物館として運営している国技館の相撲博物館や奈良県葛城市の相撲館との連携も必要と認識しております。観光振興にもつながるようにそれぞれどのような連携の仕方ができるか今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） まず最初に、理事者におかれましては、この件に関し、一般質問で質疑して以降速やかにアクションを起こしていただき、前向きな対応として施設機能の

改善に向けて動き出していただいたことに対して改めて感謝申し上げます。以前の質問では同施設の機能強化、付加価値の取り組みについて申し上げましたが、本日の答弁前段で26年度にその対応に向けて親方との協議を行い、相撲文化の発信施設として日本の相撲博物館の一つとしてPRすることを相談したけれども、親方が当時角界の頂点の立場にあったということもあって、他地域にも同様の施設がある中で自分のふるさとの施設だけを特別な施設としての位置づけやPRすることは控えてほしいということであり、我田引水の行動を控えたいかにも清廉潔白な親方らしい対応があったものと改めて親方の偉大さに頭の下がる思いです。

まず、1点目の施設の課題についての答弁ですが、同施設が本町の歴史的な資料と郷土の誇りである北の湖親方の偉大な足跡を後世に語り伝えていく施設として建設され、建設当時は一定の役割を果たしていたものの、経年により展示内容が若い世代や町内、町外からの来館者のニーズとずれを起こしてきたものということであり、言いかえれば展示内容がマンネリ化してしまい、来館者が減少している原因になっているということであり、これについて私も同感でございます。課題と対策については現在業者に委託業務を発注している最中であり、今後成果が出てからそれらが示されるでしょうけれども、1点目については深くはお聞きませんが、何点か確認させていただきます。まず、近年の施設の入館者の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

平成5年度からの集計になりますが、建設当時、平成5年は約2万9,000人の来館者数がありまして、その後も3万人前後で推移しております。平成8年には、これまで一番の来館者数だったのですが、3万6,266人でした。ちょうどこのころは若貴の相撲ブームのころであったかなというふうに思いますけれども、その後減少が続いております。平成11年には2万4,000人、平成17年には1万人を切りまして、ここ5年くらいは4,000人を若干切る年もありますが、大体4,000人から4,800人程度で推移しているのが状況でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 来館者数が減少しているというのはこれ時代とともに、たしか相撲協会のほうもかなり苦戦しているという話は聞いておりますし、やはりそのような状況はあるのかなと。今回課題解決のために業務を発注しているということですが、業務の発注に当たっての業務仕様といいますか、どういう内容で発注されたかを説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

この施設は、壮瞥町の北の湖記念館、郷土史料館ということで、壮瞥町の郷土資料の保存と展示をしながら将来に伝承する文化施設であります。北の湖記念館としましては壮

警町の独自性があり、より観光資源として活用できる施設とするために特に現在多く来ておりますインバウンド観光客の集客も視野に入れまして現在の展示方法のリニューアルをするための基礎調査を行うために委託をしております。具体的には現在の利用状況における課題や問題点の整理、この施設のコンセプト、基本方針を改めて明確化し、それに向けた機能構成の策定、具体的な展示空間のイメージ、手法の提案、それから将来的な課題の整理も含めまして業務を発注をしております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 業務の内容については了解いたしました。その部分については業者委託によって今後はっきりしてくる部分でしょうから、方向性も含めてこれから示される内容になってくるのだろうと。

そういうことで、次の質問に移りますけれども、2点目の親方の死去による資料収集、それに当たっての影響がないかということです。それとさらに、記念館関係の展示収集に大きな影響は出てこないという答弁でございますけれども、この親方死去後の調査内容についての打ち合わせがどういう形で行われているかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

委託業者とはこれまで何回か打ち合わせですとかメールのやりとりを行ってまいりました。基本的には先ほど申し上げた内容で、今あるものの展示の方法の工夫ですとか、足りないものも含めて展示の仕方につきましてプロの目を見ていただき、現状の指摘と新たな提案をいただくことで進めておりますので、北の湖親方がお亡くなりになられたことによる設計等の変更は行わないで、当初の仕様書に基づきまして現在の調査を進めているところでございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） それで、資料の関係でございますけれども、北の湖関係の資料点数、それと町の歴史関係の資料点数という部分でどの程度の資料があるのか。それと、町所有と借用分の内訳がもしわかれば示していただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

まず、北の湖記念館のほうですが、当時北の湖親方から、当時といいますか、借用しているものには秘伝書ですとか化粧回しですとか優勝杯など26点、これは施設開設したときの資料で今答弁しておりますけれども、借用しているもので26点、それから親方から寄贈されたものと、あと町で複製したのがあります。小学校のころの写真や相撲の取り組みや優勝時の写真、それから表紙を飾った雑誌等がございます。これら合わせますと、写真も1枚1枚の数にはなりますが、約120点、そのほかに町が購入、または制作したものであるということで北の湖の年表、それから土俵の実物大の模型ですとか升席、行司の服装、やぐらなど合わせると77点、それから歴代の横綱の写真ですとか相撲の決まり手の絵です

とか優勝力士の写真も、これ1枚1枚の数になりますが、220枚ほどの展示となっております。それから、史料館のほうですが、火山関係の資料で町がパネル等を制作したものが主になりますけれども、約50点、それから郷土資料のほうで町が制作した町の歩みですとか写真が約60点、それから町民の皆様から農機具など提供を受けたものが展示しているもので約100点、動物の剥製で40点と北電の発電機関係で2点ということで、今申し上げた数字は当初の設置のときの数字でございまして、その後ちょっと移動があれば変わっているかもしれませんが、あともしかしたら漏れているものも、済みません、あるかもしれません。それと、それ以外にも郷土資料の分で町民の方から提供を受けた多くのものが倉庫等に保管をされている状況でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） この資料のうち郷土資料というのは昔の開拓の歴史を伝えるものだとということで、これはよく認識しておりますので、それはそれでいいのかなと。ただ、火山関係の資料につきまして、情報館のほうにもいろいろ火山関係というか、有珠山噴火関係の資料等もあると思うので、そういうものも集約といいますか、郷土史料館、もしくは北の湖記念館のほうの資料とは区別されたほうがいいのかと。それとあと、北電のたしか水力発電の大きな機械あるのですけれども、どうもあれは何かなかなかあの場所にはふさわしい……一つ歴史としてはあったのかなという感じはしますけれども、一般の観光客来られてはなかなかあれが何なのだという部分が理解されないのかなと。ですから、そういうものが適正にといいですか、あるところにおさまるような整理はされる考えはあるかないかという部分お聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

まず、火山関係の資料につきましては、郷土史料館のほうと情報館の2階に情報館できてから火山学び館として整備をしているものもございまして、役割分担は必要かなというふうに思っております。郷土史料館のほうは、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、貴重な資料を後世に引き継いでいくという部分ではもちろん一つの歴史として火山の歴史ですとか復興の歴史というのは大事にというか、後世まで引き継ぐ部分ではあると思いますが、ただでは1枚1枚のパネルがそういう貴重なものかどうかということであったり、もしくは情報館のほうの展示のほうが好ましいという部分もあると思いますので、それぞれ役割分担できるような形で今後整備していければいいかなというふうに思っております。それから、水力発電のタービンでございますが、最初どういう経緯であそこにあれだけ大きいものがどういうふうに設置されたかということろはちょっと存じていないところではあるのですが、それも壮瞥町の歴史を語っていく上で一つの資料ということで、ほかにはないものがございますし、価値としては大きいのもかもしれませんが、ただ今後施設改修して行く中で、施設の規模としては限りがございますし、今後全体的な施設整備というか、展示内容の検討していく中ではどういような取り扱いといいますか、今後どうしていく

かというのはその中で検討していきたいなというふうに思いますけれども、ただ昔のもので、壮瞥町の郷土資料ということで保管しておくのももちろん一つの方法なのかなというふうには思いながらも、今言ったとおり、今後全体を含めて検討して、できればいいかなというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 改修の方向性というのは今後業者のほうから示されるという形になると思うのですが、仮に方向性が示されてきて、資料収集をするという際の交渉先といえますか、例えば北の湖記念館関係であれば相撲協会になるのか、もしくは北の湖部屋はなくなったわけで、新たな部屋の親方ということになるのか、その辺の想定といえますか、どのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） 展示品の今後の収集ということでございますが、町長からの答弁にもありましたとおり、北の湖親方の遺品といえますか、部分につきましてはご親族の方から、公式ではありませんけれども、将来的にはご提供いただけることも聞いておりますし、もしそういうご提供いただければ大切に保管、展示をしていきたいというふうに思っております。また、展示の一つ一つのものではないかもしれませんが、展示品をよりわかりやすく解説するという部分では、例えば展示品を補足する写真ですとか、また説明文等につきましては国技館にあります相撲博物館ですとか、あと国技館の近くにあるのですが、写真館のご協力もいただきながらそういうものについては整備を進めていければいいかなというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） それで、3点目に移らせていただきます。

3点目の観光振興、集客ツールとしての整備の視点ということでございますけれども、郷土の観光資料や北の湖記念館については資料という観点からいけば資料の持っている発進力は限られてくるだろうと。郷土開拓の歴史に関する資料ということであれば、ある程度の年数を経なければ資料に大きな変化は出てこないだろう。また、個人の足跡についても、例えば親方が死去をしたことによって、そこで時間がとまってくるというわけで、資料収集の内容も大きく変化はないのではないかと。要は新たな資料というのはなかなか出てこないだろうということはあると思うわけです。そこで、相撲文化発信施設という大きなくりの中で資料整備を行って、その中で我が町から誕生した大横綱、北の湖の足跡や資料を展示する。それと、相撲界の動きを伝えていくという視点での史料館整備があってもよいと思うのですが、その辺の考え方についてお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

展示の仕方という部分になるのかなというふうに思いますが、北の湖記念館としての部分ですが、今も北の湖の展示等、一緒に相撲に関する資料も展示をしておりますけれども、

どちらかというとな北の湖の資料と一緒に展示している状況です。例えば最初に日本の国技である相撲について理解できるような展示をした後にこの壮警町出身で、横綱になって、相撲協会の理事長まで務めた北の湖の功績について触れて、理解できるようなストーリーを持たせるですとか、そういうことが展示をする中では大切かなというふうに思っております、展示のそういう仕方を変えることによって、例えば北の湖を知らない世代ですとか、または外国人ですとかにも相撲を通しながら壮警町出身の北の湖を知ることができるようになるというような展示もできればいいかなというふうに思っております、今調査委託している業者ともそのような話をしながら、打ち合わせをしながら具体的にどのような展示の仕方ができるか現在進めているところでございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 整備の内容は今後ということでございますけれども、一つの提案といいますか、近年の観光施設というのは見る観光から体験型に動いているだろうと、そういう傾向にあるのかなと思うわけですが、体験的施設整備を検討する考えはないかということでございます。例えば相撲を体験できる土俵を設置するですとか、体験的に稽古回しを締めるですとか、それとあと今施設の前に、記念館の前に銅像があるわけなのですが、これちょっと高さがある、こういう銅像がということで近くまで行って見ている人は姿見るわけなのですが、例えば横に足場というのか、何か銅像の横で記念写真を撮れるような、そういうような施設もあってもいいのかなと。要は体験型の施設整備というのは考えられないかということでございますが。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

その体験型の施設整備という部分も大切な部分というふうに思っております。具体的な構想はまだありませんが、手にとってさわることができたり、あとは力士の大きさや土俵の大きさなどを体感できたり、今銅像のところという話もありましたが、記念写真を撮ることができるスポット的なものがあったらいいと思います。先ほども申し上げたとおり、施設の大きさ自体は限られておりますので、今の施設の中で、外も含めてですが、有効に使いながら、その中で展示する部分と体験、体感できる部分とどのような工夫ができるか、これも今業者と同じような内容で協議をして、そういうご指摘や提案もいただきたいということで話を進めているところでございまして、今後体験型の展示といいますか、そういうものにつきましても同様に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 整備の方向性というのはこれから委託業務が出た後にということですが、私もこの質問を考えたときに自分なりにいろいろな用法といいますか、そういうものを考えていたので、もうちょっとお話を聞いていただきたいと思います。

それで、近年道内出身力士というのは非常に減っているわけですが、最近また何人かぽつぽつとあらわれているようでございます。そういう方の紹介コーナーといいます

か、そういう紹介コーナー、もしくはよく道内にある、道内ばかりではないと思うのですが、絵画の美術館ですか、そういうところでは本人以外の作品、本人の作品というのは当然限られてしまうわけなので、当人以外の作品展の開催ですとか、あと相撲文化、北の湖というコンセプトはきちっと中心に据えておきながら、その時々相撲に関する話題、情報を提供していくという、そういうような施設になってもいいのかなというのですが、そう思うわけなのですが、その辺の考え方については。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今のは来館者をふやすための工夫という部分になるのかなというふうに思います。今森議員から提案があったような道内の力士を紹介する例えばコーナーがあって、それをPRすることによって、例えば道内の力士の地域の方が逆に来てもらえるですとか、そういうの、例えば季節の展示のほかに小さなとか、別にコーナーを設けて、その時代とか、そのときの旬な話題で特別展を、展示を行うことができれば、そういうことも可能かなというふうに思います。来館者をふやすための工夫としましては参考させていただければと思いますし、今後そういうことができるかどうかも含めて、先ほどとちょっと同じ答弁になるかもしれませんが、施設としてはあの規模しかございませんので、その中で来館者をふやすための工夫としてどういうことができるかは改めて考えさせていただければなというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） これ次の質問が直接北の湖記念館のほうとは関係なくなるのかなという感じもちょっとしないわけではないのですけれども、集客施設と入浴施設の相乗効果といいますか、親方の名前を後世まで語り継いでいく意味合いという意味から、今入浴施設、ゆーあいの家を例えば北の湖温泉という名前に命名変更されるなんていうような考え方はあるかないかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

北の湖記念館の横にはパークゴルフ場がありまして、その中の一つのコースには北の湖コースというのがありますし、また隣接してゆーあいの家もございます。一体的にPRすることによってそれぞれ相乗効果といいますか、集客につながればそういうPRの仕方もあるのかなというふうに思いますが、ゆーあいの家は名称につきまして、ゆーあいの家という名称が町内、町外には広くなれ親しんでいるというふうに思いますし、当初どのように名称を決めたかちょっと把握はしておりませんが、名称を決めた経緯もあるというふうに思います。それから、北の湖という個人の名称について、例えば町民が北の湖温泉と通称で呼ぶのは特に問題ないかなというふうに思うのですが、行政が正式に温泉の施設の名称として個人の名前を使っていいかどうかというところは、僕も余り詳しくはないのですが、著作権的なことで確認する必要がいろいろあるのかなというふうには思いますので、

現時点ではちょっと判断しかねますけれども、将来的にそういう名称変更が利用客の増加ですとか住民サービスに有効な手段ということであれば、今後検討していくことも考えたというふうに思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 了解いたしました。

それで、4点目に移らせていただきます。4点目の同様な施設との連携協議については前向きに検討するということですが、4点目の答弁の中に奈良県葛城市の相撲館の関係がちょっと載っておりました。この奈良県というのが何か、私も調べたところによりますと、相撲発祥の地なのだそうでございます。この葛城市は日本書紀に何か載ってきたそうで、相撲の起源としてノミノスクネとタイマノケハヤという、そういう2人の力士がおって、天覧相撲の様子というのが日本書紀に書かれていたと。そして、それを、演技ということではないのしょうけれども、たまたまその土地にかなりの相撲マニアがいて、相撲関係の資料を収集していたのです。そして、その方が後年に市のほうにそれらの資料を提供して、相撲博物館というのをつくったということなのだそうです。ただ、奈良が非常に、多分その周辺地域ということだったと思うのですけれども、相撲発祥という部分ではかなり歴史があるようございまして、実は奈良県の桜井市、それから香芝市、それからこの葛城市なのですけれども、その3市が相撲サミットというのを合同で行っているのです。でも、これにはたまたまことしのサミットには白鵬が参加したりですとか、宮城野部屋の人たちが参加したりということで、相撲発祥を縁として3市でいろいろ相撲を体感しながら連携を深めているという実態があるようなのです。北海道には壮瞥も含めて3カ所あるということですが、福島町の横綱千代の山・千代の富士記念館、それと弟子屈にあります大鵬記念館あるわけなのですけれども、これは先ほど新幹線開通による観光振興なんていう話もちょっとあったのですけれども、新幹線ルートからは若干外れてはいるのですけれども、例えば福島町というのは青函トンネルの際のトンネルの町として一世を風靡した時代あったようなのですけれども、トンネル工事が終わることによって過疎化に急激に進んでいったということで、今いろいろ観光振興を図らなければならないというようなこともちょっと考えておられるようです。あと、弟子屈のほうについては、当然皆さんご存じだと思うのですけれども、摩周湖の近くということで、北海道の中でも観光地としては有望な地域であると。ですから、私が思っているのは福島から始まって、壮瞥、それと弟子屈の大鵬記念館、これらを結んだ相撲ロードというつながり、要は相撲ロードを核としたような新たな観光戦略が展開できないのかなという思いが実はございます。それで、できれば壮瞥が呼びかけ人となって、同じ施設を持つ相撲博物館サミット、それに近いようなものが企画できないかというものでございます。その辺についての考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今森議員おっしゃった奈良県の葛城市の相撲博物館サミット、2月末ぐらいに行われたかと思うのですが、それについてちょっと聞いてもおりましたし、また葛城市にありますその相撲館には北の湖がつけた回しの展示もしていたり、親方がお亡くなりになった後に葛城市の相撲館の方から問い合わせがあって、その相撲館でも北の湖の特別展をやりたいので、北の湖記念館のものを少し貸してほしいという問い合わせがあったりとかいう問い合わせも来たりとかして何度かその担当者とはお話をしたことがあります。提案のありましたそういうサミットのようなイベント的なものということですが、今のところ具体的な構想等は持っておりませんが、議員おっしゃっていたとおり、新幹線の開業に向けて、例えば道南の福島町との連携ですとか、観光という部分で道東の弟子屈町との連携ということ、また道外も含めて同様の施設との連携をすることによりまして、北の湖記念館の逆にというか、充実ですとかPR効果が図ることにはできるのかなというふうに思っておりますし、昨年北の湖親方がお亡くなりになられて、献花台を北の湖記念館に設置したときにテレビの放送を見て、北の湖記念館が壮瞥町にあるというのをその放送で知った北の湖ファンですとか相撲ファンの方から当時何件もお問い合わせいただいたこともありますので、今後道内に限らず、全国にいる相撲ファンを対象としたそういう周知、PRですとか、ほかの施設とも連携しながらそういう集客につながるようなイベントになるのかどうか分かりませんが、そういう催し物につながっていければいいかなというふうには思っております。ただ、現状では具体的にどういうのということまではまだ構想は持ってはおりませんが、各施設連携をしながらそういうものにつなげていければいいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 最後にしたいと思うのですが、今後展示等、基礎検討委託事業の成果を受けまして、具体的整備が進められていくということになると思うのですが、町長から観光振興、集客アップに向けた施設整備の思いをお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ご答弁申し上げます。

北の湖記念館の今後の取り組みにつきましては、課長のほうから答弁があったとおりでございますし、今後やはり日本の国技である相撲、そして日本の相撲協会の理事長を2回ほど務めた方、そして相撲界の発展のため相撲の土俵の充実ということで、道半ばしてご逝去された北の湖の偉大さ、そういったことをこの北の湖記念館のみならず、北海道にある相撲館、弟子屈の大鵬記念館、あるいは福島の千代の富士、そういった横綱の記念館と連携できる部分についてはお互いPRをしながら連携をして、相撲ファンの来客、誘客に努めていきたいというふうに思っておりますし、またもう一点の観光振興につきましても、

やはり今多くの観光客の皆さんが壮瞥町、洞爺湖温泉等に来ていただいております。昭和
新山にも外国のお客様と、また日本の国内のお客様もたくさん来ていただいているわけ
ありますので、先ほども答弁しているように、やはり来ていただいたお客さんをそこから
ほかの壮瞥の地域に回遊していただく取り組み、そして壮瞥のことを知っていただいて、
そして壮瞥に来て食をしたり、あるいは楽しんで帰っていただいて、また来たい壮瞥とい
うことで北の湖記念館もその観光振興の一つとしてPRをし、情報館もそのとおりであり
ますので、そういった観光客の回遊をしてもらう取り組みも今後進めていきたいというふ
うに思っておりますので、皆さん方のご意見、あるいは皆さんが持つておられる観光に對
する思い、そういったものをぜひお話をしていただいて、今後の観光振興に取り組んでい
きますので、どうかよろしくご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（松本 勉君） 次に、3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 私のほうから教育関係、ここに質問事項、シティズンシップ教育
と書いてありますが、ご存じのとおり、シティズンシップ教育というのは今言われている
若者の就業の低下、ニートと言われている方、引きこもりされている方、それから社会的
無気力感、何かにチャレンジしていくという気持ちが薄れてきている若者が今ふえてきて
おります。それから、これはこの後お伺いするところなのですけれども、政治的な無関心
など将来を担う世代に社会的責任、それから法の遵守、それから身近な地域やより広い社
会などにかかわることを今後子供たちがそれらの将来市民として十分役割を果たせるかど
うか。市民社会の中でいかに立ち回るといえるか、振る舞っていけるかというのを教えるの
がシティズンシップ教育だと言われているのですが、その中の主権者教育についてお伺い
いたしたいと思っております。

まず、1点目、小学校、中学校、高校において主権者教育というのはどのようなことが
今現在当町で行われているのか、まずそれをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を継続いたします。

3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 先ほど1点目でちょっと終わってしまったのですけれども、第2
点目として、このたびの公職選挙法の改正によりこの夏の参議院選挙から18歳の選挙権
が適用されるわけですが、当町の高校においてどのように指導や対応がなされているのか。

この2点、お伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 3番、毛利議員のご質問につきましては、教育に関する事項でございますので、私のほうからご答弁を申し上げます。

1点目の主権者教育につきましては、町内の各学校において将来社会の一員として自立し、社会に積極的にかかわろうとする態度を身につけさせるため、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領等の関係法規に基づき教育課程を編成し、児童生徒への指導を行っております。教科指導においては、社会科を中心に憲法の基本理念である国民主権や国民としての権利及び義務などについて理解を深めるよう指導を行うとともに、特別活動の話合いなどで社会を成り立たせるために必要な物の見方や考え方を意識した指導を行い、身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす態度の育成などを計画的に行っております。具体的な取り組みとしては、小学校では6年生の社会科で憲法や政治の仕組みについて学び、選挙については投票の仕方や投票率についての学習とあわせ、満18歳以上に選挙権が与えられるようになったことも指導しております。中学校では、社会科で選挙権の確立や参政権、選挙と政党などを学習し、また総合的な学習の時間で壮瞥町子ども議会の取り組みを通して議会制民主主義の意義を学び、また生徒会役員選挙を通して選挙の仕組み、投票の意義などを学ぶといった取り組みを行っております。壮瞥高校では、社会科で社会、法、経済、国際社会などについて多様な角度から理解を深めるとともに、民主政治における個人と国家についての考察や政治参加の重要性を自覚させることを狙いとした取り組みなどを行っております。

2点目のご質問については、公職選挙法の改正により本年6月19日以後に公示される選挙から選挙権年齢が満18歳以上となりますが、現在選挙の仕組みや投票参加の意義についての理解と選挙や政治に関心を持たせる教育活動の取り組みを進めています。具体的には昨年12月16日に北海道選挙管理委員会事務局胆振支所主催の選挙啓発高校生出前講座が伊達緑丘高等学校で開催され、総務省、文部科学省が作成した生徒向け副教材、「私たちが拓く日本の未来」等の活用方法や模擬投票を壮瞥高校の教職員が視察し、これを参考に本年1月20日に3年生を対象として模擬投票と開票作業を体験する選挙啓発高校生講座を実施しました。また、本年3月には2年生を対象とした講座も実施する予定であり、今後も社会科の授業や農業クラブ活動での生徒の自主的、実践的な教育活動を中心に学校教育全体を通して主権者として必要な資質や能力を身につける教育活動を計画的に進めていくよう検討しているところであります。主権者教育については、引き続き各学校において発達段階に応じた学習指導を行ってまいります。

以上、ご答弁いたします。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 答弁ありがとうございます。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、今のご答弁の中で中学校では生徒会役員の選挙を行っているとはありましたが、小学校の児童会とか高校の生徒会のほうはどうなっている。

ちょっとお聞きしたいのですが、行っているのでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

小学校での取り組みについてでございますが、小学校については児童会の役員選出に係る選挙が行われていなかったということで報告をいただいております。高校については、選挙といいますか、選挙に係る部分についての実施等は行われていないというふうに承知しております。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 今の小学校、高校行っていないということではありますが、文科省からの通達にもありますし、それからこの答弁いただいた中においても各学校において発達段階に応じた学習指導を行ってまいります。文科省のほうもそういう指導を段階的に行ってほしいと。あとまた、若者のそういう団体がいろいろNPOとか、NPOでなくてもあるわけですが、そういう若者の中にも義務教育の中でやっぱり主権者教育を行っていただきたいという意見もあります。小学校でも行っていない、高校でも行っていない何か特別な理由でもあるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

児童会での投票等のことについて、児童会役員等の選出に当たっての選挙が実際になかったということでございます。そういう意味でのご答弁でございましたが、小学校では6年生の社会科において憲法、政治の仕組みについて学ぶこと、また選挙について投票の仕方や党票率等についての学習を行い、先ほど教育長からの答弁にありましたが、満18歳以上に選挙権が与えられたこと、そういったことで主権者教育の取り組みを行っているところでございます。高校につきましては、これもさっきの答弁にありました選挙啓発高校生講座を実施し、また社会科の学習の中でも必要な授業等を行い、主権者教育に係る指導を行っているところでございます。主権者として必要な能力を身につける教育活動といったものが小学校、高校においても、中学校ですが、適宜行われているということでご答弁申し上げます。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 小学校の段階でも私は必要だと思います。それは、中学校、高校の教え方でなくて、もっと身近なやり方で行っていく。ということは、やっぱり選挙権が今度得られるわけで、今度投票にも行く。そうなった場合に小学校、中学校、高校の段階でも投票するという行為も必要ですけれども、選ばれる立場を経験する、落選する立場も経験する、そういう経験も必要だと思いますが、いかが思いますか。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

若干私の答弁のほうで説明が足りない部分があったかと思いますが、児童会役員等の選

出に当たってはそれぞれ候補者等を立候補、推薦等により候補者の中から選ぶということですが、行われなかったということにつきましてはそれぞれ候補者、複数名いなかったというふうに認識をしているところでございます。

○議長（松本 勉君） よろしいですか。議員、質問ありましたけれども、答弁の中で行われなかったというのは選挙がなかったということで、選挙及び民主政治に関する授業、指導はしているという答弁をされていると。

〔発言する者あり〕

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 今回の件は、では結局行われなかったというのは候補者がそれだけいなかったということの理解でよろしいですか。それでよろしいのでしょうか。わかりました。

それから、中学校は子ども議会とかってここで経験したりするわけですが、高校生も中学校と同じ年に1回ぐらいの子ども議会を開くというふうなお考えはありますでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

高校生について子ども議会の開催についてということですが、壮警高校におきましてはカリキュラム、教育課程にのっとった学習活動が行われております。現在農業科の高校ということで実習の活動等もあります。主権者教育等についてもロングホームルームの時間を活用したりということに対応しておりますが、時間的に子ども議会を開催する、高校生向けのというのはなかなか厳しいものがあるのかなというふうに現状では認識をしております。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 農業高校で時間も何かとれないから、大変だということで、そうですかと言わざるを得ないかなと。夏場の畑出て忙しいときもあるけれども、冬の暇な時期もあるので、そこら辺はちょっと考えていただきたいなと思います。

それから、高校生模擬投票活用、これは模擬投票、それから開票作業などを体験されたと言われていましたが、これは教職員が出かけて行って、生徒が体験したという先ほどの答弁でしたが、文部省が去年通達した中では高校生の学校における取り組みの中で、ちょっと省略します。公職選挙法、同法や選挙の具体的な取り組みに関する指導を行うと。その際選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会などと連携し、講師の派遣を受け、その専門性を生かした指導を行うようにと来ていますが、先生が受けた講習を生徒が受けて、どれだけの効果があるのかなと。今回は忙しい日程の中でできなかったのかもしれませんが、なぜできなかったのかということと、あと次年度からはそういう対応をとっていかれるのでしょうか。

○議長（松本 勉君） 3番議員、それは選挙管理委員会とか明るい選挙推進する委員会の協力とその指導を受けるべきだという立場の質問ですね。

○3番（毛利 爾君） いや。その指導を受けるではなく、直接指導ということ。生徒が受けるのです。高校生まで。ですから、間接的に受けてきただけでよろしいのかということなのです。だから、直接講師とか呼んで行っていいのか、そういうところもお聞きしたい。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

最初に教育長から答弁した中にも壮瞥高校での選挙啓発高校生講座を開催したということで答弁いたしました。詳細についてももう少しご説明させていただきます。平成 27 年 12 月 16 日、こちらは伊達緑丘高校で北海道選挙管理委員会事務局胆振支所が開催をした選挙啓発高校生出前講座。こちらが開催されたのを機に壮瞥高校から校長、また社会科、あと担任の教員がこちらの出前講座のほうに参加、視察をいたしました。その際実際にどういったような内容での講座が行われたかということで実際に講座の様子を確認をし、あわせてその選挙啓発高校生講座で使用された資料等もいただきまして、これをもとに壮瞥高校で1月20日、3年生を対象に選挙啓発高校生講座、壮瞥高校での講座を実施したというものでございます。文部科学省、総務省が作成をいたしました副教材、「高校生の選挙、有権者として求められる力を身に付けるために」という副教材を作成しておりますが、これに基づき作成されております緑丘高校で開催された出前講座、こちらの資料に載っております。選挙制度の概要の説明、またグループ討議、こちらは北海道選挙管理委員会作成の主権者教育の資料を用いたグループ討議、あと模擬投票と開票、近年の若年層の投票率の状況や投票参加の意義などといったことについて、こちら投票箱、記載台を壮瞥町選挙管理委員会から借用して使用するなど、本番さながらの投票の取り組み等を実施したものでございます。なお、次年度以降の今後の取り組みについてでございますが、北海道選挙管理委員会等のご協力をいただける部分については協力をいただきながら取り進めたいと考えております。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） ぜひ来年度から、ここに書いてありますとおり、学校で受ける場合、学習集会などで実際に生徒を一堂に集めるということも文科相から来ているわけで、実際に直接生徒に対するそういう、町の選管から行ってもよろしいですし、それから予算的なこととか時間的にもあれですけれども、出前講座を受けるなり、実際にそういうことを進めていっていただきたいなと思います。

それと次に、お聞きしたいのですが、先生の立場ってこの通達、通知の中とか、それから以前、去年からでもいろいろ出てきているわけですが、教師に対して何せ中立性をずっと求めている記事が載っています。この中立性を求めるために政治や所管の高等学校から校長や担当教諭などを集め、政治や選挙などに関する指導についての研修会を実施するというので、これ中立性を守るための研修を教職員に行うという通達なのでしょうか。ちょっと確認したいのですが。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

教職員の教育的中立性の確保についてということのご質問でございます。学校における指導については教育基本法に良識ある公務について必要な政治的教養は教育上尊重されなければならない、また法律に定める学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならないと示されており、学校においてはこれらの規定に基づいて指導を適切に行うことが必要であるとされております。このことから、文科省からの通達等という部分では教育基本法に定める政治的中立性という部分の注意喚起、啓発を旨とした通知がなされているものと承知しております。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 済みません。もう一度最後のほうなのですけれども、研修とかは行っていくのでしょうか、そのための。それを確認したいのですが。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

各学校における主権者教育等につきましては、学習指導要領に基づき校長の権限と責任のもとで教育課程を編成、実施すると。また、指導計画の作成、授業の実施については不断の評価改善に努めるよう指導することとなっており、教育の政治的中立性の確保について、住民の信頼を損なうことのないよう服務規律のほうについて指導をしているところでございます。研修等につきましても、まだ具体的に実施ということでは処置をしておりませんが、さきにお話をしました伊達緑丘高校で開催された選挙啓発高校生出前講座、そのほか学習指導要領に基づく主権者教育の取り組みについて必要な研修等が実施されていくものと考えますが、これについては適宜積極的に参画をし、適切な学習指導が行われるよう努めていく、指導していくようにしていきたいと考えております。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） わかりました。では、それは今後対策をとられてくるということだと理解をいたしまして、それで先生方の中立的な立場を保つという指導もありますし、それから高校生に対しても、やっぱり幾ら選挙権が与えられたといえ、教育の場にいるということではいろんな制限があります。主権者教育を行う場合にも先生の意見も中立的なことを指導するよというか、示唆するよというふうな感じなのですが、生徒自身もいろんな方面から物事を捉えなければいけないと思うのですが、私ちょっとわからないのですが、高校とか中学校において新聞というのは何種類かあったりなんかしているのでしょうか。お教え願います。

○議長（松本 勉君） 3番議員、それは新聞を教材に使っているかどうかという確認ですか。

○3番（毛利 爾君） そうそう。それと、常に見れるような状態になっているか。

○議長（松本 勉君） 生徒がですか。

○3番（毛利 爾君） はい。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

新聞につきましては、地元紙等、複数学校のほうで購入をしているということでございます。あと、常時見れるかということにつきましては、基本的には職員室の中に新聞が置いてあるというような状態になっていまして、児童生徒の皆さんがすぐに見れると、誰でも閲覧可ということにはなっていないのかなと思いますが、図書室等の活用について詳細をちょっと把握しておりませんので、後ほどご答弁したいと思います。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 今何種類かと言ったか、何種類、どのぐらい、どの程度の新聞をとっているかちょっと今の答弁では把握できなかったのですが、実際に身の回りも何種類かあります。それで、今は教育の現場でアクティブラーニングとかNAEというニューズペーパーエデュケーションとか、そういうのが行われているから、そのときだって新聞というのはかなり使われる頻度があるのではないかと思うのですが、これからそこら辺は整備というか、ある程度種類をそろえていくようなお考えはあるのでしょうか。それを活用していく。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

ただいまご質問にありましたアクティブラーニング、またNAE、こちらの活用等についてということで新聞、現在各学校でとっている新聞等の活用を図りながら授業を進めていく、学習活動を進めていくということが基本になってくるのかなというふうに思っています。こちらにつきましては、各学校での学習指導の必要上、要望があった時点で対応等は考えていきたいと考えております。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） それで、もう一つ、高校生の放課後、校外活動、そこにおいて、家庭の理解のもと生徒が判断し行うものと明記し、ただ違法なものや暴力的な活動につながる可能性が高い場合は学校側が制限や禁止する必要があると書いてあるのですが、これ放課後とか休日、生徒が何かそういうときに高校にとか、学校に届け出を出してもらって、それで学校側が把握するというようなことなのでしょう。ちょっとお教え願いたいのですが。

○議長（松本 勉君） 3番議員、確認ですが、一般質問で自説や議論するの構わないのですけれども、一応趣旨が主権者教育に関して高校ですけれども、今の質問……

○3番（毛利 爾君） これは、文科省から通達が来ているのです、高校に。政治活動の分野。

○議長（松本 勉君） 政治活動する際という意味ですね。

○3番（毛利 爾君） ええ。

○議長（松本 勉君） 学生が政治活動というか、その目的で集会をする場合の是非についてということによろしいのですか。

○3番（毛利 爾君） そうです。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

壮警高校についてでございます。現段階では校則等での規制等は設けてはおりませんが、今法律の施行後の状況を見据えて必要と考えられる場合、規則等を定めていくこと、また法で定める、法で遵守すべき事項等については適宜生徒のほうに指導を進めるよう学校側と協議を進めていきたいと考えております。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 今の答弁だとちょっと学校がどうやって把握するのかなと。ちょっとわからないので、学校側の判断が難しいなと思っておりますが、そういう難しいことを文科省が求めてきている。今それに対応できないような答弁でしたけれども、ちょっと考えます。それでは、スルーします。

あと、もう一つ、最後にちょっとこれはどうなのでしょうかなと思うのですが、副読本が今回来ましたが、それは高校だけで、中学校あたりはその辺に近いようなところは来ているのでしょうか。高校だけ。わかりました。

そしたら、高校生だけということでしたら、これもその学校長の判断でそれをどう利用するかというのは変わってくるのでしょうかけれども、私たちもはっきり言って主権者教育をしっかり受けてきたわけでもないし、小学校、中学校で習った社会科はほとんど忘れて、覚えていないわけですがけれども、こうやって改めて出てきて、そういう副読本も出て、若者の協議会だとか、いろいろ討論している若者が出てきているわけで、それを生かして今後選挙率が少しでも上がるように、また今よく言われているシルバーデモクラシーと言われている、若者がこの前討論会でも言っていました。もう少し若者のほうを向いた政策を出してくれと言ったけれども、だから若者も政治に向かい合って、向かってやるのにはいい機会がちょっとできたのかなと思っております。ですから、小学生、中学校、高校に共通してでも、やっぱり政治というのは自分たちの将来につながることだし、政治がかかわっていない分野というのは一つもないのだということを改めて学校側で認識して、指導をしていてもらいたいなと思ひまして、これで質問を終わります。

○議長（松本 勉君） 答弁よろしいですか。

教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 先ほど来再質問で質問いただき、担当課長のほうでご答弁をさせていただいたところですが、私からちょっと振り返りながら補足も含めてご答弁をさせていただきますと思っております。

まず、冒頭のほうで、今回の法律改正に基づいて主権者教育が注目される中で各学校でどのような取り組みを行っているかという質問で、児童会、生徒会の選挙の有無について

のお話がありましたけれども、もちろん学校の教科指導以外でそういった活動は大変重要なところと認識をしておりますが、教科指導、学習指導要領等に基づきまして、小学校6年生では、先ほども最初の答弁で申し上げたとおりのほかに主権者教育に直接的に関連しなくても、特別活動の中での話し合いですとか、現代社会を捉える枠組みの基礎である対立と合意、効率と公正などの見方や考え方を意識して、主権者教育という標語はしていませんけれども、特別活動の中で適宜指導をし、身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して、主体的に責任を果たす態度等の育成を道徳の時間で行うなど、こうしたことで、直接的に選挙模擬投票をやるということが主権者教育ではなくて、もっと幅広い観点から発達段階に応じた子供たちの指導をしているということでありまして、これは法律が変わる前から各学校で行っているということをまずご理解いただきたいなど、そのように思っているところであります。壮警高校についても、関連してお尋ねがございましたが、もちろん教科指導を行っているのは2年生の現代社会で公民的などころはやっておりますし、それ以外にもボランティアサポートプログラムですとかりんごまつりへの生徒の参加、こうした活動自体が生徒のコミュニケーション能力ですとかスキルアップ、望ましい勤労観の育成に努めておりますし、生徒会のかわりに農業クラブという活動があります。生徒会は壮警高校にはないわけなのですが、農業クラブでは生徒の自主的、実践的自治活動を通して他人とのかかわりに関する意識を向上させる、リーダーシップの養成もこういった活動を通して全ては主権者教育に直接的にはないにしても結びついていく活動がなされているということで、この辺はご理解をいただきたいなど、このように思っております。教科指導も行っております。

あと、もう一つ、公職選挙法が変わっておりますが、先ほど中盤のお尋ねの中で教職員の中立性の確保についてのお尋ねがあったと思いますが、これについては先ほど担当課長のほうから教育基本法に基づいてということと条文も説明を申し上げ、具体例も申し上げましたが、この法律自体が変わっていないということもあり、先生方は常に中立性を意識しながら授業を行っているということとあります。今回法律、こういった活動を行っている中で公職選挙法が変わったということとありまして、今まで本町は学校での指導に加えまして、先ほど子ども議会のお尋ねもありましたけれども、高校でもということとありましたけれども、時数との関係もあり、今すぐここで導入するということは言えないわけなのですけれども、そういった特別活動も実施されていると。壮警町は比較的そういう意味では中学生に代表されるような活動は行っているのかなと私なりには認識をしております。こうした中で公職選挙法が改正され、選挙権を有する人の年齢が満20歳から18歳以上になったということで、70年ぶりの選挙法の改正である。学校は中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者としてみずから判断で権力行使できるよう具体的かつ実践的な指導を行うことが求められていて、これが本日の主題の質問の要旨だったかなと思っております。今後もこうしたこと認識を置きながら法令の規定、学習指導要領に基づきまして、現在まで推進してきました各学校の取り組み、そして実践をベー

スにしながら現代の民主主義社会を支える市民として必要な資質、これは知識と意識と技能と言われておりますが、政治的教養を育成する教育の充実を図っていきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松本 勉君） これにて一般質問を終結いたします。

◎休会の議決

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議事の都合により3月8日から3月10日までの3日間休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月10日までの3日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月11日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2時48分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成28年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成28年3月11日（金曜日） 午後 2時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第31号 平成28年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第 3 議案第32号 平成28年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第33号 平成28年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第34号 平成28年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第35号 平成28年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第36号 平成28年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第37号 平成28年度壮瞥町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議員の派遣について
- 日程第10 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一
9番	松本	勉	君					

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君		
副	町	長	杉	村	治	男	君
教	育	長	田	鍋	敏	也	君
会計管理者	小	松	正	明	君		
総務課長（兼）	工	藤	正	彦	君		
企画調整課長	庵	匡	君				
税務財政課長	上	名	正	樹	君		
住民福祉課長	阿	部	正	一	君		
経済環境課長（兼）	山	本	貴	浩	君		
商工観光課長	齊	藤	英	俊	君		
建設課長	作	田	宏	明	君		
生涯学習課長	小	林	一	也	君		
選管書記長（兼）	工	藤	正	彦	君		
農委事務局長（兼）	山	本	貴	浩	君		
監委事務局長（兼）	齋	藤	誠	士	君		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋	藤	誠	士	君
---------	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午後 2時30分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
5番 真鍋盛男君 6番 加藤正志君
を指名いたします。

◎議案第31号ないし議案第36号

○議長（松本 勉君） 日程第2、議案第31号 平成28年度壮警町一般会計予算について、日程第3、議案第32号 平成28年度壮警町国民健康保険特別会計予算について、日程第4、議案第33号 平成28年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第5、議案第34号 平成28年度壮警町介護保険特別会計予算について、日程第6、議案第35号 平成28年度壮警町簡易水道事業特別会計予算について、日程第7、議案第36号 平成28年度壮警町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第31号から議案第36号までの6件については、3月4日の本定例会において予算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

1番、佐藤恣君。

○予算審査特別委員会委員長（佐藤恣君） 予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

平成28年3月4日開催の第1回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第31号から第36号までの平成28年度各会計予算について3日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第31号 平成28年度壮警町一般会計予算について以下5件であります。

審査の経過、委員会の開催、議案第31号から第36号までを審査するため、特別委員会を平成28年3月9日から11日までの3日間開催いたしました。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の紙面のとおりであります。

特別委員会の結論、平成 28 年 3 月 4 日開催の第 1 回定例会において本特別委員会に付託されました議案第 31 号から議案第 36 号までの平成 28 年度各会計予算について、慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、各議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長、佐藤 恣。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 勉君） 予算審査特別委員会委員長の報告に対して一括質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 31 号から議案第 36 号までの 6 件の一括討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 31 号から議案第 36 号までの 6 件を一括採決いたします。

各議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、全て原案のとおり可決であります。

各議案は、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号から議案第 36 号までの 6 件については、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 3 4 分

再開 午後 2 時 3 5 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（松本 勉君） 町長より議案第 37 号 平成 28 年度壮警町一般会計補正予算（第 1 号）についてが提出されました。提出されました議案第 37 号については、議会運営委員会の中で取り扱いを協議することといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 3 5 分

再開 午後 2 時 4 2 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開催されました議会運営委員会において、議案第 37 号の取り扱いについては既存の議事日程に日程第 8 として追加し、以後の議事日程を 1 つずつ繰り下げることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会運営委員会で決定しましたとおり、議案第 37 号の取り扱いについては既存の議事日程に日程第 8 として追加し、以降の議事日程を 1 つずつ繰り下げることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号については既存の議事日程に日程第 8 として追加し、以降の議事日程を 1 つずつ繰り下げることに決しました。

◎議案第 37 号

○議長（松本 勉君） 日程第 8、議案第 37 号 平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） それでは、議案第 37 号の平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。

平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 37 億 6,600 万円に歳入歳出それぞれ 239 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37 億 6,839 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書の歳出をごらんいただきたいと思っております。109 ページの一般の 1 ページになります。歳出から説明をいたします。総務費の総務管理費の諸費で 239 万円の追加、計で 572 万 1,000 円となります。説明欄にありますとおり、4 月 17 日の日曜日に北の湖をしのぶ会を開催することと予定しております。さきの第 1 回定例会の中で平成 27 年度の補正予算を計上させていただいておりますが、同様に 91 万円を議決をいただいております。それとあわせて 330 万円の予定でしのぶ会を開催することとし、28 年度、4 月入ってすぐにかかる経費等をここで計上するものであります。説明欄にありますとおり、祭壇の委託料ですとか親族の方にご来町いただく際の経費等を盛り込んで予定しているものであります。

歳入につきましては、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 239 万円の追加、計で 1 億 3,539 万円となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 平成28年度壮警町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（松本 勉君） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（松本 勉君） 日程第10、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 28 年壮瞥町議会第 1 回定例会を閉会いたします。

（午後 2 時 4 8 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員